

官報

号外 昭和五十年一月十日

○第七十四回 参議院会議録追録(その一)

一世一元の制に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和四十九年十二月十六日

参議院議長 河野 謙三殿 源田 実

一世一元の制に関する質問主意書

旧皇室典範第十二条に「踐祚ノ後元号ヲ建テ一世ノ間ニ再ヒ改メサルコト明治元年ノ定制ニ從フ」とある如く、天皇御一代に一つの元号を用いるという一世一元制が明治天皇の御意志により定められてより今日まで、明治・大正・昭和と三代の元号が用いられてきた。

ところが、戦後、前記皇室典範は廃せられ、新典範では、第十二条の項目は全くないものの、昭和の元号は、慣習的に国家、公共機関は勿論、広く一般に民間でも用いられている。

しかし、将来、改元を必要とする事態が生じたとき、その法的根拠が確立していない限り、この問題は混乱を生じ、国民生活統合の上にも大きな影響があるものと考えられる。

よつて、左の点につき、政府の見解を承りたい。

一、政府は、元号の存続、改変に関する法的根拠の必要性についてどのように考えているか。

二、その法的根拠確立のために、どのような具体的案をもっているか。例えば、次期通常国会に政府提案として、関係法案を提出する考えはな

昭和五十年一月十日 参議院会議録追録(その一)

いか。

昭和四十九年十二月二十四日

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員源田実君提出一世一元の制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員源田実君提出一世一元の制に関する質問に対する答弁書

一、について
元号制度は、新憲法実施後、法令上の根拠を失つたが、事実たる慣習として広く国民の間に定着している。

もし、元号の使用を国民に強制しようとするのであれば、法律を必要とすることは当然であるが、そうでなければ、必ずしも法律によることを必要としなものと考えられる。

二、について
将来の元号制度の在り方については、国民世論の動向を見極めつつ、なお慎重に検討することとした。

皇室の尊厳維持に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和四十九年十二月十六日

質問主意書及び答弁書

参議院議長 河野 謙三殿

源田 実

皇室の尊厳維持に関する質問主意書

最近の皇室侮辱文書の横行は、まことに目にあまるものがある。それが国民思想に及ぼす影響多大であることはいうまでもないが、同時にそれは、憲法第一条に定める「国および国民統合の象徴」たる天皇を公然と否定し、刑法上の罪を犯すものであり、法秩序の維持の問題としても、到底黙視し得ない。

而して、それらの文書、言論は当然、刑法二三〇条ないし二三一条の罪に該当するものと確信されるところから、かねて多数の国民からその唯一の告訴権者たる内閣総理大臣に対し、告訴の要求がなされているが、これに対して政府当局は、その犯罪的文書の存在することのみを認めながら、それを告訴することが、政策的立場から考へて適切か否かは諸般の相を検討する必要があるとして、その後、結論を保留している由である。

就いては、左の点につき政府の見解を承りたい。

一、「国および国民統合の象徴」たる天皇以下、主たる皇族に対する名誉毀損、侮辱の犯罪行為に關しては、内閣総理大臣が唯一の告訴権者とされている。もしも、内閣総理大臣がその告訴権を行使しないときは、その犯罪行為は全く放置される結果となり、それは刑法の定める法秩序を無視する風潮をひきおこす。

内閣総理大臣は、これらの皇室侮辱文書に対しては、当然告訴すべきものであると解せられるが、告訴の意思があるのか。

二、もしも告訴しないとすれば、他のどのような処置によりこの問題を解決するつもりか。その具体的方策について質したい。

昭和四十九年十二月二十四日

内閣総理大臣 三木 武夫

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員源田実君提出皇室の尊厳維持に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員源田実君提出皇室の尊厳維持に関する質問に対する答弁書

一、について

御指摘のような文書は、表現の自由を濫用したもので、かかる文書の発行は、誠に遺憾である。しかしながら、これが例えば名誉毀損罪ないし侮辱罪に該当するとしても、告訴して裁判がなされる過程において、かえつて皇室にいらざる迷惑の及ぶおそれもあり、告訴については、慎重を期すべきものと考ええる。

二、について

この種のものは、一般世人にとつては、およそ読むに堪えぬものであり、正にほうまつのごとく消え去るものと思われるので、あえて公的な措置をとらないのが良策と考ええる。

在沖繩米軍基地関係の地籍問題に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和四十九年十二月十八日

参議院議長 河野 謙三殿 喜屋武真榮

在沖繩米軍基地関係の地籍問題に関する質問主意書

一、政府は、在沖繩米軍基地及びすでに返還された地域の地籍調査を実施しているところであるが、現在までの調査状況(調査対象・面積・パーセンテージ)を詳しく、明らかにされたい。また、今後の調査計画はどうなっているか。

昭和五十年一月十日 参議院会議録(その一)

質問主意書及び答弁書

二、調査の実施機関はどこか。民間委託ですめているのか。

三、沖縄における地籍混乱のもつとも大きな原因は、米軍の強引な基地建設による原形破壊等であり、基地提供を許した政府の責任は免れない。したがって、地籍確定は政府の責任において完全に処理されるべきだと思ふが、どうか。

四、地籍問題を政府と地元が一体となつて解決するために、何らかの協議機関を設置する必要があると思ふが、この点、検討されているか。検討されているなら具体的に示してもらいたい。

五、政府は、復帰後返還の軍用地の地籍問題についての所管庁を防衛施設庁にする方針だと伝えられているが、むしろ防衛施設庁は基地確保が主任務とみられるのであつて、跡地の地域開発利用を促進するためには、民意尊重のうえから当然沖縄開発庁がこれに当り、且つ現在他の省庁で行われている業務も開発庁に一本化すべきだと思ふが、どうか。

六、沖縄県企画調整部のまとめによると、すでに返還された地域のうち跡地利用されているもの、これから計画のあるものは両者でわずか十七％であるといわれている。政府は、こうした跡地利用の遅れの原因は何にあると考えるのか。また沖縄の地域開発をすすめる立場からどのように解決していく所存か。

七、基地転用計画については、県及び市町村の策定はもとよりだが、その計画の最大の障害は住民意思を反映しない一方的な「基地のコマ切れ、部分返還」にあり、政府は返還要求にあつては、地元の転用計画を優先して対米交渉を行うべきであると思ふが、どうか。

八、基地返還後、二年たつても地籍が明確にされない現状を考えると二年間といわれる管理費の支払い期間を、現実に即してさらに延長すべきであると思ふが、どうか。

九、米軍は地籍調査上の基地内立入りに消極的であるといわれているが、これまでの立入り状況と

これに対する米軍の態度(許可条件等)はどうか。また、本格的な調査のためにも改めて基地内立入りについて対米折衝を行うべきではないか。

一〇、沖縄開発庁、防衛施設庁など政府の五十年地籍調査関係予算の概算要求はどうか。また、今後調査費用はすべて政府負担か。沖縄県で負担する場合は、それはどのようなケースか。

一一、地籍問題解決の大幅の遅れはなにかで、すでに現地の一部においては、政府は故意に解決を長びかせ、自衛隊基地への転用を意図しているのではないかと不安があるが、政府はこれを明確に否定することができるか。できるとするならば、大幅遅れの原因はどこにあるのか明示してもらいたい。

右質問する。

昭和四十九年十二月二十七日

内閣総理大臣 三木 武夫

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員喜屋武眞榮君提出在沖縄米軍基地関係の地籍問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武眞榮君提出在沖縄米軍基地関係の地籍問題に関する質問に対する答弁書

一、二、及び三、について

昭和四十九年十二月二十日現在沖縄県に所在する施設及び区域六十三のうち、土地の境界の確定を要すると認められるものは二十九施設であり、防衛施設庁において、昭和四十九年度中に施設及び区域内及びその周辺を含め、現況測量を完了する計画であり、その測量図を関係地主に提供して境界確定作業の促進の資料としたと考えている。

復帰後に返還された土地については、防衛施設庁において原状回復補償の一環として境界設

定費を補償し、それにより関係土地所有者が境界確定作業を進めることになるが、その際、前記測量図を活用したいと考えている。なお、現在までに返還された土地で境界確定作業を要するものは、昭和四十七年度返還分において約五千平方メートル(補償済み)、昭和四十八年度返還分において約二・八平方キロメートル(うち一・五平方キロメートル補償済み)、昭和四十九年度返還分において約六・〇平方キロメートルであり、面積合計約八・八平方キロメートル中、約一・五平方キロメートル(約十七％)の補償を実施している。未補償土地及び今後返還される施設及び区域についても引き続き同様の措置をとる所存である。

また、施設及び区域(復帰後返還された土地を含む)以外の地域に所在する境界不明土地については、沖縄開発庁に予算を計上し、沖縄県を通じて境界明確化のため所要の調査を実施しており、現在までに当該地域の概況は、戦災前に航空写真等関係資料の収集を行ったが、昭和四十九年度中には全域(約十七平方キロメートル)について現況調査を終了する見込みであり、今後は関係市町村及び土地所有者の協力を得て、境界設定のための調査を実施し、これにより地籍の明確化を図る所存である。

四、について

境界不明土地問題の対策を統一的に推進するため、中央に關係各省庁による「沖縄境界不明土地問題対策連絡会議」を、現地には、関係行政機関、沖縄県、関係市町村及び関係地主による「境界不明土地対策現地連絡会議」を設置しているところであり、また、沖縄県において地籍問題対策協議会が設置されているので、これらの体制を十分活用し、問題の早期、円滑な解決に資する所存である。

五、について

一、二、及び三、において述べたとおり現在の体制が実情に即したものである。

面はこの体制で処理を進めてまいりたい。

六、について

跡地利用計画の促進については、政府としては、沖縄振興開発計画の促進及び国土利用計画法の趣旨に即し、県土の計画的利用を確保するため、長期的観点に立つて適正かつ合理的な利用が図られるよう今後とも沖縄県及び関係市町村に対して指導助言していく所存である。

七、について

政府としては、沖縄県及び市町村の地元利用計画並びに地元住民の要望を踏まえ、かつ、日米安全保障条約の目的達成に配慮しつつ、沖縄県における施設及び区域の整理統合問題に対処していく所存である。

八、について

一般に、米軍に提供していた民有地が返還になった場合、三か月を限度として、境界復元等に要する期間に対し、借料相当額の管理費を支払うことにしているが、沖縄においては特殊の事情があるので、三か月の限度にとられず、個々の実情を考慮の上、合理的な範囲内において支払対象期間を定める所存である。

九、について

地籍調査のための基地内立入りは復帰前から米軍の許可を得て行われており、今後、本格的に調査が行われる場合に必要ない立入りについては、具体的な計画に基づいて米軍に折衝する所存である。

一〇、について

沖縄における境界不明土地に係る調査費等の昭和五十年年度予算の概算要求においては、沖縄開発庁が境界確定のための基礎資料の作成等の調査費約九千二百万円、防衛施設庁が原状回復補償費の一環として境界設定費約五千万円をそれぞれ要求している。

一一、について

自衛隊施設への転用の意図をもつて故意に調査を遅延させているような事実は全くない。遅

延の原因は戦前の公簿、公図の滅失及び土地の形質変更等により境界の復元が著しく困難となつてゐること等のためである。

なお、本件は私権に係る問題であるところから行政機関の調整には限度があるためである。

決算検査報告に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和四十九年十二月十九日

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議長 河野 謙三殿

決算検査報告に関する質問主意書

一、会計検査院は、国の収入支出の決算を検査し、これを確認したことを検査報告に掲記することになつてゐるが、近年、その掲記の方法について変化が認められる。

このうち、一般会計の決算の確認については、昭和四十三年年度の検査報告以後、掲記の方法が改訂されたことが明らかにされてゐる。昭和四十二年以前、決算の確認の記述は、歳入歳出決算額を表示したあとで「上記決算額は、未確認額を除いてこれを検査確認した」という形式で行われていた。その際、防衛庁関係の前金払、概算払の購入物件、未納入の経費などが未確認額とされ、その明細が既往年度の残額について掲記されてゐた。それが改訂によつて、「会計検査院は、下記の決算額を確認した」として、続けて歳入歳出決算を表示する形式になり、未確認額は全く掲記されなくなつたのである。

しかし、前記の防衛庁関係の未納入の期間に数力年度に及ぶ事例もあり、かつての未確認額の実態は現在なお存在するものと認められる。二、一般会計の決算の確認の掲記の方法の改訂の理由は薄弱であると認められる。

会計検査院は、その改訂に関する国会答弁で、決算の確認、未確認について法律上および

運用上の観点から検討を加えた結果、前金払、概算払の支払段階の検査によつてこれを確認することができ、物件の未納入の場合特にこれを未確認額として表示しなくても今後の検査に支障を来さないことなどを改訂の理由としている。

しかし、この改訂以後にも、国会における国の決算等の審議の際に、改訂以前の未確認額の資料を度々必要としているのであつて、未確認額を検査報告に従来のように掲記しておくことが財務処理が明確となり、国民の要望に應えるものと思料される。

三、単年度予算の原則のもとでは、多年度にわたる前金払、概算払の物件未納入などかつて未確認額として検査報告に掲記してゐたものについては、物件未納入などの実態が存在する限り、以前の慣例を尊重して、検査報告に未確認額の内訳を記述し、その検査の推移を明らかにすべきものと考えられる。

よつて、前金払、概算払が物件未納入で精算未了の状態が多年度にわたつて継続してゐるものなど、従前、検査報告に未確認額として慣例的に掲記されてゐたものの検査報告への掲記を義務づける内容の法律改正について政府の考え方を承りたい。

(一) このような法律改正の必要を認めるか否かの必要を認める場合、検査報告への掲記の方法は、従前の未確認額の掲記の方法をそのまま採用するか、あるいは、他の適当な新様式を採用するか。

(二) その必要を認めない場合、その理由は何故か。

なお、防衛庁関係の前金払、概算払をしたもので、未納入となつてゐるもの昭和四十八年九月三十日現在における予算科目別、購入物件、金額の明細、そのうちアメリカ合衆国政府の軍事有償援助にかかるとは特記し、これを明らかにされたい。

昭和五十年一月十日 参議院会議録追録(その二) 質問主意書及び答弁書

参議院議長 内閣総理大臣 三木 武夫
参議院議員 河野 謙三殿
参議院議員 山昭範君提出決算検査報告に関する質問に対し、別紙答弁書を交付する。

参議院議員 山昭範君提出決算検査報告に関する質問に対する答弁書

(一) 及び (二) について
会計検査院は、会計検査院法第一条により「内閣に対し独立の地位を有することとされておる、政府としては、会計検査結果報告の掲載方法等に関する法律改正の要否については、第一次的には会計検査院の意見を尊重しつつ、慎重に検討しなければならないと考えてゐる。

なお、防衛庁関係の前金払、概算払をしたもので、未納入となつてゐるもの昭和四十八年九月三十日現在における予算上の組織、購入物件、金額の明細等については、別表のとおりである。

別 表 (48. 9.30現在)

1 前金払物件未納入状況 (金額単位 百万円)

年 度	予 算 上 の 組 織	購 入 物 件	金 額 の 明 細	う ち 納 期 未 到
43	防衛本庁	試 験 用 器 材 等	112 (112)	0 (0)
44	同 上	試 験 用 器 材 等	89 (89)	0 (0)
45	同 上	調 整 器 材 等	97 (97)	0 (0)
46	同 上	護 衛 艦 等	3,283 (610)	3,028 (355)
47	同 上	護 衛 艦 等	15,599 (4,112)	14,910 (3,423)

(注) 括弧内は、アメリカ合衆国政府の軍事有償援助に係るもので内数である。

2 概算払物件未納入状況 (金額単位 百万円)

年 度	予 算 上 の 組 織	購 入 物 件	金 額 の 明 細	う ち 納 期 未 到
44	防衛本庁	航 空 機	836	836
45	同 上	航 空 機 等	2,967	2,967
46	同 上	同 上	4,008	4,008
47	同 上	同 上	42,800	42,800

農地相統税の改正に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和四十九年十二月二十一日

参議院議長 河野 謙三殿

辻 一彦

農地相統税の改正に関する質問主意書
政府自民党の永年にわたる失政によるインフレ、物価高、とくに列島改造論による地価の高騰は異常なものがある。このため農地価格の急上昇が起り、かつては大部分の農家にとり無縁であつた相統税が、今や大部分の農家に対し、大きな負担となり、とくに都市近郊の農家は巨額な相統税の負担のため、農地を売却するを得なくなつてゐる。農業をやる気のある農家が、相統により土地

昭和五十年一月十日 参議院会議録追録(その一)

質問主意書及び答弁書

を手放し、経営規模が維持できなくなるとは、日本農業の将来のため由々しき問題である。世界的食糧危機の中で先進諸国が、高い食糧自給率を確保しているのに、わが国は急転直下、今や自給率四割を切ろうとしている。このような中で、日本農業と農民生活を破壊する現行相統税をこのままにしておくことは出来ない。

政府は去る十月二十二日、参議院大蔵委員会において、社会党竹田議員の質問に対し、農地に関する相統税については検討する旨の答弁を行つてゐるが、具体的且つ大幅に改正する意思があるのか、次の諸点につき政府の見解を問う。

一、農地の相統税改正に当つては、税制問題の視点のみでなく日本農業と農業生活を守ることに、食糧自給体制確立の立場から対処すべきでないか。

二、現に営農を行うものの農地については、時価評価方式をやめ、農業収益を基とした評価を行うべきでないか。

三、相統税法改正に当つては、特別軽減措置(延納、免税)、最低課税限度引上げ、税率手直しなどの一時的な措置でなく、一、二、に示した原則に基づく抜本的改正を行うべきでないか。

四、政府は通常国会に改正案を提出するのか。するならばその改正構想の骨子を明らかにせよ。右質問する。

昭和五十年一月十日

内閣総理大臣 三木 武夫

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員辻一彦君提出農地相統税の改正に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員辻一彦君提出農地相統税の改正に関する質問に対する答弁書

一、から四、までについて
相統税については昭和四十一年以来基本的な見直しが行われていないため、その後における

地価の著しい上昇等を反映してその負担が増加している。そこで昭和五十年年度税制改正においては、一般的負担の調整を図るため、課税最低限を相続人が五人の場合で現行の千八百万円から四千万円に引き上げるとともに、税率構造を改めたいと考えている。このほか、御指摘の農地に対する相統税の問題については、農業の特殊性を考慮して、農地の相続人が農業を継続する限り、農地価格のうち「恒久的に農業の用に供されるべき農地」として取引される場合に通常成立すると認められる価格を超え部分に對する相統税の納税を猶予し、次の相統税で又は納税猶予後二十年間農業を継続した場合に、猶予税額の納付を免除する制度を創設することにより解決したいと考えている。なお、これらの内容を織り込んだ改正法案は、この通常国会に提出する予定である。

農林水産業の基盤整備事業資金の金利に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和四十九年十二月二十一日

辻 一彦

参議院議長 河野謙三殿

農林水産業の基盤整備事業資金の金利に関する質問主意書

ローマにおける世界食糧会議にも明らかたように、世界的食糧危機の中で、先進諸国は食糧自給率の向上に大きな努力を払つてゐる。即ちアメリカはもちろんで、フランスの一六〇%、ドイツの八〇%、イギリスはかつての四一五%から、今や六二%といわれる。わが国は、近年低下の一途をたどり今や四〇%を割ろうとしており、食糧自給率の向上はわが国の最大の課題である。わが国における食糧自給率の向上と農業の近代化のためには

基盤整備が最も必要であることはいうまでもない。また、第一次産業の見直しがいわれる中で、林業、漁業における、林道、造林、漁港などの基盤整備が必要なることも当然である。しかし、これらの基盤整備はその性格上、いずれも長期、低利の融資に依存せざるを得ない。

しかるに政府は、これら第一次産業の基盤整備に関する政府資金の金利を近く〇・五%引き上げようとしている。今日、農村では物価高、生産資材の高騰に苦しんでいる中で、政府資金の金利引き上げはその影響する所きわめて大きく、これをみすごすことはできない。

よつて次の諸点について、政府の見解を問う。
一、政府は食糧自給率をどこまで引き上げる考えか。

二、第一次産業のみならずの必要な今日、土地改良、造林、漁港などの基盤整備により大きな重点をおくべきでないか。

三、基盤整備に関する政府資金の金利はあくまで据置すべきであるが、政府の考えはどうか。右質問する。

昭和四十九年十二月二十七日

内閣総理大臣 三木 武夫

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員辻一彦君提出農林水産業の基盤整備事業資金の金利に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員辻一彦君提出農林水産業の基盤整備事業資金の金利に関する質問に対する答弁書

一、について
食糧の安定的供給の確保を図るためには、食糧の自給力を高めていくことが基本であると考へてゐる。

このような観点から、長期的視点に立つた農

産物需要の展望と生産目標について、現在、農政審議会に検討をお願いしているところである。

二、について

(一) 国民食糧の安定的な供給を確保するためには、我が国農業の生産体制を整備し、食糧の自給力を高めていくことが基本的に重要であると考えられる。このため、昨年五月に策定された土地改良長期計画においては、農業機械化のための基盤を整備し、高効率農業の早急な展開を図ること等を目的として、昭和四十八年度以降の十か年間にあつて三兆円に相当する事業を実施することとしている。政府としては、この土地改良長期計画に従ひ、今後の農業発展の方向に即応した基盤整備事業の推進に努めてまいりたい。

(二) 森林は、木材の生産のみならず、自然環境や国土の保全、水資源のかん養、農山村の振興等に重要な役割を果たしている。この森林資源充実のための造林事業については、補助制度や農林漁業金融公庫の制度融資等を通じて、従来からその推進に努めてきたところであるが、近年の森林、林業をめぐる諸情勢の変化や、森林資源充実に対する国民的要請の増大に即応して、今後とも、その推進を図つてまいりたい。

(三) 我が国の水産業については、それが動物性たん白質食糧の供給源として重要な役割を果たしていることにかんがみ、その積極的な振興を図る必要がある。このため、水産業の基盤である漁港の整備を特に促進することとし、昭和四十八年三月第七十一回国会の承認を受けて改定された第五次漁港整備計画に基づき、水産行政の最重点事項の一つとして、その推進を図つていくところである。

三、について
公庫等政府金融機関の貸出利率については、資金運用部資金の貸出利率の引上げに伴い、他

の關係政府金融機關資金及び農林漁業金融公庫の一部資金について既に金利の引上げが実施されたところであるが、農林漁業金融公庫から貸し付けられる農林水産業基盤整備資金についても、長期的かつ計画的に行わなければならないという基盤整備事業の性格を勘案の上、他の農業近代化資金等の農林漁業金融の金利体系をも考えあわせ慎重に検討してまいりたい。

タバコ並びに酒の値上げに関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和四十九年十二月二十一日

辻 一彦

参議院議長 河野 謙三殿

タバコ並びに酒の値上げに関する質問主意書

政府は新年度よりタバコ並びに酒を大幅に値上げする考えといわれている。タバコ並びに酒は労働大衆にとり欠くことのできない嗜好品であり、また明日の勤労のための必需品でもある。したがつて、これが値上げは、実質的増税であり、タバコまでという心理的影響も大きいものがあり、値上げすべきでない。特に大衆向けのタバコと酒については特別の配慮を行うべきであると考え、よつて次の諸点につき政府の見解を問う。

一、一日一箱百円をタバコ代に当てている勤労者は五〇％値上げにより月一、五〇〇円の支出増となり、実質的には新年度増税第一号となるのではないか。

二、専売益金が六〇％を割るから値上げというが、専売納付金の一般会計に占める割合は、戦後の二〇％から、二・四％となつてゐる。値上げにより国庫収入が増えるための利益よりも、専売のタバコまでが値上がりという、インフレに与える心理的影響がきわめて大きい。物価抑

昭和五十年一月十日 参議院会議録追録(その一)

質問主意書及び答弁書 審査報告書(第五号参照)

制の上からもタバコは据置くべきでないか。

三、専売会計は他の公共料金のように赤字が出てゐるとちがひ、タバコの場合は黒字で専売益金は四十八年度で三、七六六億円の黒字である。政府が価格をきめるものの中で一つ位は値上げを押さへ据置くべきでないか。

四、特に大衆向けのタバコの値上げはやめて据置くべきでないか。

五、同様趣旨により、酒の場合も特に勤労大衆向けの二級酒の酒税は据置くべきでないか。

六、政府は、政府関係公式会合などに、純国産米より製造される日本酒を、まづ第一に使用すべきでないか。

右質問する。

昭和五十年一月十日

内閣総理大臣 三木 武夫

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員辻一彦君提出タバコ並びに酒の値上げに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員辻一彦君提出タバコ並びに酒の値上げに関する質問に対する答弁書

一、及び二、について

たばこの定価は、昭和四十三年の改定以来すえ置かれており、この間における原価の上昇の結果、たばこ消費に対する税負担率が大幅に低下しているため、その調整を図り、もつて財政収入を確保するため、定価改定を行うこととしてゐる。

三、について

たばこ事業は、財政収入を得る目的で行われている財政専売であり、他の公社等の事業とはその存立目的が全く異なるものである。

四、について

値上げ金額を紙巻たばこ十本当たり、一級品については二十五円、二級品については二十円、

三級品については十円ないし五円とし、低価格品の値上幅を抑制することとしている。

五、について

今回予定している酒税法の改正に当たつては、清酒二級、合成清酒、しょうちゆう、ウイスキー類二級等についてその税率をすえ置くこととしている。

六、について

御質問のような会合において、酒類を提供する場合、当該会合の性格、国際儀礼、参会者の嗜好等を考慮しているところであるが、御趣旨のことについても、できるだけ配慮してまいりたい。

〔第五号参照〕
審査報告書

昭和四十九年度一般会計補正予算(第一号)

昭和四十九年度特別会計補正予算(特第一号)

昭和四十九年度政府関係機関補正予算(機第一号)

右は国会法第五十条後段の規定に基づき、可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年十二月二十三日

予算委員長 大谷藤之助

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和四十九年度一般会計補正予算(第一号)は、歳出の追加事項として、(1)人事院勧告の実施に伴う国家公務員の給与改善費等、(2)公共土木施設等の災害復旧等災害対策に必要な経費の追加、(3)四十九年度産米の政府買入価格の引上げ等に伴う食糧管理特別会計への繰入れの追加、(4)臨時稲作営農改善対策費、(5)公立文教施設等の建築単価の改定等に伴う経費の追加、(6)福祉

年金等の年金額の改定実施期日の繰上げ等及び生活扶助基準等の引上げに伴う経費の追加、(7)診療報酬等の改定に伴う経費の追加、(8)義務的経費の追加、(9)日本国有鉄道財政基盤の強化等のための日本国有鉄道事業助成費の追加、(10)所得税及び法人税の増収に伴う地方交付税交付金の追加並びに地方交付税交付金の前年度精算額の追加、(11)その他の経費の追加の合計二兆二千六百八十五億七千八百七十四万七千円の追加を行い、これに必要な財源として歳入面において、租税及び印紙収入一兆六千二百二十億円、税外収入二千七百七十六億千六百九十九万三千円の増収を見込むとともに、前年度剰余金受入として二千六百九十億八千九百六十八万七千円を計上するほか、歳出面において、既定経費の節減及び予備費の減額により千六百九十八億七千七百三十七万七千円を修正減少しようとするものである。

この結果、昭和四十九年度一般会計予算の総額は、歳入歳出とも、それぞれ、二兆九百八十七億三千七百七十四万七千円を追加し、十九兆九百八十一億三千四百四十六万六千円となる。

昭和四十九年度特別会計補正予算(特第一号)は、国家公務員の給与改善等を行うため、国立学校特別会計は二十二特別会計についてそれぞれ所要の補正を行うものである。

昭和四十九年度政府関係機関補正予算(機第一号)は、職員の給与改善等を行うため、日本国有鉄道はか五政府関係機関について、所要の補正を行うものである。

右の措置は、当初予算作成後の事由に基づき、特に緊要となつたものについての予算措置であり、おおむね妥当なものと認める。

審査報告書

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決し

昭和五十年一月十日 参議院会議録追録(その一)

審査報告書(第五号参照)

た。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年十二月二十三日

内閣委員長 加藤 武徳

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、本年七月二十六日付の人事院勧告を実施するため、一般職の職員の俸給月額並びに初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、宿日直手当の額及び期末手当の支給割合を改定するとともに、非常勤の委員等に支給する手当の支給限度額を改定すること等であつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律施行に伴い、昭和四十九年度に必要な経費は、約三千九百九十七億円である。

附帯決議

公務員の給与改定に関する本年の人事院勧告は例年と比べて早期に勧告されたにもかかわらず、その実施がはなはだしくおくれたことは、誠に遺憾である。政府は、民間並びに三公社・五現業職員の給与支給の実情にかんがみ、公務員給与の支給に当つては勧告の時期も考慮して支給が行われるよう支給手続きの改善について検討すべきである。

なお、政府は、公務に優秀な人材を確保できるよう、民間並びに三公社・五現業職員の初任給との関係をさらに考慮することについて必要な検討をすべきである。

審査報告書

特別職の職員の給与に関する法律及び沖繩国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措

置法の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年十二月二十三日

内閣委員長 加藤 武徳

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般職の職員の給与改定に伴い、内閣総理大臣等の特別職の職員の俸給月額を改定するとともに、委員会の常勤委員及び非常勤委員の日額手当の支給限度額並びに沖繩国際海洋博覧会政府代表の俸給月額の改定等を行おうとするものであつて、妥当な措置と認め

一、費用

本法律施行に伴い、昭和四十九年度に必要な経費は、約八億円である。

審査報告書

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年十二月二十三日

内閣委員長 加藤 武徳

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般職の職員の例に準じて、参事官等俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額並びに防衛大学校及び防衛医科大学校の学生の学生手当の月額を改定するとともに、営外手当の月額を増額する等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に伴い、昭和四十九年度に必要な経費は、約一千六百二十九億円である。

審査報告書

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年十二月二十三日

法務委員長 多田 省吾

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬等を改定しようとするもので、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に要する経費は、約三十八億八千七百九十九万円である。

審査報告書

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年十二月二十三日

法務委員長 多田 省吾

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給等を改定しようとするもので、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に要する経費は、約二十八億二千九

百万円である。

審査報告書

昭和四十九年度分の地方交付税の特例に関する法律案
右は多数をもつて別紙の通り修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年十二月二十三日

地方行政委員長 原文兵衛

参議院議長 河野 謙三殿

第一条中「千五百三十億円」を「三千五十億円」に改める。

附則第二項中地方交付税法の一部を改正する法律附則第四項の改正規定中「臨時土地対策費人口二人につき 七五〇〇〇〇」を「臨時土地対策費人口一人につき 七五〇〇〇〇」に改める。

臨時土地対策費人口一人につき 七五〇〇〇〇
臨時土地対策費人口二人につき 六五〇〇〇〇
臨時土地対策費人口一人につき 七〇四〇〇〇
臨時土地対策費人口二人につき 七〇四〇〇〇

臨時土地対策費人口一人につき 六五〇〇〇〇
臨時土地対策費人口二人につき 七〇四〇〇〇
臨時土地対策費人口一人につき 七〇四〇〇〇
臨時土地対策費人口二人につき 七〇四〇〇〇

臨時土地対策費人口一人につき 七〇四〇〇〇
臨時土地対策費人口二人につき 七〇四〇〇〇
臨時土地対策費人口一人につき 七〇四〇〇〇
臨時土地対策費人口二人につき 七〇四〇〇〇

臨時土地対策費人口一人につき 七〇四〇〇〇
臨時土地対策費人口二人につき 七〇四〇〇〇
臨時土地対策費人口一人につき 七〇四〇〇〇
臨時土地対策費人口二人につき 七〇四〇〇〇

臨時土地対策費人口一人につき 七〇四〇〇〇
臨時土地対策費人口二人につき 七〇四〇〇〇
臨時土地対策費人口一人につき 七〇四〇〇〇
臨時土地対策費人口二人につき 七〇四〇〇〇

臨時土地対策費人口一人につき 七〇四〇〇〇
臨時土地対策費人口二人につき 七〇四〇〇〇
臨時土地対策費人口一人につき 七〇四〇〇〇
臨時土地対策費人口二人につき 七〇四〇〇〇

七

昭和五十年一月十日 参議院会議録追録(その一)

審査報告書(第六号参照)

昭和四十九年十二月二十四日

外務委員長 二木 謙吾

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、「虚偽の又は誤認を生じさせる
原産地表示の防止に関する千八百九十一年四月
十四日のマドリッド協定」及びその後の改正協
定の加入書の寄託に係る事務を、従来のスイス
政府から世界的所有権機関に移管すること等
を内容とするものである。この協定を締結する
ことは、知的所有権の保護を目的とした諸条約
に関する事務手続の統一を図るうえで望ましい
と考えられるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

千八百九十六年五月四日にパリで補足され、
千八百八十八年十一月十三日にベルリンで改正さ
れ、千九百十四年三月二十日にベルヌで補足
され並びに千九百二十八年六月二日にローマ
で、千九百四十八年六月二十六日にブラス
ホルムで及び千九百七十七年七月二十四日パ
リで改正された千八百八十六年九月九日の文
学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ
条約の締結について承認を求めると議決し
た。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年十二月二十四日

外務委員長 二木 謙吾

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、文学的及び美術的著作物の保護

審査報告書

雇用保険法案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年十二月二十四日

社会労働委員長 山崎 昇

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、失業者の生活の安定及び求職活
動の促進を図るため、失業給付事業に加え、雇
用構造の改善、労働者の能力開発、向上及び労
働者の福祉の増進に資する事業を行うものであ
り、また衆議院において、基本手当の日額等
について修正が行われており、おおむね妥当な措
置と認める。

一、費用

なお、別紙の附帯決議を行った。

昭和五十年年度労働保険特別会計(労働省所管)
の雇用勘定において、約七千億円(うち一般会
計よりの受け入れ約一千億円)が計上されてい
る。

衆議院修正の結果必要とする経費は、昭和四
十九年度において約四十五億円、昭和五十年
度において約四十億円(うち一般会計よりの受け
入れ約十億円)となる見込みである。

附帯決議

政府は、雇用保険制度の適切な運用を図るた
め、左記事項を実現するよう、なお一層努力すべ
きである。

一、雇用保険の完全全面適用を可及的速やかに実
現するよう努めるとともに、労働保険事務組合
の育成強化を図る等、零細企業への円滑な適用
拡大のための実施体制を整備するとともに行政
体制の充実強化に努めること。

二、出稼労働、建設労働等の不安定雇用の問題に

一、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九
百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三
十四年六月二日にロンドンで及び千九百五十
八年十月三十一日にリスボンで改正された虚
偽の又は誤認を生じさせる原産地表示の防止
に関する千八百九十一年四月十四日のマド
リッド協定の千九百六十七年七月十四日のス
トックホルム追加協定の締結について承認を
求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決し
た。よつて要領書を添えて報告する。

ついで通年雇用の促進、産業政策及び地域政策を総合的かつ強力にすすめること。また、労働者の雇用条件及び生活の安定、福祉の向上を図るための制度並びに施策の確立について専門の検討機関において速やかにその具体化を図るための検討を行うこと。

三、雇用保険の暫定任意適用とされる事業については、可及的速やかにその適用を図るとともに、新たに適用拡大される部門における新規被保険者が受給資格を得ずに不況により解雇された場合には、職業転換給付金制度の充実、活用により対処すること。

四、短期雇用特例被保険者の特例制度の実施初年度においては、短期雇用特例被保険者の確認が容易でないことにかんがみ、被保険者の就労に関する意思や就労の実態を十分考慮して運用するように配慮すること。

五、給付日数の個別延長制度については、最近の雇用失業情勢に対処して実効ある運営が行われるよう配慮すること。

六、婦人労働者に対する失業給付及び職業紹介にあつては、個々の労働者の実情に十分配慮し、その働く意思と能力を尊重した運営を行い、窓口におけるサービスの向上に努めるとともに、昭和三十九年八月二十八日付の給付適正化通達は廃止すること。また、出産、育児等の理由による受給期間の延長措置については、真に婦人労働者の福祉の向上に資するよう適正な運営を行うこと。

七、雇用改善事業等の三事業の実施にあつては、失業給付との経理上の区分を明確にし、その運営にあつては、労働者の利益がそこなわれることのないよう、労使の意見を十分に反映させるための措置を講ずること。

八、将来、三事業の事業内容の強化、特に職業訓練の振興のため、労使の参加する管理運営、企業賦課金等の諸外国の制度も参考とし、制度のあり方についても速やかに検討を行い、具体化

を図ること。

九、公共職業訓練を強化するとともに、職業訓練制度全体の体系化及び資格の社会化を図ること。

十、交通遺児を抱えた寡婦等の就業問題の解決に資するため、雇用促進に関する援助措置を講ずるよう検討すること。

十一、中小企業の倒産等による不払賃金の救済制度の確立について早急に検討すること。

十二、国有林労働者に対する退職手当について、従前に比し不利とならないよう措置すること。また、雇用の通年化を一層促進するとともに、通年雇用に必要な新たな措置についても積極的に検討すること。

右決議すること。

審査報告書

雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年十二月二十四日

社会労働委員長 山崎 昇

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、雇用保険法の施行に伴い、労働保険の保険料の徴収等に関する法律その他関係法律の規定の整備等を行うものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

審査報告書

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決し

た。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年十二月二十四日

社会労働委員長 山崎 昇

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、業務災害又は通勤災害を被つた労働者及びその遺族に対する保護の充実を図るため、これらの者に支給する労働者災害補償保険及び船員保険による保険給付の改善等を行うものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

昭和四十九年度労働保険特別会計（労働省所管）の労災勘定において、保険給付の改善に要する経費として六十二億円、福祉施設給付金として百七十九億円、労働衛生検査センター建設費として一億七千三百万円が計上され、昭和四十九年度船員保険特別会計（厚生省所管）において保険給付の改善に要する経費として八千二百七十四万円が計上されている。

附帯決議

政府は、左記事項に関し速やかに所要の措置を講ずべきである。

一、労災保険の給付水準、給付基礎日額の算定方法、スライド制等については、今後ともその改善を図るよう努力すること。

二、労災保険の全面適用を早急に実現すること。

三、労災保険給付と他の社会保険給付との関係については、災害補償の趣旨からみて適切な調整のあり方を検討すること。

四、被災労働者の社会復帰のためのリハビリテーションに関する措置を一層充実すること。

五、特別支給金の額は、社会経済の動向に即応し、今後ともその引上げに努力すること。

六、旧法以来の長期療養者の年金についての四〇

日分の減額調整の廃止について検討すること。
七、業務災害の発生防止を図る等のため、関係職員を大幅に増員すること。
右決議する。

審査報告書

国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年十二月二十四日

文教委員長 内藤 三郎

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国立及び公立の幼稚園（盲・聾・養護学校の幼稚部を含む。）の教育職員に教職調整額制度を適用することを図るものであり、妥当な措置と認めた。

一、費用

本法施行のため、国立学校の分として、昭和四十九年度国立学校特別会計予算に一千三百万円が計上されている。

審査報告書

文化功労者年金法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年十二月二十四日

文教委員長 内藤 三郎

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における経済情勢にかんがみ、文化功労者年金の額を百五十万円から二百

昭和五十年一月十日 参議院会議録追録(その二)

審査報告書(第六号参照)

一〇

万円に引き上げようとするものであり、妥当な措置と認めた。

一、費用

本法律施行に要する経費として、昭和四十九年度一般会計予算に六千四百万円が計上されている。

審査報告書

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年十二月二十五日

社会労働委員長 山崎 昇

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、日雇労働者健康保険の給付を健康保険の給付に準ずる内容のものとするため、家族療養費の給付率の引上げ、高額療養費の支給等の措置を講ずるとともに、保険料の額を改定しようとするものであり、妥当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律施行に要する経費として、昭和四十九年度厚生保険特別会計(厚生省所管)の日雇健康勘定において、保険料月額改正による収入増として五億九千五百四十八万六千円、保険給付の改正による支出増として九億二千五百九十二万円、保険給付の改正による一般会計よりの受入れとして三億三百九十一万七千円が計上されている。

附帯決議

政府は、次の事項について実現に努めること。

一、医療保険の前提要件である医療制度の抜本的対策について、早急に具体的な実施計画を樹立すること。

一、五人未満事業所の従業員に対する政府管掌健康保険及び日雇労働者健康保険の適用の問題について具体的な方策の樹立に努めること。

一、日雇労働者健康保険の保険給付の受給要件について日雇労働者の就労の実態を勘案し、その緩和措置を検討すること。

一、日雇労働者健康保険の財政状況の推移をみきわめつつ、累積赤字の処理、国庫負担のあり方及び労使負担区分のあり方等財政対策について検討すること。

一、高額療養費の支給要件及び支払方式について、なお検討すること。

一、日雇労働者健康保険の資金日額の区分のあり方等については、今後十分に検討すること。

右決議する。

審査報告書(建設委員会第一号)

一、議院の会議に付するを要するもの

一、内閣に送付するを要するもの

第四二七号、第一二五九号、第一八八八号

公団家賃のいっせい値上げ反対等に関する請願(別紙意見書添付)

第五八八号 公営住宅入居資格の収入基準改善に関する請願

第五八九号、第八三五号、第八三六号、第八三七号、第八三八号、第八三九号、第八四〇号、第八四一号、第八四二号、第八四三号、第八四四号、第八四五号、第八四六号、第八四七号、第八四八号、第八四九号、第八五〇号、第八五一号、第八五二号、第八五三号、第八五四号、第八五七号、第一一六七号、第一二六〇号、第一三六七号、第一四八九号、第一四九〇号、第一七六七号、第一七八六号 国土利用計画法の施行と運用に関する請願(別紙意見書添付)

第一六七八号、第一八二九号 地方建設業者の保護育成に関する請願
右の通り審査決定した。よつて報告する。
昭和四十九年十二月二十四日

建設委員長 小野 明

参議院議長 河野 謙三殿

意見書案

国土利用計画法の施行と運用に関する請願(第五八九号外二八件)
右の請願は、

一、第二章国土利用計画において全国計画、都道府県計画、市町村計画の基本となるものを民主的手続きにより慎重に作成すること。

二、第三章土地利用基本計画の作成に当つて、住民の意思が民主的に反映される措置を講ずること。

三、第十二条規制区域の指定について、指定の基準を具体的に示し、かつ地域を最小限度にとどめ、知事の独断にならぬ措置として土地利用審査会の民主的な構成を保障すること。

四、第十三条内閣総理大臣の指示については地方自治の侵害にならないよう配慮すること。

五、第十四条土地に関する権利の移転等の許可について解除条件つき予約は法にいう予約と解さないものとする。

六、第十四条第二項の政令で定める適用除外の項に投機的取引でないことが明らかでない三百平方メートル以下の土地については適用しないを加えること。

七、第十五条の許可申請の手續きにおける当事者には買主・売主のほか仲介業者が介在する場合、業者も当事者とする。なお、不許可になり買い取られた場合、業者に対する報酬支払いを義務づけること。

八、第十六条の許可基準における「基準価格」の算定方式は、政令で定められるが、不合理が生じないようにすること。

九、第十七条許可又は不許可の処分において申請のあつた日とは「市町村の窓口において受け付けた日」とし、かつ六週間の日数を少なくするとともに事務量に耐える人員を確保すること。

十、第十九条買取り請求において「買いとるものとする」とあるが、買い取らない場合の取扱いを明確にし、かつ買い取るに必要な財源を確保すること。

十一、第六章遊休土地に関する措置において、投機的買占め土地が有効利用できるような法的措置を強化し、かつ大幅な財源を確保すること。

十二、国土利用審議会、国土利用地方審議会、土地利用審査委員会、社団法人全国宅地建物取引業協会連合会及びその構成団体の代表又は、団体が推薦する者が任命されるような措置を定めること。

十三、第四十二条土地調査員の政令で定める事項に、不動産事情について精通している専門業者を活用するよう考慮すること。

十四、施行期日を変更すること。

との十四の願意からなるものであるが、五、六、七、十二、十三、十四を除いて、おおむね妥当と認められる。

昭和四十九年十二月二十四日

参議院議長 河野 謙三

内閣総理大臣 三木 武夫殿

意見書案

公団家賃のいっせい値上げ反対等に関する請願(第四二七号外二件)

右の請願は、

一、既設公団の家賃のいっせい値上げを絶対しないこと。

二、新設、既設団地の高家賃を引き下げること。

三、空き家割増家賃の制度を撤廃すること。

四、高家賃政策につながる「収入別家賃スライド制」(応能家賃)の計画を中止すること。

五、公団がもつと入居者の立場にたつて、住宅の

二

審查報告書(第六号参照)

111

第六号、第三二号、第一一七号、第一五七号、第一五八号、第一五九号、第一八六号、

号、第一六四号、第一六五号、第一九二号、第一九三号、第一九四号、第三二七号、第三

第一〇号、第三六号、第一二三号、第二二三号、第一六九号、第二七〇号、第二七一号、

第二二號、第二〇號、第三八號、第一二六

第一五七六号、第一九九〇号 中小業者の営業と生活の安定に関する請願

昭和五十年一月十日 参議院会議録追録(その一)

審查報告書(第六号参照)

第一一七三号 農地の相続税等の軽減措置に
関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和四十九年十二月二十五日

第八八号、第八九号、第九〇号、第九一号、
第九二号、第九三号、第九四号、第九五号

四

二四号、第五九五号、第七二七号、第九八五号、第九九六号、第一〇四四号、第一〇七〇号、第一一六五号、第一二三五号、第一三五六号、第一三五七号、第一三七二号、第一四六四号、第一五六三号、第一五六四号、第一五七七号、第一六五四号、第一六六九号、第一六七九号、第一六八二号、第一六九五号、第一七〇〇号、第一七七〇号、第一七八一号、第一八七〇号、第一八七一号、第一八七二号、第一八七三号、第一八七四号、第一八八八号、第一八九九号、第一九〇〇号、第一九〇一号、第一九〇二号、第一九七七号、第一九九一号、第一九九二号、第二〇〇三号、第二〇〇七号、第二〇五五号、第二〇〇六六号、第二〇六七号、第二〇六八号、療術の制度化に関する諸願

第三三七号、第四二五号、第八一〇号、第八一一号、第八五八号、第一一九七号、第二二四一号、第二二七四号、第一三五八号、第一五六五号、第一八九七号、第一九〇九号、第一九三六号、第一九三七号、第二〇一九号、第二〇九六号、障害者の生活と医療と教育の保障に関する諸願

第四二八号、第五七五号、第七三〇号、第七三二一号、第七三三二号、第七三三三号、第七三三三二号、第七三五号、第七三六号、第七三七七号、第七三八号、第七三九号、第七四〇号、第七四一号、第七四二二号、第七四三三号、第七四四四号、第七四五号、第七四六号、第七四七七号、第七四八号、第七四九号、第七五〇号、第七五五一号、第七五二二号、第七五三三号、第七五四四号、第七五五五号、第七五六号、第七五七七号、第七五八号、第七五九号、第七六〇号、第七六一一号、第七六二二号、第七六三三号、第七六四四号、第七六五五号、第七六六号、第七六七七号、第七六八号、第七六九号、第七七〇号、第七七一七号、第七七二二号、第七七三三号、第七七四四号、第七七五五号、第七七六六号、第七七七七号、

昭和五十年一月十日 参議院會議録追録(その二)

調査報告書

査を終了するに至らなかった。

調査報告書

地方行政の改革に関する調査
右の件については、調査を終わらなかった。よ
つて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十九年十二月二十五日

地方行政委員長 原文兵衛

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本委員会は、第七十四回国会開会中において、
地方行政の改革に関する調査の一環として、左記
事項に関し、福田自治大臣及び関係当局に質疑を
行なうと共に、資料の収集、調査を進めたが、そ
の対象が広範にわたっているため、調査を終了す
るに至らなかった。

記

一、地方行政及び税制に関する件
一、兵庫県八鹿町における同和問題に関する件

調査報告書

検察及び裁判の運営等に関する調査
右の件については、調査を終わらなかった。よ
つて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十九年十二月二十五日

法務委員長 多田 省吾

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本委員会は、第七十四回国会開会中、登記事務
の処理体制、矯正施設における面会・差入れに関
する問題並びに金大中氏及び朴大統領を撃たす事
件等について関係当局の出席を求めて調査を行つ
た。適宜関係資料の収集、検討等を行つた
が、本件調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

国際情勢等に関する調査
右の件については、調査を終わらなかった。よ
つて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十九年十二月二十五日

外務委員長 二木 謙吾

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本委員会は、第七十四回国会開会中、日中平和
友好条約締結問題、朝鮮問題、日米安保体制とわ
が国の非核三原則に関する問題、嘉手納米空軍基
地の「災害対策書」に関する問題等について、宮澤
外務大臣の見解を質すとともに、政府委員、警察
庁、防衛庁及び法務省当局に対し質疑を行う等調
査を進めてきたが、調査を終了するに至らなかつ
た。

調査報告書

教育、文化及び学術に関する調査
右の件については、調査を終わらなかった。よ
つて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十九年十二月二十五日

文教委員長 内藤啓三郎

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本委員会は、第七十四回国会において、教育、
文化及び学術に関する調査に関し、資料を収集す
る等の調査を進めてきたが、その対象が広範多岐
にわたるため、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

社会保障制度等に関する調査
右の件については、調査を終わらなかった。よ
つて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十九年十二月二十五日

調査報告書

社会労働委員長 山崎 昇
参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本委員会は、今期国会開会中、表記の件について
調査を行うこととしていたが、会期中は法律案の
審査に当たつたため、調査を終了するに至らな
かつた。

調査報告書

労働問題に関する調査
右の件については、調査を終わらなかった。よ
つて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十九年十二月二十五日

社会労働委員長 山崎 昇

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本委員会は、今期国会開会中、表記の件につい
て調査を行うこととしていたが、会期中は法律案
の審査に当たつたため、調査を終了するに至らな
かつた。

調査報告書

農林水産政策に関する調査
右の件については、調査を終わらなかった。よ
つて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十九年十二月二十五日

農林水産委員長 佐藤 隆

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本委員会は、第七十四回国会開会中において、
当面の農林水産行政に関する件について、農林大
臣及び関係政府当局に対して質疑を行なつた。
また、本件に関し、関係資料を収集する等鋭意
調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるた

め、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

産業貿易及び経済計画等に関する調査
右の件については、調査を終わらなかった。よ
つて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十九年十二月二十五日

商工委員長 林田悠紀夫

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本委員会は、第七十四回国会開会中において、
資源エネルギー対策小委員会を設置した。
また、三井石炭鉱業株式会社三井砂川炭鉱災害
の実情調査のため北海道に委員を派遣するほか、
政府関係者に対し質疑を行つた。さらに三菱石油
株式会社水島製油所重油流出事故についても質疑
を行つた。

なお、資料を収集整備する等鋭意調査を進めて
きたが、調査の内容が広範多岐にわたっているた
め結論を得るに至らなかつた。

調査報告書

運輸事情等に関する調査
右の件については、調査を終わらなかった。よ
つて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十九年十二月二十五日

運輸委員長 宮崎 正義

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本委員会は、第七十四回国会開会中において、総
合交通体系の再検討に関する件、地方海運局の定
員問題に関する件、国鉄の運転保安問題及び経営
改善に関する件、大阪市の運輸会社労組幹部殺害
事件に関する件、米軍艦船の港湾使用状況等に関
する件、第十八真盛丸遭難事件に関する件及びバス・

タクシーの運賃改定問題等に関する件について木村運輸大臣及び関係政府当局に対し質疑を行ったほか資料の収集等鋭意調査を進めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十九年十二月二十五日

通信委員長 川村 清一

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本委員会は、第七十四回国会開会中において、郵便料金及び電信電話料金の値上げ、通信回線専用料金の改正、NHKの放送脚本・出演料改善等の諸問題並びに郵政省及び日本電信電話公社における身体障害者の雇用状況等につき、関係当局及び参考人に対し質疑を行うとともに資料を収集したが、本件はその対象がきわめて広範多岐にわたつていたため結論を得るに至らなかった。

調査報告書

建設事業並びに建設諸計画に関する調査

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十九年十二月二十五日

建設委員長 小野 明

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本委員会は、第七十四回国会開会中、宅地建物取引業及び信濃川の河川敷問題について、建設大臣及び政府当局に対し質疑を行なった。

右のほか、関係資料の収集等鋭意調査に努めたが、本調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

予算の執行状況に関する調査

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十九年十二月二十五日

予算委員長 大谷藤之助

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本委員会は、今期国会開会中、表記の件について調査を行うこととしていたが、会期中は主として昭和四十九年度補正予算の審査に当つていたため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

沖縄及び北方問題に関する対策樹立に関する調査

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十九年十二月二十五日

沖縄及び北方問題に関する特別委員長 古賀雷四郎

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本委員会は、第七十四回国会開会中、当面の沖縄及び北方問題に関する諸問題について、主として資料の収集を行つてきたが、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

災害対策樹立に関する調査

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十九年十二月二十五日
災害対策特別委員長 中村 英男
参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本委員会は、第七十四回国会開会中、関係資料の収集整備等鋭意調査に努めたが、その期間が短かつたため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

公害及び環境保全対策樹立に関する調査

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十九年十二月二十五日

公害対策及び環境保全特別委員長 鶴岡 哲夫

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本委員会は、第七十四回国会開会中、表記調査に関し、自動車排出ガスの昭和五十一年度規制について環境庁当局に対し質疑を行い、また三菱石油株式会社水島製油所重油流出事故について関係政府当局から報告を聴取し、質疑を行つた。

調査報告書

交通安全対策樹立に関する調査

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十九年十二月二十五日

交通安全対策特別委員長 加瀬 完

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本委員会は、第七十四回国会において、交通安全対策樹立に関し、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、本調査は、その対象がきわめて広いため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

当面の物価等対策樹立に関する調査

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十九年十二月二十五日

物価等対策特別委員長 岡本 悟

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本委員会は、第七十四回国会開会中において、年末年始における物価対策の実情調査のための都内視察を行つたほか、当面の物価問題等に関する各種調査資料の収集を行つたが、その対象が広範多岐にわたつており、調査すべき事項が多いため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

公職選挙法改正に関する調査

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十九年十二月二十五日

公職選挙法改正に関する特別委員長 中西 一郎

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本委員会は、表記の件に関し、第七十四回国会開会中、参議院議員通常選挙の執行状況等に関する件について、政府委員から報告を聴取した後、福田自治大臣、政府委員、法務省及び大蔵省当局に質疑を行なった。

昭和五十年一月十日 参議院會議録追録(その二)

調査報告書 調査報告書(継続事件)

なお、資料の収集等に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

科学技術振興対策樹立に関する調査
右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十九年十二月二十五日

科学技術振興対策特別委員長 中尾 辰義

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本特別委員会は、第七十四回国会開会中において、資料の収集を行つたが、本調査は、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十九年十二月七日

内閣委員長 寺本 広作
参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本委員会は、第七十三回国会開会中は、会期が短かつたため、主として資料の収集等に努めた。

閉会後は、一般職の職員の給与についての報告並びにその改定についての勧告に関する件について、佐藤人事院総裁から説明を聴取し、小坂総理府総務長官、細田行政管理局長、島田人事官、行政管理局、労働省及び人事院当局に、国家公務員の給与に関する件について、小坂総理府総務長官及び島田人事院総裁職務代行人事官に、国鉄の保官管理体制と行政監察に関する件について、行政管理局、日本国有鉄道、運輸省当局及び参考人市原嘉男君に対し、それぞれ質疑を行ない、また、国の地方出先機関及び公務員制度の実情等の調査のため北海道、広島県及び山口県に委員を派遣するほか、資料の収集を行なう等鋭意調査を進めたが、本件は、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

国の防衛に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十九年十二月七日

内閣委員長 寺本 広作
参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本委員会は、第七十三回国会開会中は、会期が短かつたため、主として資料の収集等に努めた。

閉会後は、国の防衛問題に関する件について、山中防衛庁長官、山田外務政務次官、柳田大蔵政務次官、防衛庁、防衛施設庁、外務省、自治省、大蔵省及び建設省当局に対し質疑を行ない、また、自衛隊の実情等の調査のため北海道、広島県及び山口県に委員を派遣するほか、資料の収集を行なう等鋭意調査を進めたが、本件は、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

地方行政の改革に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十九年十二月七日

地方行政委員長 久保田藤麿
参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本委員会は、地方行政の改革に関する調査の一環として、第七十三回国会開会中及び同国会開会後において、左記事項に関し、町村国務大臣及び関係政府当局から説明を聴取し、質疑を行つたほか、四国四県並びに大分、宮崎及び鹿児島各県に委員派遣を行う等の調査を進めたが、終了するに至らなかった。

記

一、地方公務員の給与改訂及び消防職員の勤務体制等に関する件

制等に関する件

一、地方公共団体の超過負担及び公立高等学校建設費等に対する財政措置に関する件

一、公立病院の経営及び公営下水道建設事業に対する財政措置等に関する件

一、土地開発公社資金及び自治医科大学の財政措置等に関する件

一、電気、ガス税及び事務所、事業所税に関する件

一、多摩川の堤防決壊に伴う水防活動及び災害補償に関する件

一、ゴミ焼却場の公害防止及び大都市における自動車排気ガス対策に関する件

一、ビル街爆破事件及び兵庫県但馬地区における集団暴力事案に対する警察措置に関する件

一、韓国大統領狙撃事件等に対する警察措置に関する件

一、原子力船「むつ」の帰港問題に関する件

調査報告書

検察及び裁判の運営等に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十九年十二月七日

法務委員長 多田 省吾
参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本委員会は、本件調査に関し、第七十三回国会開会中関係資料の収集等に努め、また同国会閉会中においては、朴大統領を撃、金大中氏、選挙違反、丸の内ビル街爆破、大阪における労組員殺害及び兵庫県入鹿高校の各事件、司法行政、刑法改正、商法に関する件、在日朝鮮人の出入国、恩赦、中野刑務所移転、更生保護及び胎児保護に関する問題、会社法の運用及び国政調査権と守秘義務に関する問題等について関係当局の出席を求めて調査を行うとともに、最近の司法行政及び法務行政並びに裁判所、法務省関係庁舎施設の管轄に関する実情調査のため、東北及び北海道の二方面に委員派遣を行った。

なお適宜関係資料の収集、検討等を行ったが、本件調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

国際情勢等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十九年十二月七日

外務委員長 伊藤 五郎

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本委員会は、第七十三回国会開会中、当面の外交上の諸問題について、主として資料の収集を行

つた。

次いで、閉会後においては、日韓間の諸問題、核兵器不拡散条約の批准問題、当面の日中問題、在日米軍に関する諸問題、対外経済協力に関する問題、日ソ平和条約交渉に関する問題、米軍核兵器の日本への持ち込み問題等について、木村外務大臣の見解を質すとともに、外務省、警察庁、法務省、公安調査庁、防衛庁及び防衛施設庁当局に対し質疑を行う等調査を進めてきたが、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

租税及び金融等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十九年十二月七日

大蔵委員長 土屋 義彦

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本委員会は、第七十三回国会開会中において、当面の租税及び金融等に関する各種調査資料の収集を行なつた。

次いで、閉会中においては、財政及び金融等の基本施策に関して大蔵大臣より所信の表明を聴取するとともに、大蔵大臣、内閣官房長官及び関係当局等に対し、財政、租税、徴税行政と守秘義務、金融等の諸問題について質疑を行なつたは

か、委員を沖縄県及び近畿地方に派遣し、実地調査を行なつた。また、閉会中においても、資料の収集を行なつたが、その対象が広範多岐にわたつており、調査すべき事項が多いため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

教育、文化及び学術に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十九年十二月七日

文教委員長 世耕 政隆

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本委員会は、第七十三回国会開会中において、教育、文化及び学術に関する調査に関し、資料の収集を行なつた。

また、同閉会中においては、私学振興、教員大学院大学及び技術科学大学院の構想、教頭の選考・待遇、教科書検定のあり方、大学運営臨時措置法の効力、学校給食費の値上げ、公立文教施設の整備、大学の教育・研究費の充実、看護婦養成のあり方、市町村教育委員会の内申権等の諸問題について、文部省等関係当局に対して質疑を行うとともに、実地調査のため、佐賀県・熊本県、京都府・奈良県、岩手県・宮城県の三地方に対し委員派遣を行つた。

しかしながら、本調査はその対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

社会保障制度等に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十九年十二月七日

社会労働委員長 山崎 昇

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本委員会は、第七十三回国会開会中及び閉会後において左の事項について調査を行つた。

調査事項

- 一、医療保険財政に関する件
 - 一、大腸四頭筋拘縮症に関する件
 - 一、社会福祉施設のインフレ対策に関する件
 - 一、重症心身障害児・者に関する件
 - 一、厚生年金等の各種年金の改善に関する件
- 右のほか、地方における厚生行政の実情を調査するため、沖縄県に委員を派遣した。
- また、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、問題が広範多岐にわたるため、結論を得るに至らなかった。

調査報告書

労働問題に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よ
つて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十九年十二月七日

社会労働委員長 山崎 昇
参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本委員会は、第七十三国会開会中及び閉会後において左の事項について調査を行った。

調査事項

- 一、雇用対策に関する件
- 一、失業対策事業に関する件
- 一、沖縄県における駐留軍関係離職者対策及び駐留軍家族の入出国等に関する件
- 一、職業訓練に関する件
- 一、賃金不払及び社内預金に関する件
- 一、勤労婦人に関する件
- 一、不況対策に関する件
- 一、頸肩腕症候群に関する件

右のほか、地方における労働行政の実情を調査するため、沖縄県に委員を派遣した。

また、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、問題が広範多岐にわたるため、結論を得るに至らなかった。

調査報告書

農林水産政策に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終わらなかった。よ

つて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十九年十二月七日

農林水産委員長 初村滝一郎
参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本委員会は、第七十三国会開会中においては会期が短期間であつたため、本件に関し資料の収集を行なうにとどまつた。

同閉会後は、当面の農林水産行政に関する件について、農林大臣及び関係政府当局並びに参考人に対し質疑を行なつたほか甘味資源作物の生産振興に関する決議を行なつた。

また、農林水産業の実情調査のため、九州、北海道及び秋田県に委員派遣を行ない、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたつており、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

産業貿易及び経済計画等に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終わらなかった。よ

つて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十九年十二月七日

商工委員長 剣木 亨弘
参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本委員会は、第七十三国会開会中、資源エネルギー対策小委員会を設置した。

また、閉会後においては、産業貿易及び経済計画等に関する調査として、当面の繊維政策、中小企業の不況対策、石油価格の行政指導、北海道瓦斯の値上げ問題、私的独占の禁止及び公正取引問題等について政府関係者に対し質疑を行うとともに、資源エネルギー対策小委員会では、総合エネルギー対策、朝日炭礦問題、北海道瓦斯の熱量変更に伴うガス中毒事故等についても質疑を行った。

なお、電源開発、沖縄海洋博準備状況、伝統産業、及び北海道瓦斯の中毒事故の実情調査のため東北地方、沖縄県、京都府、北海道等に委員を派遣するほか、資料を収集整備する等鋭意調査を進めてきたが、調査の内容が広範多岐にわたつていため結論を得るに至らなかった。

調査報告書

運輸事情等に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終わらなかった。よ

つて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十九年十二月七日

運輸委員長 宮崎 正義
参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本委員会は、第七十三国会開会中は、会期が短かつたため資料の収集整備を行った。

同閉会中は、東海道新幹線事故、東北新幹線建設工事に伴う労働災害及び在来線の危険箇所の安全総点検と車両運転保安体制の確立等日本国有鉄道の経営に関する問題、中小乗合バス事業の経営問題、原子力船「むつ」の試運転に伴う安全対策、国内航空運賃改定に関する問題、LPGタンカー第十雄洋丸と貨物船パシフィック・アリス号の衝突事件並びに米軍艦船の港湾使用状況等の諸問題について関係政府当局及び参考人の出席を求め、説明を聴取し、質疑を行った。

また、陸運及び海運行政、港湾並びに空港施設整備状況等の実情調査のため、北海道、関西、中国地方及び九州地方に委員派遣を行つたほか、東京湾口における海上交通の実情等を視察したが、本調査は、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終わらなかった。よ

つて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十九年十二月七日

通信委員長 川村 清一
参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本委員会は、第七十三回国会開会中において、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波・放送に關し鋭意調査を進め資料を収集した。

また、閉会後においても、郵便料金、電信電話料金及びNHK受信料の改定問題、郵便貯金及び簡易保険の目減り対策、利率改定にともなう定額貯金の預けかえ措置、音声放送再編成計画の見通し、テレビ電波のV・U移行方針、電波法・放送法の改正問題、沖繩のテレビ放送対策、電報電話局の用地買収等の諸問題につき、関係当局及び参考人に対し質疑を行い、さらに委員派遣を行つて地方の実情を調査するとともに資料を収集する等調査を進めたが、本件は、その対象が広範多岐にわたつてゐるため結論を得るに至らなかつた。

調査報告書

建設事業並びに建設諸計画に關する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十九年十二月七日

建設委員長 小野 明

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本委員会は、第七十三回国会の会期が短かつたため、開会中は、資料の収集にとどまつたが、同

経過の概要

閉会中においては、多摩川の堤防決壊問題、東北縦貫自動車道路線変更問題及び国道七号昭和バイパス用地買収問題、地盤沈下、がけくずれ対策、国土利用計画、住宅対策、ゼロメートル地帯対策、市街地の排水対策、建設省の労務対策、下請問題、離島の国道昇格問題、流通業務団地の関連道路整備促進、建設業局設置、公共事業の執行と建設業界の対策、不燃材問題、鶴見川の上流における開発と改修、治水対策、鳥屋野潟の公園計画、宅地建物取引業、本州四国連絡橋問題等について、建設大臣、国土庁長官及び政府当局等から説明を聴取し、質疑を行つた。

なお、委員を三班に分け、福岡、佐賀、長崎、兵庫、岡山、北海道の各道県にそれぞれ委員を派遣して、地方における建設事業並びに建設諸計画に關する実情を調査したほか、多摩川災害復旧事業に關し、現地視察を行い、資料の収集を行つた。

右のほか、関係資料の収集等鋭意調査に努めたが、本調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

予算の執行状況に關する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十九年十二月七日

予算委員長代理 理事 内藤啓三郎

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本委員会は、第七十三回国会開会中は、会期が短期間であつたため、調査を行うことができなかった。

閉会後は、現地調査のため、北海道、静岡県、愛知県、三重県、熊本県、宮崎県、鹿児島県及び沖繩県に委員を派遣する等、鋭意調査を進めてきたが、本件の対象が広範多岐にわたり、かつ、予算の執行がいまだ年度の中途にあるため、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

国家財政の経理及び国有財産の管理に關する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十九年十二月七日

決算委員長 前川 旦

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本委員会は、第七十三回国会開会中及び閉会中、表記の件に關し、昭和四十七年度決算の審査と並行し、鋭意資料の収集あるいは、委員派遣を行う等、調査をすすめてきたが、本件は、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

沖繩及び北方問題に關しての対策樹立に關する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十九年十二月七日

沖繩及び北方問題に關する特別委員長 金井 元彦

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本特別委員会は、第七十三回国会開会中、本件に關する資料の収集を行つた。

次いで、閉会後においては、沖繩県における振興開発計画、沖繩国際海洋博覧会の準備の実情調査のため沖繩県へ、北方領土問題、安全操業問題等の実情調査のため北海道へ、それぞれ委員派遣を行つた。また、この調査に基づき、さとうきび価格問題等に關する件、小祿爆発事故の補償及び埋没不発弾の処理に關する件、米軍の射撃演習による沖繩県道一〇四号線封鎖等に關する件、沖繩における地籍調査等に關する件、北方領土問題及び安全操業問題等に關する件、北方水域における漁業者に対する援護及び旧漁業権者等への補償措置に關する件等について、小坂國務大臣、総理府、沖繩開発庁、外務省、防衛施設庁、農林省及び水産庁当局に対し質疑を行つたが、調査を終了するに至らなかつた。

昭和五十年一月十日 参議院會議録追録(その一)

調査報告書(継続事件)

調査報告書

災害対策樹立に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十九年十二月七日

災害対策特別委員長 中村 英男

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本委員会は、第七十三回国会開会中、関係資料の収集を行ない、同閉会中においては、昭和四十九年台風第八号及び梅雨前線豪雨による災害対策に関する件及び桜島の降灰対策に関する件について、国土庁長官及び関係政府当局から説明を聴取し質疑を行なつた。また兵庫、岡山、香川、愛知、三重の各県に委員を派遣し、台風第八号及び梅雨前線豪雨による災害の実情調査を行なつた。

右のほか、資料の収集整備等調査に努めたが、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

公害及び環境保全対策樹立に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十九年十二月七日

公害対策及び環境保全特別委員長 鶴岡 哲夫

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本委員会は、第七十三回国会開会中及び同閉会中、公害及び環境保全対策について、鹿児島湾の魚介類の水銀一斉検査、水俣病患者の認定作業、水俣湾のヘドロ対策、産業廃棄物の処理、環境影響事前評価、瀬戸内海の埋め立ての基本方針、水質の総量規制、有害物質の指定、土呂久・松尾・笹ヶ谷鉱山の公害病認定、金属鉱業等に係る蓄積

公害対策、土壌汚染対策地域の指定、鹿児島市錫山の砒素汚染、石川県小松市金平地区のカドミウム公害、大雪国立公園内におけるスパー林道の建設、南アルプスのスパー林道の建設、富士スバルラインの自然破壊、立山へのマイカー乗り入れ禁止、北海道の伊達火力発電所の建設、大阪国際空港周辺の騒音公害等の諸問題について政府に対し質疑を行つたほか、自動車排出ガスの昭和五十一年度規制及び原子力の開発利用と生活環境の保全について、参考人の出席を求めて意見を聴取するとともに政府に対し質疑を行つた。

なお、閉会中滋賀県、福井県及び北海道へ委員を派遣し地方における公害・環境保全の実情を調査したほか、日産自動車株式会社追浜工場の視察を行つた。

右のほか、関係資料の収集を行う等鋭意調査に努めたが、問題が広範多岐にわたるため結論を得るに至らなかつた。

調査報告書

交通安全対策樹立に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十九年十二月七日

交通安全対策特別委員長 加瀬 完

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本委員会は、第七十三回国会開会中及び閉会後において、暴走族の実態と防犯対策、新幹線のATC故障等による運転阻害問題、離島航路における旅客船接岸施設の安全対策、東京湾中の瀬航路におけるLPGタンカー「第十雄洋丸」と貨物船「パシフィック・アリス号」の衝突事故に関する件、カーフェリーの事故防止対策等の諸問題を取り上げ、それぞれ関係当局より説明を聴取し、質疑を行つた。

なお、閉会後、交通安全対策の実情調査のた

め、鹿児島県及び沖縄県に委員派遣を行つたほか、東京湾における海上交通事情等の視察を行つた。

右のほか関係資料の収集等鋭意調査に努めたが本調査はその対象がきわめて広いため、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

当面の物価等対策樹立に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十九年十二月七日

物価等対策特別委員長 小笠 公昭

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本委員会は、第七十三回国会開会中において、当面の物価問題等に関する各種調査資料の収集を行つた。

次いで、閉会中においては当面の物価問題等について、経済企画庁長官、公正取引委員会委員長、総理府総務長官、日本銀行総裁、大蔵省、農林省、通商産業省等関係当局に対して質疑を行つたほか、委員を宮城県、福島県及び大阪府、兵庫県、岡山県に派遣し、実地調査を行い、さらに、国民生活センターの視察を行つたが、その対象が広範多岐にわたつており、調査すべき事項が多いため、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

公職選挙法改正に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十九年十二月七日

公職選挙法改正に関する特別委員長 橋 直治

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本委員会は、第七十三回国会開会中及び閉会中、資料の収集等に努めたが、その対象が広範多岐にわたつてゐるため、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

科学技術振興対策樹立に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十九年十二月七日

科学技術振興対策特別委員長 中尾 辰義

参議院議長 河野 謙三殿

経過の概要

本特別委員会は、第七十三回国会開会中、資料の収集を行つた。

次いで閉会中においては、原子力船「むつ」に関する件、原子力発電の安全性に関する件等について科学技術庁長官、政府関係当局及び参考人に対し質疑を行い、また、最近における原子力開発及び宇宙開発並びに科学技術の振興状況についての実情調査のため、委員を佐賀県、長崎県及び鹿児島県に派遣するとともに、関係資料の収集に努めたが、調査の対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかつた。

昭和四十九年十二月九日

内閣総理大臣 田中 角榮

参議院議長 河野 謙三殿

国会法第八十一条第二項の規定に基づき、第七十二回国会の開会中貴院において採択され、内閣に送付を受けた請願の処理経過を別冊のとおり報告する。

第七十二回国会参議院において採択された請願の処理経過
第七十二回国会において、参議院で採択され、内閣に送付を受けた請願は、内閣においてそれぞれの請願の關係省に送付し、關係省からその処理案を内閣に提出し、これを閣議に付して決定することとした。その結果処理案を決定したものは、左記のとおりである。
右の処理要領を収録すれば、別紙のとおりである。

記

第七十二回国会

内閣受理件数 処理案決定件数
一、九七一件 一、九七一件

件 名	所管省	請 願 に 対 す る 処 理 要 領
軍人恩給の改善に関する請願（第二号）	総理府（本府）	一、旧軍人の仮定俸給は戦前から階級ごとに実俸給を大幅に上回る額が決められており、それを増額してきたものが現在の仮定俸給となつてゐるのであつて、それは退職時期にかかわらず階級ごとに同額であり、この点において一般文官の仮定俸給とは基本的に異なつた性格のものである。したがつて、旧文官の仮定俸給についての不均衡是正及び昭和四十八年の四号俸格上げの措置は、その基本的な考え方において旧軍人の仮定俸給には妥当しないものであるが、仮に、文武官の仮定俸給に差があることは適當でないという前提に立つて考えたとしても、昭和四十四年及び昭和四十七年の法律改正によつて、長期在職の旧軍人のみならず短期在職の旧軍人についても六五歳以上の高齢者、傷病者及び遺族については仮定俸給の引上げを行つてゐるので、全体からみれば仮定俸給における文武官の不均衡ははばなくなつたものと考えられるが、この問題については、今後とも慎重に検討してまいりたい。 二、旧軍人の加算年の取扱については、昭和四十八年の法律改正により七〇歳以上の者、遺族及び傷病者についてはすべての加算年を金額計算の基礎在职年に算入することとし、また、六〇歳以上の者については、加算減算率を二五〇分の二・五に緩和したところであ

恩給・共済年金の改善に関する請願（三件）（第一七一・四九四・五三八号）
同

り、これを更に、請願のように措置することについては、慎重な検討を要するものと考え

三、實在職年三年以上七年未満の兵に對して一時恩給を支給するとともに、旧軍人の一時恩給を支給時のベースにより計算することについては、戦前における取扱ひ、一時恩給の性格、更には他の一時恩給との均衡を考慮して、慎重な検討を要するものと考え

四、福祉年金は、いづれの公的年金制度からも年金を受けていない者に対して、全額国庫負担で支給する年金であるので、恩給等の公的年金を受けている者に対しては支給しないのが建前であるが、低額の恩給等の公的年金の支給を受けている者がいることを勘案し、その受給額が一定限度額以下の場合に限り、福祉年金との併給を認めてゐる。その限度額については逐年引上げを図つてゐるところであり、今後ともその引上げについては十分検討してまいりたい。

一、恩給年額の増額については、昭和四十八年度以降現職公務員の給与改善率を基礎として行つてきており、また、公務員給与水準と恩給水準との格差についても、昭和四十九年を初年度として二年計画で補填することとしてゐるので、この格差補填の措置が完了すれば、その給付水準は相当程度改善されるものと考え

また、公務員給与改善率により恩給年額を増額するという方式を制度化する必要があるかどうかについては、今後とも十分検討してまいりたい。

次に、共済年金の給付については、逐年その給付水準の引上げに努力してゐるところであり、昭和四十九年においても恩給の増額改定措置に準じ、地方公務員共済組合が支給す

る退職年金等のうち、昭和四十九年八月三十一日において現に支給されているものについては、同年九月分以後一五・三パーセントの増額改定をし、昭和四十四年度以前の退職に係るものについては、恩給の増額改定の水準と公務員給与の改定の水準との格差を二年計画で補填するため、退職時期の区分に応じ、一定率を前記改定率に上乘せし増額改定をしている。

また、低額年金については、今回、通算退職年金の額の算定方式に準ずる算定方式によりその額を引き上げているほか、厚生年金の額の改定に伴い、退職年金等の最低保障額等を引き上げた。

共済年金のスライド制については、公務員の勤務の特殊性及び各種公的年金制度との調整に配慮しつつ、できるだけ速やかにその具体的方策をたてるよう鋭意検討中である。

二、退職年次による恩給の格差は正については、恩給制度だけの問題ではなく、他の公的年金制度に共通する事項であるので、今後とも慎重に検討してまいりたい。

次に、共済年金の格差は逐年の法律改正により既に是正されているものと考えてるが、なおその格差がある場合は、恩給における取扱い等を参酌しつつ、その是正につき検討してまいりたい。

三、恩給・共済年金の最低保障は、逐年改善しているところであるが、今後とも他の公的年金との均衡、更には、制度内部における均衡を考慮しつつ、その改善を図りたい。

四、扶助料及び共済組合制度における遺族年金の改善並びに扶養家族の加給については、恩給制度も含めた社会保障制度全般の問題でもあるので、今後とも慎重に検討してまいりたい。

なお、共済組合制度における扶養加給につ

公務員等の賃金引上げ等に関する
請願(十一件)(第一四三・一四二・
三・一四二四・一四二五・一四二
六・一四二七・一四二八・一四二
九・一四三〇・一四三一・一四三
二号)

同

いては、昭和四十九年の法律改正により、遺族年金を受ける者が妻である配偶者であり、かつ、遺族である子がいる場合又は遺族年金を受ける者が子であり、かつ、二人以上いる場合にあつては、新たに一定額の扶養加給を行つた。

五、高齢者に対する優遇措置については、従来から恩給改善の最も重要な課題として取り上げてきたところであり、昭和四十九年の法律改正においても、恩給の算出率に特例措置を設ける等特段の配慮を講じたところであつて、今後とも高齢者の処遇については十分検討してまいりたい。

次に、共済組合制度においても、恩給制度における改正措置等を参酌し、逐年措置しているところであるが、なお今後とも他の社会保障における取扱い等に配慮しつつ、その改善につき努力してまいりたい。

六、退職後においても現職公務員の短期給付と同様の医療給付制度を適用することについては、昭和四十九年の法律改正により退職の日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた者について、本人の申出により、一年間に限り、引き続き短期給付を受け及び福祉事業を利用することができる、いわゆる任意継続組合員制度を設け、退職後の医療給付の改善を図ることとした。

一、基本賃金を大幅に引き上げることについて
(一) 公務員給与の改定については、政府としては、中立的第三者機関である人事院の専門的な調査研究の結果に基づく人事院勧告を待つて、所要の措置を講ずることを基本的な建前としており、給与の引上げについても、この基本的建前のもとつて対処してまいりたい。

(二) 公共企業体等職員の基本賃金の引上げに

については、公共企業体等職員に対する昭和四十九年四月一日以降の賃金について、昭和四十九年五月九日公共企業体等労働委員会において、生計費の動向、国家公務員の給与及び民間賃金の状況などを考慮検討の上仲裁裁定がなされたが、政府としては、これを完全実施したところである。

二、昭和四十八年度期末手当を大幅に引き上げるについて

(一) 期末手当についても、政府としては、人事院の民間給与実態調査に基づく勧告を待つて、所要の措置を講ずることを基本的な建前としている。昭和四十八年度期末手当については、勧告中に支給率の引上げは含まれておらず、政府としては、改定措置を講じなかつたものである。

(二) 公共企業体等職員の昭和四十八年度期末手当については、公共企業体等職員に支給される期末手当は従来から一般職の国家公務員に準じて措置されており、これは人事院の民間給与実態調査をもとに民間と均衡のとれたものとなつているので、公共企業体等職員に支給される期末手当についても、妥当な水準にあるものとみられる。

三、年金・退職金制度の改善を図ることについて

(一) 国家公務員共済組合制度における年金については、従来から種々改善を図つてきたところであるが、昭和四十九年度においては、第七十二回国会において成立をみた昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十四号)により、既裁定年金についてその年金の算定の基礎となつた俸給を二三・八パーセントを限度として増額することにより年金額の引上げを行うこととした

ほか、長期給付の算定の基礎となる俸給の算定方法の改善、通算退職年金の額の算定方式に準ずる方式の導入、遺族年金における扶養加算制度の創設等により年金制度の大幅な改善を図つたところである。

(二) 公共企業体職員等の年金制度については、従来から恩給制度、国家公務員の年金制度の改善措置に準じて改善を行つてきたところである。

昭和四十九年度においても、第七十二回国会において成立をみた昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十七号)により、退職年金等の算定の基礎となつた俸給を二三・八パーセントを限度として増額し年金額を引き上げるとともに、低額の退職年金等の改善を図るための新たな算定方式の導入、遺族年金の扶養加算制度の創設等の改善措置を講じたところである。

政府としても、公共企業体職員等の年金制度の改善を図ることは、重要な課題であると考えており、今後とも十分検討することとした。

(三) 退職手当制度の改善については、第七十二回国会において国家公務員等退職手当法を改正し、退職手当の引上げ等を図つたところであるが、今後とも民間企業における退職金の動向を配慮しながら検討する所存である。

四、公務員労働者に労働基本権を完全に保障することについては、公務員労働者の労働基本権の問題に関しては、昭和四十八年九月三日に提出された公務員制度審議会の答申の趣旨を尊重しつつ、昭和四十九年五月十日の閣議

国立大学附属学校における教育職員
の給与等の適正化と施設、設備
の拡充に関する 請願（百十三件）
（第二九九〇・二九九一・二九九二・
二九九三・三〇七四・三〇七五・
三一八五・三一八六・三一八七・
三一八八・三一八九・三三七七・
三三七八・三三七九・三三八〇・
三三八一・三三八二・三三八三・
三三八四・三三八五・三三八六・

三三八七・三三八八・三三八九
 三三九〇・三三九一・三三九二・
 三三九七・三五〇一・三五六九・
 三五七〇・三五七一・三五七二・
 三五七三・三五七四・三五七五・
 三五七六・三五七七・三五七八・
 三五七九・三五八〇・三五九五・
 三五九六・三六〇六・三六九七・
 三六九八・三六九九・三七〇〇・
 三七〇一・三七〇二・三七〇三・
 三七〇四・三七〇五・三七〇六・
 三七〇七・三七〇八・三七〇九・
 三七一〇・三七一一・三七一二・
 三七一三・三七一四・三七一五・
 三七一六・三七一七・三七一八・
 三七一九・三七二〇・三七二一・
 三七二二・三七二三・三七二四・
 三七二五・三七二六・三七四一・
 三八〇三・三九一三・三九二四・
 三九二六・三九二七・三九二八・
 三九二九・三九三〇・三九三一・
 三九三二・三九三三・三九三四・
 三九四六・四〇八八・四一四八・
 四一七六・四三〇四・四三〇五・
 四三〇六・四三〇七・四三〇八・
 四三〇九・四三一〇・四三一一・
 四三五六・四三八五・四三九八・
 四四一六・四四三四・四四三八・
 四四五九・四四九二・四四九七・
 四五三七・四七五八・四七五九・
 四八九四・五〇〇九号）

重度戦傷病者に対する処遇改善に
 関する請願（二件）（第四三五一・
 四六四二号）

一、特別項症の年額を第一項症の年額の二〇割増以上に引き上げること及び第一項症の視力障害のうち、明暗又は眼前手動を弁別し得る程度の視力障害を特別項症に格上げすることについては、増加恩給受給者全体の均衡を考

軍人恩給等の改善に関する請願 同
(第四五四三号)

慮しつつ、今後とも十分検討してまいりたい。
二、第二項症以上の増加恩給受給者に給する特別加給の引上げについては、重症者の置かれた特別の事情を考慮しつつ、今後とも十分検討してまいりたい。

三、第二項症以上の増加恩給を受ける者の遺族に給する三号扶助料の年額を、生前支給されていた恩給総額の半額とすることは、制度の基本に関する問題であり、また、戦没者の遺族に対する処遇との均衡もあるので、慎重な検討を要する問題であると考ええる。

四、重度戦傷病者に対する恩給上の処遇については、従来から、戦没者遺族及び年齢者に対する処遇と併せて最も重点的な配慮を行ってきたところであるが、今後ともその改善については努力してまいりたい。

一、旧軍人の仮定俸給は戦前から階級ごとに実俸給を大幅に上回る額が決められており、それを増額してきたものが現在の仮定俸給となつていたのであつて、それは退職時期にかかわらず階級ごとに同額であり、この点において一般文官の仮定俸給とは基本的に異なつた性格のものである。したがつて、旧文官についての不均衡は正及び昭和四十八年の四号俸格上げの措置は、その基本的な考え方において旧軍人の仮定俸給には妥当しないものであるが、仮に、文武官の仮定俸給に差があることは適当でないという前提に立つて考えたとしても、昭和四十四年及び昭和四十七年の法律改正によつて、長期在職の旧軍人のみならず短期在職の旧軍人についても六五歳以上の年齢者、傷病者及び遺族については仮定俸給の引上げを行つていたので、全体からみれば仮定俸給における文武官の不均衡ははばなくないつたものと考えられるが、この問題については、今後とも慎重に検討してまいりたい。

二、旧軍人の加算年の取扱については、昭和四十八年の法律改正により七〇歳以上の者、遺族及び傷病者については、すべての加算年を年額計算の基礎に算入することとし、また、六〇歳以上の者については、加算減算率を一五〇分の二・五に緩和したところであり、これを更に、請願のように措置することについては、慎重な検討を要するものと考ええる。

三、實在職年三年以上七年未満の兵に対して一時恩給を支給するとともに、旧軍人の一時恩給を支給時のベースにより計算することについては、戦前における取扱ひ、一時恩給の性格、更には他の一時恩給との均衡を考慮して、慎重な検討を要するものと考ええる。

四、恩給年額の増額については、昭和四十八年度以降現職公務員の給与改善率を基礎として行つてきており、また、昭和四十九年の法律改正においては、公務員給与水準と恩給水準との格差を二年計画で補填するための増額も行つたところであるので、この格差補填の措置が完了すれば、請願の趣旨は達せられるものと考ええる。

なお、普通恩給等の最低保障額の引上げについては、他の公的年金の最低保障との均衡及び恩給制度内部の均衡を考慮しつつ検討してまいりたい。

五、福祉年金は、いずれの公的年金制度からも年金を受けていない者に対して、全額国庫負担で支給する年金であるので、恩給等の公的年金を受けている者に対しては支給しないのが建前であるが、低額の恩給等の公的年金の支給を受けている者がいることを勘案し、その受給額が一定限度額以下の場合に限り、福祉年金との併給を認めている。その限度額については逐年引上げを図つているところであり、今後ともその引上げについては十分検討

一般国道三三三号線遠別・天塩間の路線整備等に関する請願(第四八二一号)

総理府(北海道開発庁)

物価抑制等国民生活の安定に関する請願(第四五九号)

総理府(経済企画庁)

してまいりたい。
五年年金については、制度発足時に高齢のため国民年金の被保険者から適用除外された者であつて、いずれの公的年金制度からも老齢(退職)年金又は通算老齢(退職)年金を受けることができないものを拠出制の年金に結びつけることをその趣旨としてその者に任意加入の途を開いたものであるが、既に、老齢又は退職を支給事由とする恩給等の公的年金を受けている者には、五年年金への加入を認める必要はないと考えている。

一、一般国道三三三号は、昭和四十九年度において、簡易舗装を含め、おおむね舗装が完成する予定であり、今後は特に遠別・天塩間等の幅員狭少な簡易舗装区間について整備を図る考えである。

二、名寄遠別線及び上遠別霧立線は、いずれも急峻な山岳地帯を開削して新たな道路を築造するものであり、加えて施工適期が短かい等物理的な要因により事業が制約されている面もあるが、今後とも早期開通を目指し、整備を促進してまいりたい。

一、新年度政府予算編成に際し、物価安定と国民福祉優先の政策を十分組み入れることについては、昭和四十九年度予算において、次のような措置を中心として、物価の安定と国民生活の安定のため格段の配慮を払っているところである。

(一) 財政規模及びその内容を厳に抑制的なものとしている。すなわち、昭和四十九年度一般会計予算の昭和四十八年度当初予算に対する伸び率は一九・七パーセントで、前年度における伸び率二四・六パーセントを大幅に下回っている。内容についても、需要創出効果の大きい公共事業費については、前

年度当初予算額を下回る規模に圧縮している。

(二) 公共料金については極力これを凍結することとし、国鉄運賃及び米の政府売渡価格の改定時期をいずれも六か月間延期するほか、郵便料金についても通常郵便物の料金引上げを織り込まないこととしている。

(三) いわゆる物価対策関係経費に関しては、生鮮食料品の価格安定と流通の円滑化を図るための経費や国民生活安定緊急措置法の執行のための経費については、特段の配慮を加えている。

(四) 公共投資の全体の規模を圧縮する中で、国民の日常生活に関連の深い住宅、下水道、公園等の生活環境施設の整備を推進することとしている。

(五) 社会保障関係費全体で対前年度当初予算比三六・七パーセントの飛躍的伸びを確保することにより、年金の引上げ、生活保護の充実を図るほか、考人福祉対策その他の福祉対策各般にわたり、きめ細い施策を一層推進している。

二、各種公共料金の値上げを行わないことについては、政府は、公共料金について従来から極力抑制的に取り扱ってきたところであるが、料金の抑制によりコストの吸収が出来ず、企業の存続、維持が困難になると考えられるような場合、公共サービスの量的・質的水準の大幅な低下を招くような場合等、真にやむを得ないものについては必要最少限度の改訂を認めてきたところである。今後とも公共料金については、物価動向及び国民生活への影響や負担の適正化、合理化等に十分配慮し、極力抑制的に取り扱ってまいりたい。

三、大衆減税を実施することについては、政府としては、中小所得者の税負担の軽減について常に配慮しているところであり、昭和四十

九年度の税制改正においても、給与所得者の負担軽減を中心として所得税負担の適正化を図るため、平年度一兆七二七〇億円(初年度一兆四五〇〇億円)の大幅な減税を行ったところである。

この結果、夫婦と子供二人の給与所得者の課税最低限は、一一五万円から一七〇万円(昭和四十九年分一五〇万円)に引き上げられ、これは欧米諸国の水準を大幅に上回るものとなっている。今後においても引き続きその負担の適正化につき検討してまいりたい。

四、管理価格規制を法制化するとともに独占禁止法を厳格に運用することについては、政府は、従来からヤミカルテル事件に対する審査体制の充実等独占禁止法の運用強化に努めてきたが、今後とも厳格な運用に努力してまいりたい。

いわゆる寡占の弊害の問題については、現在、公正取引委員会において検討を進めている一方、経済関係各省庁においてもこれについて検討中の段階であり、政府としても、これらの検討の結論を待つて総合的に判断し、対処してまいりたい。

五、特定企業、商社の生活物資に対する買い占め、売り惜しみに規制と罰則の強化を実施し、異常な利潤には分離課税をなすことについては、政府は、先般の石油危機に際し、買い占め等防止法について究渡命令の創設、罰則

物資の適正確保と価格の安定に関
する請願(第五二九号) 同

の強化等所要の改正を行っており、生活関連物資等の投機的取引の防止に努めてきたところであるが、更に、昭和四十九年三月には会社臨時特別税法を制定し、一定基準を超える法人の所得について特別の税を課する等の措置を講じているところである。

六、土地の投機的買い占めを排除する施策を樹立し、地価の高騰を抑制することについては、政府は、土地の投機的取引を抑制するため、昭和四十八年、既に法人の土地譲渡益に対する二〇パーセントの分離重課制度等が設けられたところであるが、更に、第七十二回国会で成立をみた国土利用計画法の土地取引の届出中止勧告制度、規制区域制度、遊休土地の利用促進に関する制度等を活用して、地価の安定を図ることとしたい。

一、生活必需物資の強力な安定供給と価格抑制対策をはかることについては、総需要抑制策の浸透等の効果もあつて、各物資の需給はおおむね緩和してきており、当面、値上げや品不足の恐れはないと考えるが、なお都道府県等を通じての価格、需給動向の監視等の措置を講じているところである。今後も生活関連物資等の需給、価格安定の確保のため、適宜適切に有効な確な施策を講じてまいりたい。

二、福祉施設、病院等の公共施設に対する必需

物資の優先的供給対策をはかることについては、公共施設に対する必需物資の安定供給の重要性にかんがみ、政府は、これまで各般の施策を講じてきたが、総需要抑制策の効果もあり、現在のところ物資需給は全般的に緩和されており、公共施設に対する必需物資の供給は円滑に行われているものと考えている。

政府としては、国民福祉の向上の重要性にかんがみ、今後とも福祉施設、病院等の公共施設に対する必需物資の供給が円滑に行われるよう配慮してまいりたい。

三、公共事業用資材の円滑な流通の確保対策をはかることについては、政府は、公共事業用資材の円滑な供給確保を図るため、小口需要家向け資材のあつせん、出荷の指示等各般の施策を講じてきたが、今後ともセメント、鋼材等公共用資材の需給動向を監視し、必要に応じ、増産指示等所要の措置を機動的に実施する所存である。

四、農林漁業用燃料並びに資材の確保対策をはかることについては、食料は国民生活に欠くことの出来ない基礎的な生活物資であることにかんがみ、政府は、食料供給に必要な石油の確保と円滑な供給を図るため、農業用石油については昭和四十九年一月から六月までの間、漁船用石油については昭和四十九年一月から五月までの間、それぞれ全国段階には中央需給協議会を、各都道府県には都道府県需

給協議会を設置し、当該石油の適正な供給の確保に努めてきた。

また、都道府県の主務部局において当該石油の供給に関する苦情を受け付けるとともに、農業用石油については昭和四十九年三月から六月までの間、農業用石油の苦情処理の取次機関として各農業協同組合内に農業用石油取次所を設ける等、当該石油の適正な供給の確保のための所要の措置を講じてきている。

次に、ビニルフィルム及びポリエチレンフィルムは、近時、農業の近代化に伴い、農業用資材として広範に活用されており、政府としては、農業用資材の重要性にかんがみその安定供給を努めてきたところである。

すなわち、今回の石油危機に際しても、農業用ビニルフィルム及びポリエチレンフィルムの供給確保を図るため、関係メーカーに対し電力使用制限の緩和措置を講ずるとともに、その価格についても昭和四十九年一月三十一日、関係メーカーに対しその引下げを行うよう指導し、また、農業用ビニルフィルム及びポリエチレンフィルムを事前了承制度の対象物資として価格の安定化を図ってきたところである。

政府としては、今後ともその供給確保に最大限の努力をするともに、その価格についてもいよいよも便乗値上げ等が行われること

生活必需物資の確保と価格の安定
に關する請願(第五五号)

同

のないよう關係業界を指導していく方針である。

五、中小企業に対する物資の安定供給対策をはかることについては、政府は、これまで各般の施策を講じてきたが、総需要抑制策の効果の浸透もあり現在のところ物資需給は安定的に推移しており、物資供給面で問題は生じていない。政府としては、今後とも中小企業者向け物資の安定的な供給に支障が生じないよう必要に応じ、物資あつせん相談所の開設等適宜適切な措置を推進する考えである。

一、生活必需物資の確保と価格安定をはかることについては、総需要抑制策の浸透等の効果もあつて、各物資の需給はおおむね緩和してきており、当面、値上げや品不足の恐れはないと考えるが、なお都道府県等を通じての価格、需給動向の監視等の措置を講じているところである。今後とも生活関連物資等の需給、価格安定の確保のため、適宜適切に有効的な施策を講じてまいりたい。

二、老人ホーム等の社会福祉施設及び医療施設の物資の確保と価格安定をはかること。また、施設に対する補助枠の拡大をはかることについては、老人ホーム等社会福祉施設の入所者の処遇については、最近の経済事情の変動の中でその質の低下を来さないよう物資の

各種物価と公共料金の値上げ抑制
緊急対策強化に關する請願(第六

同

確保に努めるとともに、物価の上昇についてはこれまで措置費の引上げで対処してきており、政府としては、今後とも物価の動向を十分に注視し、情勢の変化に応じ、必要があれば迅速に所要の対応措置を講じてまいりたい。

また、医療施設が診療業務を行うために不可欠な物資の確保及び価格の安定については、国民生活安定緊急措置法等の運用において十分検討してまいりたい。なお、医療施設整備についての各種助成措置に關しては、その内容が物価の実勢に沿うよう今後とも努力してまいりたい。

三、公共料金については、物価高騰の要因とならないようその抑制について特に考慮することについては、政府は、公共料金について、従来から極力抑制的に取り扱ってきたところであるが、料金の抑制によりコストの吸収が出來ず、企業の存続、維持が困難になると考えられるような場合、公共サービスの量的・質的水準の大幅な低下を招くような場合等、真にやむを得ないものについては必要最少限度の改訂を認めてきたところである。今後とも公共料金については、物価動向及び国民生活への影響や負担の適正化、合理化等に十分配慮し、極力抑制的に取り扱ってまいりたい。

一、石油類及び生活必需物資の需給の安定化並びにその価格引上げ抑制の施策を一層強力に

九五号)

推進することについては、総需要抑制策の浸透等の効果もあつて、各物資の需給はおおむね緩和してきており、当面、値上げや品不足の恐れはないと考えるが、なお都道府県等を通じての価格、需給動向の監視等の措置を講じているところである。今後生活関連物資等の需給、価格安定の確保のため、適宜適切に有効的確な施策を講じてまいりたい。

二、各種公共料金の引上げを極力抑制することについては、政府は、公共料金について従来から極力抑制的に取り扱ってきたところであるが、料金の抑制によりコストの吸収が出来るが、企業の存続、維持が困難になると考えられるような場合、公共サービスの量的・質的水準の大幅な低下を招くような場合等、真にやむを得ないものについては必要最少限度の改訂を認めてきたところである。今後とも公共料金については、物価動向及び国民生活への影響や負担の適正化、合理化等に十分配慮し、極力抑制的に取り扱つてまいりたい。

一、大企業の買占め、売惜しみ、価格つり上げを厳しく規制することについては、政府は、昭和四十八年七月に買占め等防止法を制定し、生活関連物資等の投機的取引の防止に努めてきたところであり、今後とも同法の的確

同

生活関連物資の異常事態の緊急対策に関する請願(三件)(第一一九七・一三〇三・三七三八号)

迅速な運用に心がけてまいりたい。

二、物資の供給は、国民生活優先を基本に、低額所得者の生活不安をなくす行政指導を強めることについては、生活必需物資の安定供給の重要性にかんがみ、政府は、これまで各般の施策を講じてきたが、総需要抑制政策の効果の浸透もあり、現在のところ物資需給は安定的に推移しており、物資供給面で問題は生じていない。政府としては、今後とも生活必需物資の安定的供給に支障が生じないよう、必要に応じ、増産、出荷の指示等適宜適切な措置を推進し、物資の安定的供給の確保に努める考えである。

三、輸入原価、製造原価、卸売り原価等の届け出を義務づけ、政府は公表し、価格を安定させることについては、政府は、物価の安定を当面の最重要課題としており、総需要抑制策を中心に国民生活安定緊急措置法、買占め等防止法をはじめとする関係法令及び価格の事前了承指導、値上げ指導等により、生活関連物資等の価格の安定に努めてきたところである。

しかしながら、我が国は自由経済体制を建前としており、一般的に原価の届出を義務づけ、それを公表することは適当でないと考える。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 四十五円

(送料別)

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四一一(天代)

官報

号外

昭和五十年一月十日

○第七十四回国 参議院會議録追録(その二)

件名	所管省	請願に対する処理要領
大資本の生活必需品への投機の抑止等国民生活の安定に関する請願(八件)(第一三〇二・一二三・一三五七・一三五八・一三五九・一三六〇・一三六一・一三二五〇・一三五六六号)	総理府(経済企画庁)	一、大資本の生活必需品への投機をすぐやめさせること及び大資本の買占め、売惜しみ、価格つり上げを厳しく取締ることについては、政府は、昭和四十八年七月に買占め等防止法を制定し、生活関連物資等の投機的取引の防止に努めてきたところであり、今後とも同法の的確迅速な運用に心がけてまいりたい。 二、灯油、紙、洗剤、砂糖など生活必需品を優先確保することについては、生活必需物資の安定供給の重要性にかんがみ、政府は、これまで各般の施策を講じてきたが、総需要抑制策の効果の浸透もあり、現在のところ、これらの物資供給は安定的に推移しており、物資供給面で問題は生じていない。政府としては、今後ともこれら物資の安定的供給に支障が生じないよう必要に応じ、増産、出荷の指示等適宜適切な措置を推進する考えである。 三、生鮮食品、生活必需品をただちに小売商の店頭にゆきわたらせる措置をとることについては、生鮮食料品については野菜指定産地の拡充等生産、出荷体制の整備を図るほか、中央及び地方卸売市場、総合食料品小売センター等の計画的整備等により流通の改善を図り、今後とも生鮮食料品の安定的確保に努めてまいりたい。

加工食品等については、主要な品目について、中央、地方を通じ、需給、価格動向を常時監視し、必要に応じ、買占め等防止法の適切な運用、製造業者に対する増産、増出荷の指導等を機動的に実施することにより、今後ともその安定的供給の確保に努めてまいりたい。

四、商品の価格を混乱前の値段にもどすことについては、政府は、従来から個別物資の価格についても便乗値上げ等を厳に防止するため強力な指導、監視を続けてきたところであり、今後とも標準価格の設定等により価格安定に十分配慮してまいりたい。

五、中小零細企業の経営をまもるために、燃料、電力、鋼材などの資材を、大企業本位でなく確保する措置をとること。中小零細企業の金融上の困難を解決する必要な措置をとることについては、中小企業向け原材料の安定供給の重要性にかんがみ、政府は、これまで各般の施策を講じてきたが、総需要抑制策の効果の浸透もあり、現在のところ、これらの物資供給は安定的に推移しており、物資供給面で問題は生じていない。政府としては、今後ともこれら物資の安定的供給に支障が生じないよう必要に応じ、物資あつせん相談所の開設、増産指示等適宜適切な措置を推進し、中小企業者に対する物資の安定供給に努める考えである。また、金融引締めへの浸透に伴い、中小企業をめぐる経営環境がほぼ全分野にわたって一層その厳しさを増していること、また年末を控えて、季節的にも資金需要が最盛期を迎えること等にかんがみ、健全な中小企業者が資金面で行き詰まることのないよう十一月八日、政府関係中小企業金融三機関に対し、大幅な追加(七〇〇〇億円)措置を講じ、不況度合の特に著しい業種等に対する運転資金の貸出に重点を置きつ

つ、中小企業向け金融の円滑化を図っているところである。更に、信用補完面における倒産関連特別の活用、民間金融機関に対する中小企業向け貸出の円滑化要請等所要の措置を講じているところであるが、今後とも事態の推移を見守りつつ機動的に対処してまいりたい。

六、大資本本位の高度成長をすすめる「日本列島改造計画」を中止することについては、政府としては、一億を超える国民が将来にわたって豊かな国民生活を享受していくためには、長期的展望に立つて過密、過疎を解消し、国土利用の抜本的な再編成を図ることが必要であると考えており、このため、国土利用計画法の基本理念に立脚し、健康で文化的な生活環境の確保を目指した新たな国土計画を策定することとした。

七、消費者米価、国鉄通貨、郵便料金、電力料金、私鉄運賃などいづかしの公共料金の値上げをやめることについては、政府は、公共料金について従来から極力抑制的に取り扱ってきたところであるが、料金の抑制によりコストの吸収が出来ず、企業の存続、維持が困難になると考えられるような場合、公共サービスの量的・質的水準の大幅な低下を招くような場合等、真にやむを得ないものについては必要最少限度の改訂を認めてきたところである。今後とも公共料金については、物価動向及び国民生活への影響や、負担の適正化、合理化等に十分配慮し、極力抑制的に取り扱ってまいりたい。

八、鋼材、非鉄金属材料、石油化学製品などの資材の大独占資本による独占価格の引上げをきびしくとりしめることについては、昭和四十八年十月以降の石油製品の値上がり等に伴い、鋼材、非鉄金属材料、石油化学製品についても相当程度の値上げが行われ

たが、政府としては、物価の抑制という見地から昭和四十九年一月から二月にかけて価格の引下げ指導を行った。引き続き、三月以降もこれらの製品については、関係企業に対し値上げを抑制するよう要請するとともに、値上げをしようとする場合には事前に政府の了承を得るよう指導したところである。

九、物価安定、インフレ抑制、国民生活防衛を中心とする昭和四十九年度予算を編成することについては、昭和四十九年度予算において、次のような措置を中心として、物価の安定と国民生活の安定のため格段の配慮を払っているところである。

(一) 財政規模及びその内容を厳に抑制的なものとしている。すなわち、昭和四十九年度一般会計予算の昭和四十八年度当初予算に対する伸び率は一九・七パーセントで、前年度における伸び率二四・六パーセントを大幅に下回っている。内容についても需要創出効果の大きい公共事業費については、前年度当初予算額を下回る規模に圧縮している。

(二) 公共料金については極力これを凍結することとし、国鉄運賃及び米の政府売渡価格の改定時期をいずれも六か月間延期するほか、郵便料金についても通常郵便物の料金引上げを織り込まないこととしている。

(三) いわゆる物価対策関係経費に関して、生鮮食料品の価格安定と流通の円滑化を図るための経費や国民生活安定緊急措置法の執行のための経費については、特段の配慮を加えている。

(四) 公共投資の全体の規模を圧縮する中で、国民の日常生活に関連の深い住宅、下水道、公園等の生活環境施設の整備を推進することとしている。

(五) 社会保障関係費全体で対前年度当初予算

比三六・七パーセントの飛躍的伸びを確保することにより、年金の引上げ、生活保護の充実を図るほか、老人福祉対策その他の福祉対策各般にわたり、きめ細い施策を一層推進している。

十、生活保護費、老齢福祉年金、社会福祉費、学校給食補助などを大幅に増額すること。地方交付税交付金の削減をやめることについては、従来から生活扶助基準については、国民生活の動向に対応し、一般世帯と被保護世帯との生活水準の格差を縮小させる見地から改善を図ってきたおり、昭和四十九年度においても四月に二〇パーセントの引上げを行い、六月には更に六パーセントの引上げを行ったところである。また、十月には米価の引上げに見合つて引上げを行ったところである。今後とも国民生活の動向に対応して、生活扶助基準の改善に努めてまいりたい。

老齢福祉年金については、逐年その改善を図っており、昭和四十九年度においては、その年金額を九月から五〇パーセント引上げ月額七五〇〇円にしたところであり、今後とも引き続きその改善充実に努めてまいりたい。その他の社会福祉費についても社会経済情勢の変動等に対応し、その充実を努めてまいりたい。

また、地方交付税交付金については、昭和四十九年度の地方財政においては、物価の早急な鎮静を図るための総需要の抑制策に伴つて公共事業費の増加は微増にとどまる等、総体としての地方歳出の増加は昭和四十八年度の場合に比べ、かなり低くなる見通しである。

また、地方歳入は、地方税、地方譲与税、地方交付税についてかなりの増収が見込まれており、一般財源の増加は昭和四十八年度に比べて相当大幅な増加となるものと見込まれる。

このような地方財政収支の状況をも十分勘案すれば、交付税会計の借入金金の残高に相当する一六八〇億円の減額調整を行うことはやむを得ない措置であると考ええる。

十一、大資本への特権的減免税をやめ、勤労者には大幅減税を行うことについては、租税特別措置を廃止せよという趣旨であると思われるが、租税特別措置は、特定の政策目的を達成するため租税の誘引的機能を利用しようとするものであつて、一概にそのすべてを廃止するのが適当であるとは考えていない。

しかし、その反面、それが税負担の公平や租税の中立性を損うという欠点を伴うので、その既得権化や慢性化を排除する必要があるが、政府としても、個々の租税特別措置について政策目的や政策効果について不断に検討を行い、制度の流動的改廃に努めているところである。

また、勤労者に大幅減税を行うことについては、政府としては、中小所得者の税負担の軽減について常に配慮しているところであり、昭和四十九年度の税制改正においても、給与所得者の負担軽減を中心として所得税負担の適正化を図るため、平年度一兆七二七〇億円(初年度一兆四五〇〇億円)の大幅な減税を行ったところである。

この結果、夫婦と子供二人の給与所得者の課税最低限は、一・一五万円から一・七〇万円(昭和四十九年分一・五〇万円)に引き上げられ、これは欧米諸国の水準を大幅に上回るものとなっている。今後においても引き続きその負担の適正化につき検討してまいりたい。

十二、労働者の大幅賃上げ、労働時間短縮、雇用の拡大を図り、全国全産業一律最低賃金制、週四〇時間労働制、失業保険給付を当面二年、八割とする制度を実施することについては、

(一) 労働者の賃上げ問題については、基本的には関係の労使が自主的に話し合いを尽くし、合理的な解決を図ることが最も望ましいと考えている。また、労使の話し合いによる自主的な解決が困難な場合には、労働委員会等第三者機関の調整を経て問題の平和的処理を図ることを期待したい。

(二) 労働時間の短縮については、従来から週休二日制の普及促進とともに行政指導を進めてきたところである。立法措置によつて労働時間の短縮を実施することは、産業規模等により実情がさまざまであり、困難な点も少なくないので現状においては労働時間の短縮が計画的、段階的に進められるよう行政指導に努めるとともに、労働基準法の施行の実情及び問題点について調査研究を依頼している労働基準法研究会の検討結果や関係方面の意見をも聴いて慎重に検討してまいりたい。

(三) 完全雇用の達成は、国の政策運営の基本目標であり、労働者の雇用機会の着実な増大を図るため、国民経済の発展とあいまつて、高齢者の雇用の促進、地方における雇用機会の確保等に特段の配慮を行つていくところである。

(四) 最低賃金は、昭和四十五年に中央最低賃金審議会から提出された「今後における最低賃金制度のあり方について」の答申を踏まえ、労働市場の実態に応じ、産業別、地域別に設定され、現在ほとんどの労働者にその適用が及び、また、決定内容の改善にも努めているところである。なお、同答申においては、全国全産業一律最低賃金制については「なお、地域間、産業間等の賃金格差がかなり大きく存在しているという事実を確認せざるを得ず、現状では実効性を期待し得ない」としている。しかしながら、

物価高・物不足から暮らしを守る
緊急対策に関する請願(五件)(第
二五一四・三六三六・四二六八・
四三一九・四三二一号)

同

この点については要望もあるので慎重に検討を進めてまいりたい。

(四) 失業保険の給付期間を二年とし、また、給付率を一律八割とすることについては、失業保険が短期保険であるという性格を有していることや、他の社会保障制度との関連もあり困難であるが、第七十二回国会に提出した雇用保険法案においては低所得者層の給付率を最高八割とし、また、出産、育児等の場合には受給期間を最高四年間まで延長することとする等各種の給付改善を行うこととしていたところである。なお、同法案は審議未了で廃案となり、現在、今後の取扱いについて検討しているところである。

一、消費者米価、国鉄運賃をはじめ、すべての公共料金の値上げをやめることについては、政府は、公共料金について従来から極力抑制的に取り扱ってきたところであるが、料金の抑制によりコストの吸収が出来ず、企業の存続、維持が困難になると考えられるような場合、公共サービスの量的・質的水準の大幅な低下を招くような場合等、真にやむを得ないものについては必要最少限度の改訂を認めてきたところである。今後とも公共料金については、物価動向及び国民生活への影響や負担の適正化、合理化等に十分配慮し、極力抑制的に取り扱ってまいりたい。

二、大企業の買占め、売惜しみを厳しく取り締まり、製品原価、在庫量を国民の前に明らかにさせることについては、政府は、昭和四十八年七月に買占め等防止法を制定し、生活関連物資等の投機的取引の防止に努めてきたところであり、今後とも同法の的確迅速な運用に心がけてまいりたい。なお、我が国は、自由経済体制を建前としており、一般的に原価

インフレ反対・物価抑制に関する
請願(十件)(第二八四二・二九五
八・三三九二・三三三七・三四九
六・三五六七・三六一一・三六三
一・四二三二・四八四九号)

同

や在庫量の届出を義務づけ、これを公表することは適当ではないと考える。

三、大企業間の価格カルテルを許さないこと。とくに生活必需品の価格は高値協定を認めないことについては、政府は、これまでも大企業間のみならず、独占禁止法に違反する価格カルテル全般についてその排除に鋭意努力してきたが、今後とも同法の運用を強化し、違法なカルテルの防止に努めてまいりたい。なお、生活必需品の高値協定は、適用除外となつてゐる場合や、競争の実質的制限とならない場合を除き、独占禁止法違反となり、取締りの対象となる。

四、政府の責任において生活必需品の優先確保を図り、需給の実態を把握し流通の適正化を図ることについては、生活必需品の安定供給を確保するため、政府は、これまで各般の施策を講じてきたところであるが、総需要抑制策の効果もあり、現在のところ物資需給は全般的に緩和しており、物資供給面で問題は生じていない。政府としては、今後とも物資需給動向の確かな把握に努めるとともに、流通の合理化等の施策も推進し、生活必需品の安定的供給の確保を図つてまいりたい。

五、短期間に大幅につりあげられた商品価格を混乱前の価格以下に回復するよう措置することについては、政府は、従来から個別物資の価格についても便乗値上げ等を厳に防止するため強力な指導、監視を続けてきたところであり、今後とも標準価格の設定等により価格安定に十分配慮してまいりたい。

一、大企業・大商社の灯油をはじめとする生活物資の買占め、価格のつり上げに対して原価と在庫を公表させ、価格規制を行い、必要な場合緊急放出命令を出すなど厳しく取り締まることについては、政府は、昭和四十八年末の

石油危機に際して、いわゆる石油二法の制定とともに買占め等防止法の拡充強化を図り、標準価格制度の導入による生活関連物資等の価格の安定、石油需給の適正化のほか生活関連物資等の投機的取引について兎渡命令規定の創設等各般の対策を講ずることにより、国民生活、国民経済の安定に努めてきたところであり、今後とも引き続きこれら各法の厳正的な運用に心がけてまいる考えである。

二、国民生活と中小零細企業の経営を守るため、燃料・砂糖・紙・建築資材をはじめとする生活必需品を優先し、確保することについては、生活必需品の安定供給の重要性にかんがみ、政府は、これまで各般の施策を講じてきたが、総需要抑制策の効果の浸透もあり、現在のところ、これらの物資需給は安定的に推移しており、物資供給面で問題は生じていない。政府としては、今後とも生活関連物資及び中小企業者向け物資の安定的供給に支障が生じないよう必要に応じ、物資あつせん相談所の開設、増産の指示等適宜適切な措置を推進する考えである。

三、物価つりあげのモトである独占価格・カルテル行為・再販制度等は全廃し、大企業製品の価格を引き下げさせることについては、政府は、従来からヤミカルテル、ヤミ再販等の独占禁止法違反行為は厳しく取り締つてきたところである。また、適用除外となつてゐる再販品目についても、昭和四十九年九月一日から大幅に縮小したが、残るものも今後段階的に縮小廃止する方針である。なお、大企業製品についても不当な価格形成が行われないよう今後とも監視してまいりたい。

四、消費者米価・国鉄運賃の値上げをはじめ、いつさいの公共料金の値上げはやめ、私鉄運賃・タクシー等、許認可料金も値上げ申請を認めないことについては、政府は、公共料金に

ついて従来から極力抑制的に取り扱ってきたところであるが、料金の抑制によりコストの吸収が出来ず、企業の存続、維持が困難になると考えられるような場合、公共サービスの量的、質的水準の大幅な低下を招くような場合等、真にやむを得ないものについては必要最少限度の改訂を認めてきたところである。今後とも公共料金については、物価動向及び国民生活への影響や負担の適正化、合理化等に十分配慮し、極力抑制的に取り扱ってまいりたい。

五、昭和四十九年度予算案は、インフレ、物価抑制、国民生活の危機打開を中心として編成することについては、昭和四十九年度予算において、次のような措置を中心として、物価の安定と国民生活の安定のため格段の配慮を払っているところである。

- (一) 財政規模及びその内容を厳に抑制的なものとしている。すなわち、昭和四十九年度一般会計予算の昭和四十八年度当初予算に対する伸び率は一九・七パーセントで、前年度における伸び率二四・六パーセントを大幅に下回っている。内容についても需要創出効果の大きい公共事業費については、前年度当初予算額を下回る規模に圧縮している。
- (二) 公共料金については極力これを凍結することとし、国鉄運賃及び米の政府売渡価格の改定時期をいずれも六か月間延期するほか、郵便料金についても通常郵便物の料金引上げを織り込まないこととしている。
- (三) いわゆる物価対策関係経費に関して、生鮮食料品の価格安定の流通の円滑化を図るための経費や国民生活安定緊急措置法の執行のための経費については、特段の配慮を加えている。
- (四) 公共投資の全体の規模を圧縮する中で、国民の日常生活に関連の深い住宅、下水

物価高・物資不足による生活不安打開のための緊急対策に関する請願(第二八四四号)

同

道、公園等の生活環境施設の整備を推進することとしている。

(四) 社会保障関係費全体で対前年度当初予算比三六・七パーセントの飛躍的伸びを確保することにより、年金の引上げ、生活保護の充実を図るほか、老人福祉対策その他の福祉対策各般にわたり、きめ細い施策を一層推進している。

六、インフレ促進の超高度経済成長政策(日本列島改造論)はとりやめ、社会福祉充実など国民生活優先の政治に転換することについては、政府は、これまでの生産、輸出重視の路線を転換し、福祉社会の実現という国民共通の目標を達成するため、昭和四十八年二月「経済社会基本計画」を策定した。本計画は、環境の保全、社会保障の充実、生活関連社会資本の整備等の福祉政策充実や国際協調の推進等を目指したものであり、その時点では適切であつたが、石油危機や物価の異常な高騰等計画策定時において十分想定されていなかった事態が発生し、内外経済情勢が変化したため、現計画の改定が必要となつていることも事実である。政府としては、物価の安定に全力を注ぐとともに、資源、エネルギー等の物的供給制約下における福祉政策のあり方等の問題を再検討し、福祉社会の実現という基本理念の推進を図ってまいりたいと考えている。

一、大企業の買占め、売惜しみ、価格つり上げ規制、原価・在庫の公開については、政府は、先に買占め等防止法を制定し、生活関連物資等の投機的取引の防止に努めてきたところであり、今後とも同法の的確迅速な運用に心がけてまいりたい。なお、我が国は、自由経済体制を建前としており、一般的に原価や在庫量を公開させることは適当ではないと考え

る。

二、公共料金の値上げ中止については、政府は、公共料金について従来から極力抑制的に取り扱ってきたところであるが、料金の抑制によりコストの吸収が出来ず、企業の存続維持が困難になると考えられるような場合、公共サービスの量的・質的水準の大幅な低下を招くような場合等、真にやむを得ないものについては必要最少限度の改訂を認めてきたところである。今後とも公共料金については、物価動向及び国民生活への影響や、負担の適正化、合理化等に十分配慮し、極力抑制的に取り扱ってまいりたい。

三、生活必需品及び中小企業向け原材料の優先確保については、生活必需物資及び中小企業向け原材料の安定供給の重要性にかんがみ、政府は、これまで各般の施策を講じてきたが、総需要抑制策の効果の浸透もあり、現在のところ、これらの物資供給は安定的に推移しており、物資供給面で問題は生じていない。政府としては、今後ともこれら物資の安定的供給に支障が生じないよう必要に応じ、物資あつせん相談所の開設、増産指示等、適宜適切な措置を推進し、国民及び中小企業者に対する物資の安定供給に努める考えである。

四、大企業など不急・不要部門のエネルギーの削減については、政府は、石油及び電力の消費削減については、産油国の供給削減等の緊急事態に対処するため、石油需給適正化法等に基づいて、原油の輸入状況に見合った節減を指導してきているが、この場合、民生用需要の優先確保の見地から、大口産業需要者を重点とした節減対策を行っている。

大口産業需要者の節減指導に当たつても、パルプ、化繊、セメント、肥料など日常生

活必需品及び原材料の不足という事態が生ずるおそれがある場合には、エネルギー供給にも配慮を加え、国民生活に影響を及ぼさないよう万全の措置を講じている。

今後エネルギーの消費節約を定着させるため、エネルギーの使用合理化の促進に関する法制の整備等について検討することとしている。

五、勤労者への大幅減税については、政府としては、中小所得者の税負担の軽減について常に配慮しているところであり、昭和四十九年度の税制改正においても、給与所得者の負担軽減を中心として所得税負担の適正化を図るため、平年度一兆七二七〇億円(初年度一兆四五〇〇億円)の大幅な減税を行ったところである。

この結果、夫婦と子供二人の給与所得者の課税最低限は、一五五万円から一七〇万円(昭和四十九年分一五〇万円)に引き上げられ、これは欧米諸国の水準を大幅に上回るものとなつていく。今後においても引き続きその負担の適正化につき検討してまいりたい。

六、中小零細企業への緊急融資の強化については、金融引締めの影響が健全な中小零細企業に不当に偏ることのないよう、政府としては、中小企業金融について特に配慮しているところである。

すなわち、昭和四十八年以来五度にわたり政府関係中小企業金融三機関の貸出計画に大幅な追加を行っている。また、民間金融機関においても中小企業金融の円滑化に努めており、特に繊維、建設等当面問題となつていく業種や連鎖倒産防止のためには、中小企業救済特別融資制度の活用等により極力努めるよう指導している。

七、地方自治体の財政的危機打開のための予

物価の安定に関する請願(第三五四二号) 同

算編成及び超過負担の解消については、政府は、従来から地方公共団体の超過負担の解消には最大限の努力を払ってきたところであり、最近では昭和四十七年度の実態調査の結果に基づき、昭和四十八年度及び昭和四十九年度において所要の是正措置を講じている。また、最近における建設資材の価格の急騰等に対処するため、昭和四十八年度は再三にわたり補助単価の改定を行ったほか、昭和四十九年度においても補助単価の大幅な引上げを図ったところである。

なお、昭和四十九年度においては、改めて文教施設等の事業について超過負担の実態を調査しており、その結果に基づき所要の措置を講じてまいりたい。

一、国債発行を大幅に削減することについては、昭和四十九年度予算において、国債発行額を二兆一六〇〇億円と昭和四十八年度当初予算における発行額二兆三四〇〇億円を下回る規模に圧縮した。

二、大衆減税を図り、諸施策の平等をなくすことについては、政府としては、中小所得者の税負担の軽減について常に配慮しているところであり、昭和四十九年度の税制改正においても、給与所得者の負担軽減を中心として所得税負担の適正化を図るため、平年度一兆七二七〇億円(初年度一兆四五〇〇億円)の大幅な減税を行ったところである。

この結果、夫婦と子供二人の給与所得者の課税最低限は、一・一五万円から一・七〇万円(昭和四十九年分一・五〇万円)に引き上げられ、これは欧米諸国の水準を大幅に上回るものとなっている。今後においても引き続きその負担の適正化につき検討してまいりたい。

三、社会保障関係予算を大幅に拡充することに

については、政府は、従前より国民福祉に直結する社会保障諸施策の充実に特段の意を用いてきているところであり、その結果社会保障関係費も顕著な伸びを示し、昭和四十九年度予算においては、二兆八九〇八億円と三兆円の大台に近づき、その増加率は三六・七パーセントとこれまでの最高となり、また、一般会計予算に占めるウェイトも昭和三十年代初めの一〇パーセント程度から一六・九パーセントにまで上昇しているところである。今後とも社会保障の充実に努めてまいりたい。

四、公共投資を拡大し、住宅、環境衛生、社会福祉施設、病院、学校等の整備を優先することについては、公共投資について総需要抑制の見地から全体として圧縮基調をとる中で、国民の日常生活に関連の深い住宅、環境衛生施設、社会福祉施設、病院、文教施設等の整備について特に配慮している。すなわち、住宅については対前年度比二〇・七パーセントの増、環境衛生施設については同二〇・五パーセントの増、社会福祉施設については同四二・五パーセントの増、専門病院等の整備については同二〇・九パーセントの増、文教施設については同四〇・三パーセントの増とし、これらの整備の推進を図ることとしている。

五、大企業に対し金融引き締め、中小企業には緩和することについては、最近における物価情勢その他の経済事情に対処するためには、基本的には総需要の抑制を図ることが必要であり、この観点から金融面においても、引き締め政策を堅持していく必要があると考える。

しかしながら、同時に金融引き締めの影響が健全な中小企業に不当に偏ることのないよう中小企業金融については、政府関係中小企業金融三機関の貸出計画や民間金融機関の融資について十分配慮しているところである。

六、公共料金の値上げを極力行わないことに

については、政府は、公共料金について従来から極力抑制的に取り扱ってきたところであるが、料金の抑制によりコストの吸収が出来ず、企業の存続、維持が困難になると考えられるような場合、公共サービスの量的・質的水準の大幅な低下を招くような場合等、真にやむを得ないものについては必要最少限度の改訂を認めてきたところである。今後とも公共料金については、物価動向及び国民生活への影響や負担の適正化、合理化等に十分配慮し、極力抑制的に取り扱ってまいりたい。

七、買占め防止法に基づき、売渡命令、立入調査権、国会への報告義務を厳重に行い、罰則の適用なども強力に措置し、売借しみ等は厳しく取り締まることについては、買占め等防止法は、昭和四十八年暮れの石油危機に際し、対象物資の範囲拡大、売渡命令の創設とこれに伴う罰則の強化、地方公共団体に対する権限委任規定等、所要の拡充強化措置を講じたものであり、政府は、地方公共団体と連携を保ちつつ厳正的確な運用に努めてきたところである。今後とも引き続き生活関連物資等の投機的取引防止のため十分心がけてまいりたい。

八、現行法を整備し、企業の集中化の排除、商社活動の規制等を図ることについては、企業の集中化に伴う諸問題等については、現在、公正取引委員会において検討を進めている一方、経済関係各省庁においても検討中の段階であり、政府としても、これらの検討の結論を待つて総合的に判断し、対処してまいりたい。

九、大商社等の投機的な土地取得を制限することについては、政府は、土地の投機的取引を抑制するため、昭和四十八年、既に法人の土地譲渡益に対する二〇パーセントの分離重課制度等が設けられたところであるが、更に第七

十二回国会で成立をみた国土利用計画法の土地取引の届出中止勧告制度、規制区域制度、遊休土地の利用促進に関する制度等を活用して地価の安定を図ることとしたしたい。

十、独禁法を強化し、公正取引委員会に価格変更(引下げ)命令権を与えることについては、価格引上げカルテルに対してその排除を命じても価格がもとに戻らないケースについては、需給要因やコスト要因等種々の原因があるとも考えられるが、この点については、現在、公正取引委員会において検討を進めている一方、経済関係各省庁においても検討中の段階であり、政府としても、これらの検討の結論を待つて総合的に判断し、対処してまいりたい。

十一、寡占価格規制のため法を整備し、原価の公表、商品利潤、広告費、交際費、モデルチェンジ等に適切な措置を講じ、価格の引下げを図ることについては、いわゆる寡占の弊害の問題については、現在、公正取引委員会において検討を進めている一方、経済関係各省庁においてもこれについて検討中の段階であり、政府としても、これらの検討の結論を待つて総合的に判断し、対処してまいりたい。

十二、外国依存の食糧輸入政策を再検討し、国内自給による備蓄制度の確立及び農産物価格の安定制度を確立し、食生活品目の安定供給を図ることについては、

(一) 最近における世界的な食料需給の状況からみても、国民の基礎的な生活物資である食料については、その安定的な確保を図っていくことが極めて重要であり、国内で生産が可能なものについては極力国内で賄うことを基本として国内生産の増強を図っていくことが必要である。

このような観点に立つて、主要農産物である米、野菜、果実、牛乳・乳製品、肉類、鶏卵等については、できる限り完全自給ないしは八割以上の自給率を確保し得るよう、これに必要な施策を講じてまいりたい。特に、昭和四十九年度からは、麦、大豆、飼料作物について特段の生産奨励措置を講ずるとともに、未利用地域における畜産等の大規模な生産基地の建設などを進めているところである。

しかし、国土資源等の制約から海外に依存せざるを得ない農産物については、その輸入の安定的確保を図るため、長期輸入契約の締結、開発輸入の推進、輸入先の多角化を進めるとともに、備蓄問題についても、今後の国際需給の動向を見守りつつ検討し、対処してまいりたい。

(二) また、農産物の価格を適正な水準に安定させることは、需要に見合つた農産物を安定した価格で供給し、国民消費生活の安定を図るためにも極めて重要である。

このため、従来から価格政策を充実強化し、適正な水準における価格の安定を図つてきたところであるが、今後とも価格政策の運用に当たつては、農産物ごとの需給事情、生産事情、物価その他の経済事情を十分勘案して適正な価格水準の実現に努め、農業所得の確保と物価の安定が図られるよう意を用いてまいり所存である。

十三、公営市場の拡大設置等により、流通の安定化を図ることについては、政府は、生鮮食料品の流通の安定化を図るため、生産出荷面の対策と並行して流通面においても、卸売市場法に基づき、卸売市場の計画的整備及び取引の改善合理化を進めるとともに、小売業の近代化についても、総合食料品小売センター(公設小売市場を含む。)の設置等に努めている

るほか、卸売市場を経由しない新流通経路の開発、育成等種々の対策を講じているところであるが、今後、一層その充実を図つてまいりたい。

十四、生産地から消費地への直送体制を確立するとともに生産団体と消費団体を直結した販売体制の確立のため援助することについては、政府は、産地直結取引等卸売市場を経由しない新たな流通経路の開発、育成については、既存の流通経路に競争原理を導入するという観点から積極的に推進しているところである。

すなわち、従来から、生産者団体が消費地において大口需要者自らの生産物を販売するために要する集配センターの設置に対する助成、産地直結取引を希望する生産者団体、消費者団体への情報提供等を行つてきたが、更に、昭和四十九年度から新たに産地直結取引を行う優良なモデル事例を育成する事業に対する助成を開始したところであり、今後ともこれらの施策の充実に努めてまいりたい。

十五、電気・ガス・石油など、国民生活に必要なエネルギーは国の強力な行政指導により、安定供給を図ることについては、今後のエネルギー政策の基本方向は安定供給の確保であり、そのためには、海外依存度及び石油依存度を削減する必要がある。

そのためには、水力、地熱、国内石炭、国内石油、天然ガス等及び準国産エネルギーとしての原子力の開発に努める必要が是非とも必要であり、政府としては、そのための施策を強力に推進してまいりたい。

また、輸入エネルギーである液化天然ガス、輸入石油等については供給源の分散化、供給方式の多様化に努めるとともに、備蓄の増強についてもその推進を図つてまいりたい

大資本の生活必需品への投機、買占めの抑止等国民生活の定安に関する請願(二件)(第三五六四・三五六五号)

い。
電力については、電力供給の安定化を図るため、第七十二回国会で成立をみた、いわゆる電源三法の運用等により電源立地の促進に努めてまいりたい。

十六、公共事業・住宅建設費の高騰を抑制するため、資材の供給計画を樹立し、価格規制を行うことについては、

(一) 公共事業・住宅建設用資材の安定的な供給及び価格高騰の抑制を図るため、政府は、小口需要家向け資材のあつせん、増産、出荷の指示等各般の施策を講じてきたが、今後ともこれら資材の安定供給等に支障が生じないようその需給価格動向を監視し、必要に応じ、増産の指示等所要の措置を機動的に実施する考えである。

(二) 政府による価格規制は、企業の生産意欲を減退させ、長期的には需給関係に悪影響を及ぼすなど基本的には好ましいことではない。ただ、石油危機という稀にみる我が国経済の混乱に対する緊急対策として、昭和四十九年三月十六日から、鉄鋼、セメント、塩ビ樹脂など建設関連資材を含む四五物資の値上げ抑制と値上げの事前了承制を行政指導により実施したところである。

一、大資本の生活必需品への投機をすぐやめさせること及び大資本の買占め、売惜しみ、価格つり上げを厳しく取締まることについては、政府は、昭和四十八年七月に買占め等防止法を制定し、生活関連物資等の投機的取引の防止に努めてきたところであり、今後とも同法の的確迅速な運用に心がけてまいりたい。

二、なりよりも国民生活と中小零細企業の経営を守るため、電力・鋼材・燃料・紙をはじめ

生活必需品を優先確保することについては生活必需物資及び中小企業向け原材料の安定供給の重要性にかんがみ、政府は、これまで各般の施策を講じてきたが、総需要抑制策の効果の浸透もあり、現在のところ、これらの物資需給は安定的に推移しており、物資供給面で問題は生じていない。政府としては、今後ともこれら物資の安定的供給に支障が生じないよう必要に応じ、物資あつせん相談所の開設、増産指示等、適宜適切な措置を推進し、国民及び中小企業者に対する物資の安定供給に努める考えである。

三、生活必需品、食料品を直ちに小売商の店頭に行き渡らせる処置をとることについては、生鮮食料品については、野菜指定産地の拡充等生産、出荷体制の整備を図るほか、中央及び地方卸売市場、総合食料品小売センター等の計画的整備等により流通の改善を図り、今後とも生鮮食料品の安定的確保に努めてまいりたい。

加工食品等については、主要な品目につき、中央、地方を通じ、需給、価格動向を常時監視し、必要に応じ、買占め等防止法の適切な運用、製造業者に対する増産、増出荷の指導等を機動的に実施することにより、今後ともその安定的供給の確保に努めてまいりたい。

四、商品の価格を混乱前の値段にもどすことについては、政府は、従来から個別物資の価格についても、便利値上げ等を厳に防止するため強力な指導、監視を続けてきたところであり、今後とも標準価格の設定等により価格安定に十分配慮してまいりたい。

五、生活必需品、食料品の欠乏している家庭に混乱前の価格で必需量の購入がすぐできる処置をとることについては、最近の経済情勢にかんがみ、昭和四十九年三月には、老人、心身障害者、母子世帯等に対して緊急生活資金

給付金を支給するとともに、昭和四十九年四月及び六月の二回にわたつて生活扶助基準をそれぞれ二〇パーセント及び六パーセント引き上げ、また、十月には米価の引上げに見合つて生活扶助基準を引き上げたところであり、これらの措置を講ずることによつて食料品等生活必需品の必要量の購入の一助としたところである。

六、大資本本位の高度成長をすすめる「日本列島改造計画」を中止することについては、政府としては、一億を超える国民が将来にわたつて豊かな国民生活を享受していくためには、長期的展望に立つて過密、過疎を解消し、国土利用の抜本的な再編成を図ることが必要であると考へており、このため、国土利用計画法の基本理念に立脚し、健康で文化的な生活環境の確保を目指した新たな国土計画を策定することとした。

七、電力料金、国鉄運賃の値上げをはじめ一切の公共料金の値上げをやめることについては、政府は、公共料金について従来から極力抑制的に取り扱ってきたところであるが、料金の抑制によりコストの吸収が出来ず、企業の存続、維持が困難になると考えられるような場合、公共サービスの量的・質的水準の大幅な低下を招くような場合等、真にやむを得ないものについては必要最少限度の改訂を認めてきたところである。今後とも公共料金については、物価動向及び国民生活への影響や負担の適正化、合理化等に十分配慮し、極力抑制的に取り扱つてまいりたい。

八、物価安定、インフレ抑制、国民生活防衛を中心とする昭和四十九年度予算を編成することについては、昭和四十九年度予算において、次のような措置を中心として、物価の安定と国民生活の安定のため格段の配慮を払つているところである。

(一) 財政規模及びその内容を厳に抑制的なものとしている。すなわち、昭和四十九年度一般会計予算の昭和四十八年度当初予算に対する伸び率は一九・七パーセントで、前年度における伸び率二四・六パーセントを大幅に下回っている。内容についても需要創出効果の大きい公共事業費については、前年度当初予算額を下回る規模に圧縮している。

(二) 公共料金については極力これを凍結することとし、国鉄運賃及び米の政府売渡価格の改訂時期をいづれも六か月間延期するほか、郵便料金についても通常郵便物の料金引上げを織り込まないこととしている。

(三) いわゆる物価対策関係経費に関しては、生鮮食料品の価格安定と流通の円滑化を図るための経費や国民生活安定緊急措置法の執行のための経費については、特段の配慮を加えている。

(四) 公共投資の全体の規模を圧縮する中で、国民の日常生活に関連の深い住宅、下水道、公園等の生活環境施設の整備を推進することとしている。

(五) 社会保障関係費全体で対前年度当初予算比三六・七パーセントの飛躍的伸びを確保することにより、年金の引上げ、生活保護の充実を図るほか、老人福祉対策その他の福祉対策各般にわたり、きめ細い施策を一層推進している。

九、生活保護費、老齢福祉費、学校給食補助などを大幅に増額することについては、従来から生活扶助基準については、国民生活の動向に対応し、一般世帯と被保護世帯との生活水準の格差を縮小させる見地から改善を図つてきており、昭和四十九年度においても四月に二〇パーセントの引上げを行い、六月には更に六パーセントの引上げを行つたところであ

る。また、十月には米価の引上げに見合つて引上げを行ったところである。今後とも国民生活の動向に対応して、生活扶助基準の改善に努めてまいりたい。

老齢福祉年金については、逐年その増額を図つており、昭和四十九年度においても、老齢福祉年金を九月から月額七五〇〇円にする等約五〇パーセントの引上げを行うとともに所得制限及び恩給等との併給制限の緩和の措置等を講じたところであり、今後とも引き続きその改善充実に努力してまいりたい。

その他の社会福祉費についても、社会経済情勢の変動等に対応し、その充実に努めてまいりたい。

学校給食に係る経費は、学校給食関係法令において施設設備費及び人件費は設置者の負担とし、食材料費等その他の経費は保護者の負担とする建前がとられており、食材料費(学校給食費)に対し大幅な助成措置を講ずることは困難である。

しかし、学校給食用物資をできるだけ安定した価格で確保できるよう学校給食用物資の供給体制の整備を図るとともに、経済的に困難な家庭の児童生徒に対する学校給食費の援助措置(要保護及び準要保護児童生徒援助費補助)については、従来からも十分配慮してきたところであり、今後とも遺憾のないよう措置してまいりたい。

十、大資本への特権的減免税をやめ、勤労者には大幅減税を行うことについては、租税特別措置を廃止せよという趣旨であると思われるが、租税特別措置は、特定の政策目的を達成するため租税の誘引的機能を利用しようとするものであつて、一概にそのすべてを廃止するのが適当であるとは考えていない。

しかし、その反面、それが税負担の公平や租税の中立性を損なうという欠点を伴うの

生活必需物資の価格の大幅引下げ等に関する請願(二件)(第三九四〇・四九一〇号)

同

で、その既得権化や慢性化を排除する必要がある、政府としても、個々の租税特別措置について政策目的や政策効果について不断に検討を行い、制度の流動的改廃に努めているところである。

また、勤労者に大幅減税を行うことについては、政府としては、中小所得者の税負担の軽減について常に配慮しているところであり、昭和四十九年度の税制改正においても、給与所得者の負担軽減を中心として所得税負担の適正化を図るため、平年度一兆七二七〇億円(初年度一兆四五〇〇億円)の大幅な減税を行ったところである。

この結果、夫婦と子供二人の給与所得者の課税最低限は、一一五万円から一七〇万円(昭和四十九年分一五〇万円)に引き上げられ、これは欧米諸国の水準を大幅に上回るものとなつている。今後においても引き続きその負担の適正化につき検討してまいりたい。

十一、労働者の大幅賃上げ、労働時間の短縮を實行し、首切り「合理化」をやめることについては、労働者の賃上げ、労働時間の短縮、解雇等の問題については、基本的には、関係の労使が自主的に話し合いを尽くし、円満かつ合理的な解決を図ることが望ましいと考えている。また、労使の話し合いによる自主的な解決が困難な場合には、労働委員会等の第三者機関の調整を経て、問題の平和的処理を図ることを期待したい。

なお、労働時間の短縮については、今後とも週休二日制の普及促進とともに行政指導に努めてまいりたい。

一、石油・生活物資等関連メーカーや大手卸問屋筋の原価計算を公開させることについては、政府は、従来から標準価格の設定等に際しては、可能な限り関連業界の経理内容等の

資料を徴求し、一般に公正妥当と認められる価格水準に設定すべく努めてきたところであり、今後も国民生活安定を旨として極力低位に設定されるよう努力してまいり所存である。なお、一般的に原価を公開させることは、我が国が、自由経済を建前としている以上、慎重でなければならないと考えている。

二、高値安定となつてゐるプロパン、灯油、トイレットペーパーなどの標準価格を大幅に引き下げることは、政府は、昭和四十九年初め以来、国民生活安定緊急措置法に基づき、家庭用灯油、家庭用LPG、ちり紙、トイレット・ペーパーの四物資について標準価格を設定し、その価格安定に努めてきたが、既に、ちり紙、トイレット・ペーパーについては実勢価格がおおむね標準価格を下回るような状況になつたため、昭和四十九年五月二十四日、これを撤廃するとともに家庭用灯油についても需要期が過ぎたことから、同年六月一日に標準価格の撤廃が行われた。

なお、家庭用LPGについては、輸入価格の著しい上昇等の要因から昭和四十九年八月二十日より若干の価格改定を行つたところであるが、標準価格制度の運用については、今後とも国民生活安定の見地から極力低位に設定されるよう努力してまいり所存である。

三、特にプロパン、トイレットペーパーの「北海道価格」は絶対に廃止することについては、北海道の家庭用プロパンガスの価格は地域的特殊性ということもあつて、従来、他の都府県に比し割高であつたが、昭和四十九年一月に標準価格を設定した後は、北海道庁等においてその格差是正方について指導してきたところである。しかしながら、従来の商慣習等もあり、実際上はなおある程度の格差が残つてゐる実情にある。こうした現状を踏まえ、北海道庁においては今般の標準価格の改定に際

し、更に格差を圧縮するよう関係業界に指導してゐるところであり、政府としても、こうした北海道庁の指導について引き続き協力し、いわゆる北海道価格の解消に努めてまいりたい。

トイレット・ペーパーについては、現在は、他の都府県との間に格差はないと考えている。

四、専任の価格調査官を増員した調査を強め、国会の特別委員会等での調査や証人喚問などによつて、メーカー、大手商社、問屋筋の実態を明らかにすることについては、政府は、生活関連物資等について必要に応じ買占め又は売惜しみが行われ又は行われるおそれのある物資を適宜、買占め等防止法による特定物資として指定し、その需給、価格の安定に努めていくところであり、買占め等の投機的行為については専任者を含め国の価格調査官の増員を図るとともに、地方公共団体の監視体制を整備し、必要な調査を随時行う等により嚴重に監視を行つていくところであるが、今後においても同法の適切な運用を図ることなどにより、生活関連物資等の需給、価格の安定に努めてまいりたい。

(なお、国会の特別委員会等においてメーカー、大手商社、問屋筋の実態を明らかにするか否かの問題は国会の判断に係るものである。)

五、石油二法に基づいて設置された審議会は大幅に消費者代表を加えた構成にし、その権限や役割を強めることについては、国民生活安定緊急措置法第二十七条の規定に基づいて設置された国民生活安定審議会は、学識経験を有する者及び一般消費者のうちから、内閣総理大臣が任命した委員から構成されており、委員の人数に当たつては、審議会の活動を通じて、一般消費者の意見も十分反映されるよ

う慎重に配慮してきているところである。

政府としては、今後とも国民生活安定審議会の審議をこの法律の運用に生かしつつ、物価の安定に努めてまいりたい。

また、石油需給調整審議会は、石油需給適正化法の運用に当たつて、国民の意見を十分反映させる等、その民主的かつ適正な運用を図つていくため設置されたものであるが、その委員の任命に関しては、学識経験者及び一般消費者のうちから、通商産業大臣が二〇人以内を選任することになっているが、昭和四十九年十一月十五日現在、円城寺次郎部会長以下一九名を委員に任命している。

六、独禁法違反の価格、製造、販売カルテルを厳しく取り締り、その価格を元へ戻させることについては、従来、独占禁止法違反のカルテルに対しては厳しく取り締つてきたが、今後ともかかる違反行為に対しては同法の運用を強化してまいりたい。

また、価格引上げカルテルに対してその排除を命じても価格がもとに戻らないケースについては、需給要因やコスト要因等種々の原因があるとも考えられるが、この点については、現在、公正取引委員会において検討を進めている一方、経済関係各省庁においても検討中の段階であり、政府としても、これらの検討の結論を待つて総合的に判断し、対処してまいりたい。

七、昭和四十八年秋以後の石油製品や生活物資の値上げ分を元へ戻させることについては、石油危機を契機として起こつた価格の異常な上昇については、政府は、乗値上げ、先取り値上げを行わぬよう強く指導してきたところであり、更に、コストに比し値上げ幅が特に著しいとみられる物資については、行政指導により相次いで値下げを実施させている。

ただ、価格上昇の要因を個別に考えると海

外要因等真にやむを得ないものもあり、これらを全く無視することは必要な物資の生産減退を招く等弊害が多いと考えている。

また、値下げを行わなかつた物資についても、原材料価格、人件費等の大幅上昇等コストアップに直面しているが、総需要抑制策の浸透により価格への転嫁は困難な情勢にあり、かかるコストアップの相当部分は、企業内で吸収せざるを得なくなつているところから、過去の値上げ分については現在正常化されつつあると判断している。

以上の見地から、昭和四十八年秋以後の値上げ分を元に戻すことは現実的ではないと考えている。

八、昭和四十九年二月以後、原油高、材料高を理由に石油関連製品、生活物資をさらに値上げしようとする動きがあるが、これを絶対にやめさせることについては、政府は、昭和四十八年来、物価の安定を最重要課題として取り組んできたところであるが、現在の海外要因等による真にやむを得ない値上げまでも抑制することになれば、生産減退等の弊害を惹起し、物不足等、物価対策上も悪影響をもたらすことになる。

ただ、原料高、材料高に藉口した乗値的な値上げが行われることを厳に避けねばならないことは、いうまでもないところであり、総需要抑制策を強力に実施する等従来から懸命の努力を行つているところであり、今後ともこの方針に変わりはしない。

九、国鉄運賃、郵便料金、消費者米価は昭和四十九年十月以降も長期に凍結し、さらに電力、ガス、私鉄、バス、タクシーなど政府の関与する公共料金の値上げは、一切認めないことについては、政府は、公共料金については、従来から極力抑制的に取り扱つてきたところであるが、料金の抑制によりコストの吸

国鉄運賃等公共料金の値上げ反対等に関する請願(第四二六六号)

同

大企業の製品原価の公開、物価引下げ、公共料金値上げ反対に関する

同

収が出来ず、企業の存続、維持が困難になると考えられるような場合、公共サービスの量的・質的水準の大幅な低下を招くような場合等、真にやむを得ないものについては、必要最少限度の改定を認めてきたところである。今後とも公共料金については、物価動向及び国民生活への影響や負担の適正化、合理化等に十分配慮し、極力抑制的に取り扱ってまいりたい。

一、国鉄運賃など公共料金の値上げをやめさせることについては、政府は、公共料金については、従来から極力抑制的に取り扱ってきたところであるが、料金の抑制によりコストの吸収が出来ず、企業の存続、維持が困難になると考えられるような場合、公共サービスの量的・質的水準の大幅な低下を招くような場合等、真にやむを得ないものについては、必要最少限度の改定を認めてきたところである。今後とも公共料金については、物価動向及び国民生活への影響や負担の適正化、合理化等に十分配慮し、極力抑制的に取り扱ってまいりたい。

二、四次防など軍備増強に予算を使わないで国民生活安定にまわすことについては、四次防は、我が国の独立を守り、平和と安全を維持するために必要な防衛力を計画的に整備しようとするものであり、この計画を中止することとは考えていない。

もつとも防衛力整備計画といえども、国の他の諸施策との均衡を考慮しつつ実施すべきものであり、各年度ごとの予算はその時々々の経済財政事情を勘案して決めることとしている。

る請願(十件)(第四三二・四四五・四四六・四四五七・四四八・四五一五・四六四五・四七四・四七七四・四八八七号)

インフレ打破、高物価引下げ等に関する請願(五件)(第四四一・四四二・四四三・四四九・四八五四号)

同

格に引き下げることにについては、政府は、従来から個別物資の価格についても便乗値上げ等を厳に防止するための強力な指導、監視を続けてきたところであり、今後も標準価格の設定等により価格安定に十分配慮してまいりたい。なお、一般的に製品原価を公開させることは、我が国が、自由経済を建前としている以上、慎重でなければならないと考えている。

二、消費者米価・国鉄運賃・電気料金・ガス・水道料金など、一切の公共料金の値上げをやめ、安定を図ることについては、政府は、公共料金については、従来から極力抑制的に取り扱ってきたところであるが、料金の抑制によりコストの吸収が出来ず、企業の存続、維持が困難になると考えられるような場合、公共サービスの量的・質的水準の大幅な低下を招くような場合等、真にやむを得ないものについては、必要最少限度の改定を認めてきたところである。今後とも公共料金については、物価動向及び国民生活への影響や負担の適正化、合理化等に十分配慮し、極力抑制的に取り扱ってまいりたい。

一、生活関連物資をはじめ、原材料を含む諸物資の不法な高値安定をやめさせ、価格を大幅に引き下げる。原価の公開に基づき、昭和四十八年来の不当な価格つり上げを撤回させ、適正価格に引き戻すことについては、政府は、従来から生活関連物資、原材料等諸物資の価格について、便乗値上げ等を厳に防止するための強力な指導、監視を続けてきたところであり、今後も標準価格の設定等により価格の安定に十分配慮してまいりたい。

二、インフレ、物価高の打破のため、公共料金と地価の値上げを中止、凍結させることについては、政府は、公共料金については、従来か

ら極力抑制的に取り扱ってきたところであるが、料金の抑制によりコストの吸収が出来ず、企業の存続、維持が困難になると考えられるような場合、公共サービスの量的・質的水準の大幅な低下を招くような場合等、真にやむを得ないものについては、必要最少限度の改定を認めてきたところである。今後とも公共料金については、物価動向及び国民生活への影響や負担の適正化、合理化等に十分配慮し、極力抑制的に取り扱ってまいりたい。

また、地価の抑制については、第七十二回国会で成立をみた国土利用計画法において、(一) 地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがある地域等を都道府県知事が規制区域として指定し、当該区域内の土地等の所有権等の移転等につき許可を要するものとし、

(二) 土地の所有権等の移転等のうち一定のものについては、都道府県知事に届け出るものとして、これらの場合に取引対価が適正でないとき、土地の利用目的が不適切であるときにおいては、不許可又は取引の中止勧告をすることができるとされているので、これらを積極的に活用して地価の安定に取り組んでまいりたい。

三、売惜しみ、買占めを厳しく規制し、物不足の解消と品質の向上を図ることについては、買占め等防止法は、昭和四十八年暮れの石油危機に際し、対象物資の範囲拡大、売渡命令の創設とこれに伴う罰則の強化、地方公共団体に対する権限委任規定等所要の拡充強化措置を講じたものであり、政府は、地方公共団体と連携を保ちつつ厳正的確な運用に努めてきたところである。今後とも、引き続き生活関連物資等の投機的取引防止のため十分心がけてまいるのである。

四、異常な物価高、悪性インフレ、物不足解消

物価引下げ、公共料金の値上げ反対等に関する請願(第四八九二号)

同

などを積極的に進めるために、消費者代表を審議会に多数参加させるなど、民主的な機構をつくり、充実させることについては、政府は、物価の安定を現下の最重要課題として各般の施策を講じているところであるが、この問題には、政府の努力に加えて国民各層の理解と協力を得ることが不可欠であるので、物価安定政策会議、国民生活安定審議会等の場を通じて広く国民各層の意見を聴いているところである。

政府としては、今後ともこれらの審議会の活用等により、国民各層の意見を十分反映しつつ物価の安定に全力を傾けてまいりたい。

五、国民生活を危機に陥れ、暴利をむさぼった大企業、これを野放しにし、擁護した政府の責任を徹底的に追及すること。そして政府に物価、経済政策と政治姿勢を基本的に改めさせ、責任ある措置をとらせることについては、基本的には国会の問題であると考えが、政府としては、昭和四十八年以来の物価上昇による経済の緊急事態に対処し、強力な総需要抑制策を基本としつつ、生活関連物資をはじめとする個別物資の需給、価格対策を実施するとともに、低所得者層等インフレ弱者の救済にも努める等物価の安定と国民生活の安定に全力を傾注してまいったところであり、物価上昇も鎮静化しつつあるところである。

一、大企業製品の原価を公開させるとともに物価の引下げを行うことについては、物価の安定については、昭和四十八年来政府の最重要課題として総需要抑制策を強力に実施するとともに、買占め等防止法、国民生活安定緊急措置法等の法律を制定運用し、更に、値下げ指導、値上げ事前了承制等行政指導を強力に実施してきた。これら一連の対策の結果、物価は、昭和四十九年三月以降鎮静化してきてい

るが、政府としては、今後とも物価安定を最重要課題として取り組んでいくこととしている。

なお、一般的に製品原価を公開させることについては、我が国が、自由経済を建前としている以上、慎重でなければならないと考えている。

二、公共料金の値上げをやめることについては、政府は、公共料金については、従来から極力抑制的に取り扱ってきたところであるが、料金の抑制によりコストの吸収が出来ず、企業の存続、維持が困難になると考えられるような場合、公共サービスの量的・質的水準の大幅な低下を招くような場合等、真にやむを得ないものについては、必要最少限度の改定を認めてきたところである。今後とも公共料金については、物価動向及び国民生活への影響や負担の適正化、合理化等に十分配慮し、極力抑制的に取り扱ってまいりたい。

三、大企業に有利な地方税制度を改めることについては、地方税における非課税等の特別措置については、国の政策目的との調和と地域の負担の公平とのかねあい等を総合的に考慮しつつ、従来からその適正合理化に努めてきたところであるが、今後ともこの方向で努力したいと考えている。

また、大企業の不当なもうけに対する課税を行い、地方財源にもまわすことについては、社会的制裁ないしは罰として課税するという考え方は、本来税制にはなじまないものであり、採用し難いと考えている。

四、地方自治体の超過負担を完全に解消するため、補助基準単価を実勢単価に見合つたものに大幅に引き上げるとともに、補助率の引き上げ、補助対象の拡大など補助金制度の大幅な改善を図ることについては、政府は、従来から地方公共団体の超過負担の解消には最大

限の努力を払ってきたところであり、最近では昭和四十七年度の実態調査の結果に基づき、昭和四十八年度及び昭和四十九年度において所要の是正措置を講じている。

また、最近における建設資材の価格の急騰等に対処するため、昭和四十八年度は再三にわたり補助単価の改定を行つたほか、昭和四十九年度においても補助単価の大幅な引上げを図つたところである。

なお、昭和四十九年度においては、改めて文教施設等の事業について超過負担の実態を調査しており、その結果に基づき、所要の措置を講じてまいりたい。

五、地方交付税交付金の削減をやめ、地方交付税率を現行の三二パーセントから四〇パーセントに引き上げることについては、昭和四十九年度の地方財政においては、物価の早急な鎮静を図るための総需要抑制策に伴つて公共事業費の増加は微増にとどまる等、総体としての地方歳出の増加は昭和四十八年度の場合に比し、かなり低くなる見通しである。

また、地方歳入は、地方税、地方譲与税、地方交付税についてかなりの増収が見込まれており、一般財源の増加は昭和四十八年度に比して相当大幅なものになるものと見込まれる。

このような地方財政収入の状況をも十分勘案すれば、交付税会計の借入金の高に相当する一六八〇億円の減額調整を行うことはやむを得ない措置である。

地方交付税率の引上げについては、地方交付税は、昭和四十一年度以降、国税三税の収入額の三二パーセントをもつてその総額とすることとされているが、その間経済成長に伴つて自然増収が多額に上つた時には、一部減額繰越しの措置を講じ、また、景気停滞等によりその収入が伸び悩んだときには交付税及

昭和五十年一月十日 参議院会議録(その二) 第七十二回国会において採択された請願の処理経過

公害監視測定器材整備費に対する 国庫補助率の引上げ等に関する請 願(第一八五号)	総理府 (環境庁)	び譲与税配付金特別会計における借入れ又は国の一般会計からの繰入れ等の措置を講ずることにより、その安定的な確保を図つてきたところである。 昭和四十九年度においては、地方財政収支の状況等を十分勘案の上、地方交付税の所要額を確保したところであり、地方交付税率の引上げは必要ないと考えている。 公害監視測定機器の整備等については、従来から都道府県等に対する助成の充実に努めてきたところであるが、今後ともその充実に努めてまいりたい。
公害による集団移転実施に関する 請願(第一八六号)	同	一、集団移転事業につき、現時点においては公害防止事業費事業者負担法第七条第四項に基づく、いわゆる概定割合を定めることはなお検討すべき問題が多いので、当面、公害防止事業費事業者負担法第四条の規定に基づき、個別事業別に事業者の負担割合を算定することにより対処するのが適当と考える。 二、公害に起因する集団移転事業については、本来事業者負担によつて行われるべきものであると考えるが、公的負担部分があるならば、その財源措置について検討してまいりたい。
水俣病認定申請者の認定業務促進 等に関する請願(第五五六号)	同	一、熊本県における水俣病の認定業務の促進については、熊本県及び環境庁が「水俣病認定業務促進検討委員会」を設置して検討を行つてきたが、九州各大学及び各国立病院の協力が得られることとなり、これら派遣医師の協力を得て昭和四十九年七月及び八月に集中検診を実施したところである。 二、水俣病総合センターの設置については、昭和四十八年度において「水俣病治療研究センター(仮称)設立準備懇談会」を設置し、引き
自然保護のため山梨県自然公園道 路計画の中止に関する請願(七件) (第一四一四・一四四五・一五九 三・二二三五・二五一九・二六二 二・三〇三四号)	同	続き検討を行っているところである。 水俣病検診センターは、現在水俣市立病院に設置され、水俣病の認定のための検診を行っているが、政府は、昭和四十七年度同センターに対して水俣病認定業務促進のために必要とする機器の整備等について助成してきたところであり、今後とも認定業務の促進のため必要があれば、検討したい。 三、水俣病の診断基準については、昭和四十六年八月七日付の環境事務次官通知等によつて明らかにされているが、これを更に十分なものとするため、全国の水銀に関する専門家による水俣病研究班に委託して研究を推進しているところであり、今後その研究成果を十分生かしていきたいと考える。
ビーナスライン美ヶ原線、南アル プススーパール林道建設中止に関す る請願(三件)(第一六二四・一六 二五・三三三三三号)	同	請願にかかる道路は、山梨県で構想中のものであり、県当局から正式な意思表示はないが、県当局において関係方面の意見を徴し、自然環境の保全について十分配慮した案を作成するよう検討中と聞き及んでいる。 政府としては、今後とも自然環境の保全に配慮して慎重に検討するよう指導してまいりたい。 ビーナスライン美ヶ原線は、八ヶ岳中信高原国定公園の核心地を通過する計画であつたが、自然環境の保全の観点から長野県当局は当初の計画路線を変更し、新たな道路計画を検討している。 政府としては、今後とも自然保護に配慮して更に慎重に検討するよう指導してまいりたい。 また、南アルプススーパール林道は、現在北沢峠付近の約一・六キロが未施行となつていて、北沢峠は標高二〇三二メートルのシラベ、ツガ、トウヒを主とする天然林地帯であり、施行の如何によつては自然の植生等に重大なる影響

公害物質使用禁止等に関する請願
(二件)(第三六四七・四一七〇号)

同

が予想されるため慎重に検討してきたところである。

政府としては、今後も自然保護に十分配慮しつつ更に検討を加えてまいりたい。

一、政府としては、水銀、PCB等の有害物質については、その使用に係る環境汚染を防止するため様々な措置を講じている。PCB等の新規化学物質による汚染を防止するため、現在「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に基づき、これらの物資の製造、輸入に際して事前にその安全性のチェック等を行つていく。また、水銀、カドミウム等の有害重金属については、水質汚濁防止法等の関係法令により厳重な規制、監督が行われており、また、これらの有害物質による汚染の防止を図るため、これら重金属類を取り扱う主要工場に対し、定期的に報告を求め、その保管及び使用の際の環境汚染防止のため万全を期することとしている。

二、国の関係試験研究機関においては、安全な農産物の供給を確保する見地から、従来から農作物害虫の防除について、天敵(微生物を含む)の利用法をはじめ性フェロモンの利用、不妊化法の採用等による農薬をできるだけ使わない総合的防除技術の研究のほか、地力増強等による健全な作物の栽培、耐病虫性品種の育成、貯蔵穀類に発生する有害微生物等の防除に関する試験研究を進めているところであり、今後においてもこれら試験研究を一層強力に推進してまいりたい。

また、農薬の適正な使用に従つても、なお人畜に被害を及ぼすおそれのある農薬については、農薬取締法に基づき販売の禁止等の措置を講じている。

三、農業用水については、土地改良長期計画に基づき計画的に農業用排水事業を推進し、

PCB・水銀等の有害物質排出の禁止等に関する請願(三件)(第四一九九・四二六一・四二六二号)

同

水利用の安定を図るとともに、事業の実施に当たっては、地域における環境条件等に十分に留意し、必要な場合には用排水の分離を行う等清浄な農業用水の確保に努めているところである。

なお、清浄な農業用水を確保するためには、森林造成の計画的推進、水源かん養保安林等の適正な配備等を通じて上流森林地帯の水源をかん養するとともに、都市下水を下水道により処理し、下水の混入を防ぐことが有効であるので、下水道整備五箇年計画の中で、その方針に基づき下水道の整備の促進に努めてまいりたい。

四、最近、森林の有する国土保全、水資源のかん養、国民の保健休養等、森林の公益的機能の面が重視されるようになり、その確保について、国民的要請が高まってきた。

このため、従来から造林事業に対する助成を行い、森林の造成を進めてきたところであるが、今後とも一層緑の確保について、諸施策の拡充強化を図ることとしている。

また、造成された森林がその機能を十分発揮するためには、森林の保育、保護を図ることが極めて重要であり、このため、必要に応じて農薬を散布する場合もあるが、この実施に当たっては、危被害を起こさぬよう十分留意してまいりたい。

一、魚介類を中心とする食品等のPCB、水銀汚染問題については、緊急に対処する必要があるため、PCBに関しては食品衛生調査会の答申を得て昭和四十七年八月に、水銀に関しては「魚介類の水銀に関する専門家会議」の意見に基づき昭和四十八年六月に、それぞれ暫定的規制値を定め、これによつて食品の生産地域における監視及び魚市場における監視を強力に実施しているところである。

なお、昭和四十九年六月に発表された母乳汚染疫学調査の結果では、産婦及び乳幼児にPCBによると思われる健康障害は認められなかつたが、今後とも妊婦、授乳婦、乳児の健康調査や保健指導を徹底することとしている。

二、PCB及び水銀については暫定的規制値を定めて、これに基づき流通市場等における検査を強化し、規制値を超える食品の流通防止に努めているところである。

水銀、PCB等により汚染された水域内の魚介類の漁獲を、補償を前提として禁止する措置については制度上種々の困難な問題もあり、今後なお検討すべき課題であると考えているが、当面は、漁獲の自主規制を指導することにより汚染された魚介類が食品として流通しないようにするとともに、原因者である企業と漁業者との間の補償交渉が円滑に進むよう県を通じて指導しているところであり、その結果おおむね解決をみている。

三、水銀等の有害物質による環境汚染については、その未然防止の観点から、排水規制の強化等の対策を講じてきたところである。

特に、水銀については、測定技術の進歩等を踏まえ、排水基準の見直しを行った結果これを更に厳しくすることとした。

また、PCBについては、既に、その排出について暫定的指導指針を設定し、PCBの排出を極力抑制する措置をとつていところであるが、可及的速やかに排水基準を設定することとしている。

四、公害に関連した住民の健康調査は地方自治体単位で実施されるものであり、国としても、必要に応じて助成、指導を行つていところである。

また、公害による健康被害者については、今般新たに施行された公害健康被害補償法に

基づき、療養費等の他、逸失利益に対する補償等が行われることになっている。

PCB、水銀に汚染されている水域等については、既に一部の港湾や河川のヘドロの除去を実施しているところであるが、更に、全国環境総合調査の結果に基づき、今後、対象水域等の特性に即した浄化対策を実施してまいりたい。

五、魚介類を中心とする食品等のPCB、水銀汚染問題については、緊急に対処する必要があるため、PCBに関しては食品衛生調査会の答申を得て昭和四十七年八月に、水銀に関しては「魚介類の水銀に関する専門家会議」の意見に基づき昭和四十八年六月に、それぞれ暫定的規制値を定め、これによつて食品の生産地(水域)における監視及び魚市場における監視を強力に実施しているところである。

このほか、食品の製造及び流通上留意すべき事項を定めた製造流通基準を順次作成し、その普及徹底を図ることとともに、事前点検体制の確立のため、JAS登録格付機関及び農林規格検査所の分析体制の整備を図る等事故を未然に防止するよう努めているところである。

また、魚介類についても漁獲の自主規制を指導するとともに、市場における検査を実施することにより、汚染されたものが食品として流通しないように努めているところである。

六、PCBは、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づき、昭和四十九年六月七日付で、同法にいう特定化学物質に指定された。

この措置により、PCBは、国内での製造、使用、輸入について特殊例外的な場合を除き禁止されるところとなつた。

また、PCB及びPCBを使用した製品の

回収については、現在政府の指導により、関係企業が続行中である。

更に、PCBの処理技術の開発については、現在、政府及び企業において最も効果的な処理方法の確立に努めているところである。

七、国民の健康を守ることの重要性にかんがみ、水銀その他の重金属の排出に対しては、水質汚濁防止法に基づき、厳しい排水基準を設定し、この排水基準に違反した場合には罰則の適用があるほか、違反するおそれのある場合にも、都道府県知事等が施設の改善、排水の排出の一時停止等を命ずることとする等厳しい規制を行っているところである。

また、排水規制の実効を確保するためには監視を十分に行うことが不可欠であることにかんがみ、従来から都道府県等に対し監視の強化について指導するとともに、工場排水及び公共用水域の水質の監視、分析機器及び自動監視測定機器の整備につき、都道府県等に対し助成を行ってきたところである。

また、水銀、クロム等主要な重金属類を使用する工場については、その管理を更に徹底させるため、その受入、使用、保管状況を定期的に報告させ、指導することとしている。

八、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令により、昭和四十九年六月七日付でPCBは化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第三条第二項でいう特定化学物質に指定され、その製造、使用、輸入等につき特殊例外的な場合を除き禁止されるところとなった。

九、公害健康被害者に対する救済措置としては、従来から公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法に基づき医療費等の支給を行ってきたところであるが、今般新たに施行された公害健康被害補償法においては、療養費

新潟県粟島浦村の風浪害復旧対策に関する請願(第三二一四号)

総理府
(国土庁)

桜島の火山活動に伴う災害対策の

同

のほか、障害補償費、遺族補償費、児童補償手当等も支給することとされており、一層の充実が図られているところである。

水銀による健康被害については既に補償対象の疾病に指定されており、PCBについては、これまでの調査では健康被害者がみられないので指定されていないが、今後被害者が発生するような事態があれば検討いたしたい。

十、環境汚染が確認される等、環境汚染による健康被害のおそれがあると認められる場合には、地方自治体において、無料で健康調査を実施するよう助成、指導を行っているところであり、水銀、PCBについてはその実施が図られている。

十一、PCB、水銀等による環境汚染防止を図る上で監視体制の整備が極めて重要であることにかんがみ、政府においては、現在、地方公共団体の公害担当職員については、技術系職員を中心として大気、水質、土壌汚染等諸種の研修を実施し、担当職員の技術水準の向上を図っているところである。

また、検査機器の整備については、従来から都道府県等に対し助成を行ってきたところであり、今後ともその拡充に努めてまいりたい。

公共施設の復旧については、被災地方公共団体の意向による復旧計画に基づき、事業実施を行うこととし、その財源に関しては、既存の国库補助制度のあるものについてはその運用により措置し、更に災害復旧事業債等の措置により地元負担の軽減を図ることとしている。

なお、被災漁業者に対しては、農林漁業金融公庫等の融資により対処することができるとなっている。

一、(一) 被災中小企業に対する融資等について

強化に関する請願(第四四三三号)

は、従来から、現行制度内で十分配慮してきているところであり、特に、激甚な災害が発生した場合には、特別低利の災害復旧資金の貸付けができることとなつていて、新たな特別の制度を創設する必要はないと考える。

また、税制面においては、火山活動に伴つて、事業用資産について被害を受けた場合には、その資産損失は事業上の必要経費に算入され、生活用資産について被害を受けた場合には、いわゆる災害減免法による減免と所得税法による雑損控除とのいずれかによる軽減免除措置が講じられている。更に、財産に損害を受けたため納税することが困難な場合には、被災者の申請により納税の猶予を認める措置も既に講じられているところであるので、減税について特別措置を講ずる必要はないと考える。

(二) 教育については、昭和四十八年度から桜島の避難施設緊急整備地域に所在する小、中学校建物の不燃堅牢化を図るための改築に要する経費については特に補助率を引き上げ、建築単価についても特別の措置を講じているところであり、また、被災者の援護措置については、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の適用を受ける災害については同法により、それ以外の災害にかかる被災低所得世帯等については必要に応じ世帯更生資金等の貸付制度により、それぞれの措置を行うこととしており、更に、保健衛生対策については、鹿児島県、鹿児島市等の関係部局とも十分連携をとり、保健所活動を通じて住民の健康管理に万全の体制をとつて対処することとしているので、特別な措置を講じる必要はないと考える。

二、防災官農施設整備計画の対象地域の拡大に

奄美大島²紬³の振興に関する請願
(第四号)

同

保護司活動の強化に関する請願
(第二二七号)

法務省

については、最近の桜島の火山活動の活発化にかんがみ、鹿児島県から追加申請のあつた四地域について、追加変更承認を行い、今後所要の事業を進めていく所存である。

一、奄美群島振興開発特別措置法に基づき、奄美群島振興開発基金の融資業務において、昭和四十九年度から、新たに大島紬経営安定資金の貸付制度を設けたところであり、今後、これにより請願の趣旨に沿つて積極的な大島紬の振興を図つてまいりたい。

二、大島紬の振興のための国の補助は、従来から奄美群島の復興事業及び振興事業として実施されてきたところであるが、昭和四十九年度以降においても、奄美群島振興開発特別措置法に基づき新たに策定された奄美群島振興開発計画により、予算の範囲内で、大島紬の技能者養成施設等に対する補助を実施してまいりたい。

一、地方交付税の財政基準需要額の増額については、請願の趣旨に沿うよう今後とも努力いたしたい。

二、現在、保護司に対して支給している実費弁償金の主なものは、

(一) 保護観察を担当している保護司に毎月支給するもの

(二) 矯正施設収容者の帰住予定地の環境調整を行つた保護司に支給するもの

(三) 保護司に必要な職務上の知識及び技術の修得等のためケース研究等に参加した保護司に支給するもの

等で、逐年増額しているが、今後ともその増額に努力いたしたい。

三、保護司はその職務を行うために必要な知識と技能を習得する必要があるため、政府においては、計画的にこれに対する研修を実施しているが、その一層の充実を図るため、研修

経費の増額に努力したい。 四、現在、保護観察官は、常時一人当たり約一三〇人の保護観察を担当する傍ら、刑の執行を終わつた者等の更生保護、矯正施設収容者の帰住予定地の環境調整、犯罪予防のための世論の啓発助長、保護司の研修、更生保護会の育成指導等の多岐にわたる保護観察所の事務に従事している。 増員については、一般的な政府の増員抑制方針の下で、その必要性にかんがみ、逐次保護観察官を増員してきているところであるが、今後とも増員による事件処理の適正化を図り、保護観察の効果が高めることに努力したい。	五、近年、更生保護会にあつては、経営資金の不足が増大しているのか、かねてより委託事務費の支給単価の改訂に努めているが、その一層の増額を図り、更生保護会の財政基盤の安定と処遇の充実に努力したい。	金大中氏事件の公明かつ早期解決に関する請願(第一九二号)	外務省	日中平和友好条約及び諸実務協定	同
の締結促進に関する請願(第四五五号)	のうち貿易及び航空協定は既に発効しており、海運協定は署名済みである。また、漁業協定についても既に中国側と交渉を開始しており、政府としては、引き続き交渉の促進に努める所存である。 また、日中平和友好条約については、日中共同声明第八項にあるとおり、日中兩國間の平和友好関係を強固にし発展させるため、同条約の締結を目的として交渉を行うことに合意されている次第であり、政府としては、共同声明の内容に立脚して同条約の締結のため、努力する所存である。	日中航空協定の締結等に関する請願(第五八一号)	日中共同声明第九項にうたつた各種実務協定のうち貿易及び航空協定は既に発効しており、海運協定は署名済みである。また、漁業協定についても既に中国側と交渉を開始しており、政府としては、引き続き交渉の促進に努める所存である。 日中間の海底ケーブル敷設については既に日中間で基本的合意が成立しており、日本側陸揚地についても熊本県苓北町とすることに決定している。	日本国と中華人民共和国の共同声明に基づき諸協定の早期締結に関する請願(第六三七号)	日中共同声明第九項にうたつた各種実務協定の締結交渉については、政府としては、これまで鋭意努力してきた次第であり、このうち貿易及び航空協定は既に発効しており、海運協定は署名済みである。 また、漁業協定についても既に中国側と交渉を開始しており、政府としては、引き続き交渉の促進に努める所存である。
茨城県沿岸におけるソ連船団の操業規制に関する請願(第二六九三号)	茨城県沿岸におけるソ連船団の操業に関して政府は、昭和四十九年三月十四日、在京ソ連大使館を通じソ連政府に対し、我が国の漁業関係法規等を説明の上、同県沿岸漁場における秩序ある操業の確保につき善処方を要請を行つた。	同	同	同	同

昭和四十九年産葉たばこ収納価格
の大幅引上げ等に関する請願（第
一三七号）

大蔵省

また、ソ連船団による海上への汚物投棄に關しても、同時に在京ソ連大使館を通じソ連政府に漁場環境保全その他の見地より即時中止方要請を行つた。政府は、今後とも、我が国沿岸漁場におけるソ連船団による秩序ある操業の確保につき引き続き努力する所存であり、かかる努力の一環として、昭和四十七年末より我が国沿岸の漁業操業に関する日ソ専門家會議を東京で開催する予定となつてゐる。

一、葉たばこの収納価格は、たばこ耕作審議會の議を経て日本専売公社が定めることとなつてゐる。

現行の価格決定の計算方法は、過去三か年の平均収納価格を生産費で調整した上、最近までの物財費及び労賃の変動率で修正して算出する方式をとつてゐる。

昭和四十九年産葉たばこの収納価格は、最近の物財費及び労賃水準を反映し、昭和四十八年産価格に対し、全種類平均で四四パーセント余り引き上げることとした。

なお、昭和四十九年産葉の価格算定に当たつては、従来農業臨時雇賃金によつて評価していた家族労働についてその一部を改め、乾燥及び選別労働については、製造業労働者の労賃に評価替えした。

二、たばこ作経営近代化施設整備事業等の補助金は、たばこ作の規模拡大による生産性の向上を目的として、それに沿つた採択基準を設けており、農林省の農業施設に関する補助事業の対象とならない小規模のものを対象としてきめ細い配慮をしてゐる。

三、国内産葉たばこ生産高の減少に伴い輸入が増加傾向にあるが、国内産葉たばこが基幹原料の地位を占めてゐることに変わりはない。国内産葉たばこ生産の将来については、昨年、耕作団体との協議により共通の指標とし、

所得税法上における修学費控除制度の実現に関する請願（第三五八号）

同

自動車重量税に関する請願（第六九三号）

同

有線放送電話の税制の特別措置に関する請願（百五件）（第一六二・

同

て作成した長期生産計画において、耕作面積は減退するものと見込まれており、収量の確保は、品種改良等の生産性向上努力に期待せざるを得ない現状にある。

他方、海外産葉たばこについても、世界的な製造たばこの消費の伸びに応じて需要が増大しているにもかかわらず、生産はおおむね横ばい状態が続いてゐるため、世界的に原料需給は逼迫しており、海外産葉たばこの調達も容易でなくなつてゐる。

このため、日本専売公社においては、国内産葉たばこの生産の安定確保の措置を講ずるとともに、海外産葉たばこについても、既存のたばこ産地のみならず、新産地の開発をも含めて調達の確保に努めてゐるところである。

父兄の支出する教育費について所得税法上修学費控除といつた特別な形でこれを考慮することは、税制調査会の従来の答申がしばしば指摘してゐるように、個別の事情を税制において参酌するにはおのずから限界があるので、適当でないと考える。

この問題については、一般的な扶養控除の引き上げで対処することが望ましいので、昭和四十九年度において扶養控除を二四万円（従来は一六万円）まで大幅に引き上げたところである。

昭和四十九年度の税制改正により、自動車重量税の税率を二年間引き上げるに際しては、貨物自動車運送事業を含め、一般に自動車運送事業等の用に供する自動車に係る同税の税率は、すえ置かれたところである。

一、特別修繕引当金は、周期的に大規模な修繕を要し、かつ、その周期が相当の期間にわた

一六九三・一六九四・一六九五・
一六九六・一七〇一・一七〇二・
一八〇八・一八〇九・一八一〇・
一八一・一八一二・一八一三・
一八四・一八四五・一八五六・
一八七・一八八・一八九・
一八二〇・一八四四・一八四五・
一八四六・一八四七・一八四八・
一八五三・一九二二・一九二三・
一九二四・一九二五・一九二六・
一九二七・一九二八・一九二九・
一九三〇・一九三一・一九三二・
一九七二・一九七四・一九五〇・
二〇五一・二〇五二・二〇五三・
二〇五四・二〇五五・二〇五六・
二〇五七・二〇五八・二〇五九・
二一六・二一七・二一八・
二四二・二四三・二四四・
二四九・二五〇・二五一・
二九七・二九八・二九九・
三〇四・三〇五・三〇六・
三三二・三三三・三三四・
三三七・三三八・三三九・
三三二・三三三・三三四・
三三七・三三八・三三九・
二四三・二四四・二四五・
二五一・二五二・二五三・
二五六・二五七・二五八・
二六四・二六五・二六六・
二六六・二六七・二六八・
二六九・二七〇・二七一・
二七二・二七三・二七四・
二七一・二七二・二七三・
二七六・二七七・二七八・
二八八・二八九・二九〇・
二九六・二九七・二九八・
三〇八・三〇九・三一〇・
三七二・三七三・三七四・
三七七・四五二(二号)

葉たばこ収納価格の引上げに關す

同

ると認められる船舶等について、周期的に発生する多額の修繕費に充てるために認められている引当金制度であるが、周期的に大規模な修繕を行うといった必然性の少ない有線放送電話設備を特別修繕引当金の対象とすることは、適当でないと考える。

二、災害積立金は、災害損失という予測することのできない偶発損失に備えるためのものであり、このような利益留保性の強い積立金の損金算入は、税制上認められていない。したがって、有線放送電話設備について災害積立金制度を設けることは適当でないと考える。

一、葉たばこの収納価格は、たばこ耕作審議会

る請願(第一六二六号)

の議を経て日本専売公社が定めることとなつてゐる。

現行の価格決定の計算方法は、過去三年の平均収納価格を生産費で調整した上、最近までの物財費及び労賃の変動率で修正して算出する方法をとつてゐる。

昭和四十九年産業たばこの収納価格は、最近の物財費及び労賃水準を反映し、昭和四十八年産価格に対し、全種類平均で四四パーセント余り引き上げることとした。

なお、昭和四十九年産業の価格算定に当たつては、従来農業臨時雇賃金によつて評価していた家族労働については、その一部を改め、乾燥及び選別労働については、製造業労働者の労賃に評価替えした。

二、たばこ作経営近代化施設整備事業等の補助金は、たばこ作の規模拡大による生産性の向上を目的として、それに沿つた採択基準を設けており、農林省の農業施設に関する補助事業の対象とならない小規模のものを対象としてきめ細い配慮をしている。

三、国内産業たばこ生産高の減少に伴い輸入が増加傾向にあるが、国内産業たばこが基幹原料の地位を占めていることに変わりはない。

国内産業たばこ生産の将来については、昨年、耕作団体との協議により共通の指標として作成した長期生産計画において、耕作面積は減退するものと見込まれており、収量の確保は、品種改良等の生産性向上努力に期待せざるを得ない現状にある。

他方、海外産業たばこについても、世界的な製造たばこの消費の伸びに応じて需要が増大しているにもかかわらず、生産はおおむね横ばい状態が続いているため、世界的に原料需給は逼迫しており、海外産業たばこの調達も容易でなくなつてゐる。

このため、日本専売公社においては、国内

昭和五十年一月十日 参議院会議録追録(その二) 第七十二回国会において採択された請願の処理経過

入場税撤廃等に関する請願(六十 四件)(第三三六七・三三六八・三 三六九・三三七〇・三三七一・三 三九〇・三三九一・三三九二・三 三九三・三三九四・三三九五・三 三九六・三三九七・三三九八・三 三九九・三四〇〇・三四〇一・三 四〇二・三四〇三・三四〇四・三 四〇五・三四〇六・三四〇七・三 四〇八・三四〇九・三四一〇・三 四一一・三四一二・三四一三・三 四一四・三四一五・三四一六・三 四一七・三四一八・三四一九・三 四二〇・三四二一・三四二二・三 四二三・三四二四・三四二五・三 四二六・三四二七・三四二八・三 四二九・三四三〇・三四三一・三 四三二・三四三三・三四三四・三 四三五・三四三六・三四三七・三 四三八・三四三九・三四四〇・三 四四一・三四四二・三四四三・三 四四四・三四四五・三四四六・三 四四七・三四四八・三四四九・三 四八三・三四九〇・三四九一・三 五二四・三五六八・三六五〇・三 八〇五・三九一七号)	同
所得税法改正に関する請願(第四 二二一号)	同

産業たばこの生産の安定確保の措置を講ずるとともに、海外産業たばこについても、既存のたばこ産地のみならず、新産地の開発をも含めて調達の確保に努めているところである。

入場税は、映画・演劇・音楽等を催す興行場への入場者に対し、その消費支出に示される担税力に着目して課税する性格のものであり、五パーセント及び一〇パーセントの現行の税負担水準は、同種の課税である通行税、娯楽施設利用税、料理飲食等消費税の一〇パーセントの負担からみて、おおむね妥当な水準にあると認められる。したがって、入場税を廃止することは、これらのサービスク税の税負担とのバランスを失することにもなり、ひいては物品税をはじめ他の消費税を含めた我が国の個別消費税率系全体の今後のあり方とも関連する問題であるので、困難である。

一、所得がある限り、未成年者であるからといつてすべて非課税とすることは妥当でないが、最近、義務教育終了直後の新規卒業者が就職の年から直ちに所得税の納税者となるという事例が多く、少なくともこういう事例は避けるべきではないかという意見も強いので、昭和四十九年度の改正においては、給与所得控除のうち定額控除の仕組みを基本的に

改正し、給与の額が少ない場合にも最低五〇万円の控除は保証することにより、この問題を実質的に改善したところである。

二、(一) 政府としては、中小所得者の税負担の軽減については、常に配慮しているところである。

(二) 昭和四十九年度の税制改正においても、給与所得者の負担軽減を中心として所得税負担の適正化を図るため平年度一兆七二七〇億円(初年度一兆四五〇〇億円)の大幅な減税を行ったところである。

(三) この結果、夫婦二人の給与所得者の課税最低限は一五五万円から一七〇万円(昭和四十九年分一五〇万円)に引き上げられ、これは欧米諸国の水準を大幅に上回るものとなつていく。

(四) 今後においても、引き続きその負担の適正化につき検討してまいりたいと考えている。

三、昭和四十九年度の所得税減税は、特に給与所得者の負担軽減を中心とする趣旨から、給与所得控除の抜本的拡充に重点を置き、併せて人的控除の引上げと税率の緩和とを行つていく。その結果、夫婦二人の給与所得者の課税最低限は一五五万円から一七〇万円(昭和四十九年分は百五十万円)に、また、独身の給与所得者の課税最低限も四五万円から七十七万円と大幅に引き上げられている。

このように、今回の減税では、低所得層の負担を大幅に軽減するよう十分配慮している。

なお、今回の改正では、中堅以上の所得階層についてもかなりの負担の軽減となつていくが、これは所得税負担全体としてバランスのとれた姿を求めるため、税制調査会でも慎重な審議を重ねた結果の答申を受けて実施に移したものである。

昭和五十年一月十日 参議院會議録追録(その二) 第七十二回国会において採択された請願の処理経過

私立幼稚園教育振興に関する請願 (四十一件)(第一四・一七五・一 七六・一七七・一七八・一七九・ 一八〇・一八一・二〇六・二〇 七・二〇八・二〇九・二一〇・二 一一・二一二・二一三・二一四・ 二一五・二一六・二一七・二三 一・二四三・二四四・二四五・二 五二・二六二・二六九・三一五・ 三二六・三二五・三二六・三七 七・三七八・三七九・三八七・三 九〇・四〇一・五二六・五六三・ 五八九・六二三号)	文 部 省
同	

昭和四十九年度においては、幼稚園就園奨励費補助について、私立幼稚園の園児に限り、補助限度額の引上げと補助対象範囲の拡大を図り、また、施設、設備の補助については補助単価を大幅に引き上げるとともに、人口急増地域における幼稚園施設費に対する補助率を引き上げ、更に、都道府県が行う私立幼稚園の運営費補助については、その増額が図られるよう、地方交付税制度において所要の財源措置を講じてきたところである。今後ともこれらの施策の拡充に努めるとともに、幼稚園の適正配置を更に進めることについて検討してまいりたい。

高等学校以下の私立学校に対しては、国は、主として、都道府県が行う助成に対し、地方交付税制度において必要な措置を講じている。

特に、昭和四十五年度に国の私立大学等経常費補助が創設されたことに伴い、都道府県においても、国の私立大学等経常費補助に準じて高等学校以下の私立学校に対し人件費を含む経常費補助を行えるよう、これに必要な財源措置を講じ、国の私立大学等経常費補助の拡充に対応した増額を行っている。

私立学校助成のための法令上の措置としては、現在私立学校法第五十九条の規定があるが、なお、今後の私立学校振興方策の課題の一つとして慎重に検討することとしたい。

五・七三六・七三七・七三八・七 三九・七四〇・七四一・七四二・ 七四三・七四四・七四五・七四 六・七四七・七四八・七四九・七 五〇・七五一・七七四・七七五・ 七七六・七七七・七八六・七八 七・七八八・七八九・七九〇・七 九一・七九二・七九三・七九四・ 七九八・七九九・八〇〇・八〇 一・八〇二・八〇三・八五一・八 五二・八五五・八五六・八五七・ 八五八・八六九・八七〇・八七 一・八七九・八八〇・八八一・八 八六・八八七・八八八・八八九・ 八九四・八九五・八九六・八九 七・九九八・九九九・一〇〇〇・ 一〇〇一・一〇〇二・一〇〇三・ 一〇一九・一一二・一一三・ 一一四・一一五・一一六・ 一二四・一二五・一二六・ 一二七・一二八・一二九・ 一三〇・一三三・一三四・ 一三五・一三六・一三七・ 一三九・一四〇・一四一・ 一四四・一四五・一五〇・ 一七五・一九五・二〇三・ 二〇六・二〇七・二〇八・ 二二〇・二二九・二三〇・ 二八四・二九三・三三二・ 一四八二・一五三五・一五七三・ 一五八八・二三八六・二九七八・ 三一一八・四一八二・四二六五・ 四三二七号)	同
--	---

病虚弱養護学校の設置等に関する
請願(二件)(第九三・三七一号)

同

一、養護学校用地としての国立療養所等の土地の譲渡等については、従来から優先的に扱ってきたところであるが、国立療養所等の医療

機関と密接な関係にある養護学校の用地については、その状況を十分勘案し善処いたしてまいりたい。

二、小児専門の医療機関については、国立小児病院を中核として全国的にその整備を推進しているところであるが、今後ともその拡充に努めてまいりたい。

三、腎炎、ネフローゼ等のいわゆる小児の慢性疾患に罹患している児童に対する医療費負担については、従来からその制度の充実に努力してきたところであるが、昭和四十九年度においては、従来、その対象となっていた小児ガン、腎炎・ネフローゼ、ぜんそく、先天性代謝異常及び血友病等血液疾患の五疾患群に、糖尿病、慢性心疾患、膠原病及び内分泌疾患の四疾患群を新たに加え、その対象疾患を大幅に拡大したところであり、慢性疾患の大部分は公費負担の対象となるものと考えているが、今後ともその内容の充実について努力してまいりたい。

四、病虚弱等の子供の教育については、昭和四十八年十一月、学校教育法中、養護学校における就学義務及び養護学校の設置義務に関する部分の施行期日を定める政令を公布し、昭和五十四年度から養護学校教育の義務制を実施することとした。

病虚弱の子供が就学する養護学校は、医療施設との連系を図りながらその設置を進めており、年々学校数が増加しているところであるが、昭和五十四年度には、対象となるすべての児童、生徒が就学できるよう、都道府県がその必要とする養護学校を整備するため、建築費の国庫負担率を特に三分の二に引き上げる等の措置を講じて、計画的な設置促進を図っているところである。

五、病虚弱養護学校の教職員の配当については、昭和四十九年度から五か年計画による教

職員定数の標準を改正する法律措置により、養護、訓練を担当する教員の配置をはじめとする改善を行い、また小、中学校の特殊学級についても、同法律措置により一学級当たりの児童、生徒数の標準を一人とする改善措置を講じたところである。

障害が重度あるいは重複して通学が困難な児童、生徒に対しては、これまでも病院内学級の設置、教員等の派遣により教育の機会が確保されるよう努力してきたが、昭和四十九年度からは、教員等を派遣するに当たり要する人件費の一部を国庫補助するとともに、養護学校内に配置される介助職員に係る人件費の一部を国庫補助することとしたところであり、今後ともこれらの拡充を図っていくこととしたしたい。

また、病虚弱の養護学校や特殊学級においては、その障害の程度に応じた教育を行うために必要な教材教具を計画的に充足するよう国庫負担をしているほか、これらの児童、生徒のために特に必要な諸設備についても国庫補助を行つてその充実を図っており、今後とも、これらの児童、生徒の教育形態に応じた教材教具の一層の充実を図るとともに、新しい教材教具の開発、活用についての研究も行っていくこととしたしたい。

高等学校以下の私立学校に対しては、国は、主として、都道府県が行う助成に対し、地方交付税制度において必要な措置を講じている。

特に、昭和四十五年度に国の私立大学等経常費補助が創設されたことに伴い、都道府県においても、国の私立大学等経常費補助に準じて高等学校以下の私立学校に対し人件費を含む経常費補助を行えるよう、これに必要な財源措置を講じ、国の私立大学等経常費補助の拡充に対応した増額を行っている。

「私立幼・小・中・高等学校振興法」制定に関する請願(三十八件)

(第三二一・三七三・四〇四・四〇五・四〇六・四〇七・四〇八・四〇九・四一〇・四一一・四一二・四一三・四一四・四一五・四二九・四三〇・四三一・四三二・四四九・四五〇・四五一・四五二・四九〇・四九一・四九二・四九三・一一七六・一一七七・一一七八・一一七

六二

私学に対する公費助成の大幅増額等に関する請願（二百七十七件）

私立学校助成のための法令上の措置として
は、現在私立学校法第五十九条の規定がある
が、なお、今後の私立学校振興方策の課題の一
つとして慎重に検討することとしたい。

二、政府は、従来から私立大学等に対し、教育
研究設備費に対する補助等各種の助成を行つ
ているが、特に、昭和四十五年度からは、私立
大学等の教育研究条件の向上と経営の健全化
に寄与し、ひいては授業料等学生納付金の抑
制にも資することを目的として、日本私学振
興財団を通じて私立大学等の人件費及び教育
研究費に対する補助を行うこととし、その増
額を図ってきた。

また、高等学校以下の私立学校についても、都道府県において国に準じた助成措置を講ずることができるよう、地方交付税制度において必要な財源措置を講じている。

なお、日本私学振興財団においては、一般市中金融機関よりも有利な条件で私立学校の施設費等に対する融資を行っている。

私学の学校教育に果たす役割にかんがみ、今後とも引き続き私学振興の推進に努めてまいりたい。

二、私立学校助成のための法令上の措置としては、現在私立学校法第五十九条の規定があるが、なお今後の私立学校振興方策の課題の一つとして慎重に検討することとしたい。

七・一四七八・一四七九・一四八〇・一四八一・一四八三・一四八四・一四八九・一四九〇・一四九一・一四九二・一四九三・一四九四・一四九五・一四九六・一四九七・一四九八・一五〇七・一五〇八・一五〇九・一五一〇・一五一一・一五二〇・一五二一・一五二二・一五二三・一五二四・一五二五・一五二六・一五二七・一五二八・一五二九・一五三〇・一五三一・一五三三・一五三四・一五四四・一五四五・一五四六・一五四

六・二七七六・二七八八・二八五
 一・二八五二・二八五三・二八七
 九・二八九四・二八九六・二九三
 四・二九三五・二九三六・二九三
 七・二九三八・二九三九・二九八
 四・二九八五・三〇一〇・三〇一
 一・三〇一二・三〇三九・三〇四
 〇・三〇四一・三〇四六・三〇四
 七・三〇六三・三〇六四・三〇六
 九・三〇七六・三〇七七・三〇七
 八・三〇七九・三〇九四・三一
 〇・三一三三・三一三四・三一
 五・三一六九・三一七〇・三一
 一・三一七〇・三一七〇・三一
 六・三一七七・三三二〇・三三
 一・三四六四・三四六五・三四
 八・三五〇二・三五〇三・三五
 四・三五〇五・三五八三・三五
 四・三五八五・三五八六・三六
 七・三六三四・三六四四・三六
 一・三六六二・三六六三・三七
 七・三九二五・三九四三・四〇
 九・四一四九・四一五〇・四二
 四・四二五五・四二八〇・四五
 三・五〇〇五・五三七八号)

私立学校に対する国庫補助金の大幅増額に関する請願(第四二二号)

同

一、政府は、従来から私立大学等に対し教育研究設備費に対する補助等各種の助成を行つてゐるが、特に、昭和四十五年度からは、私立大学等の教育条件の向上と経営の健全化に寄与し、ひいては授業料等学生納付金の抑制にも資することを目的として、日本私学振興財団を通じて私立大学等の人件費及び教育研究費に対する補助を行うこととし、毎年その増額を図つてきた。

また、高等学校以下の私立学校についても、都道府県において国に準じた助成措置を講ず

ることができるよう、地方交付税制度において必要な財源措置を講じている。

なお、日本私学振興財団においては、一般市中金融機関よりも有利な条件で私立学校の施設費等に対する融資を行つてゐる。

私学の学校教育に果たす役割にかんがみ、今後とも引き続き私学振興の推進に努めてまいりたい。

二、私立学校助成のための法令上の措置としては、現行私立学校法第五十九条の規定があるが、なお今後の私立学校振興方策の課題の一つとして慎重に検討することとしたい。

三、(一) 父兄の支出する教育費について所得税法上教育費控除といった特別な形でこれを考慮することは、税制調査会の従来の答申がしばしば指摘しているように、個別の事情を税制において参酌するにはおのずから限界があるので、適当でないと考ええる。

この問題については、一般的な扶養控除の引上げで対処することが望ましいので、昭和四十九年度において扶養控除を二四万円(従来は一六万円)まで大幅に引き上げたところである。

(二) また、勤労学生については既に勤労学生控除制度が設けられている(控除額一六万円)。昭和四十九年度の税制改正では、勤労学生控除の適用が受けられる所得要件の引上げ(三四万円→四〇万円)が行われたため、給与所得控除の拡充の効果とあいまつて、給与所得のみの勤労学生については、年収九〇万円以下であればこの控除の適用が受けられることとなり、勤労学生の大部分がカバーされるものと考ええる。

四、私立学校を設置する学校法人に対して個人及び法人が支出する寄付金については、現行税制上、次のように既に十分配慮しているところである。

昭和五十年一月十日 参議院會議録追録(その二) 第七十二回国会において採択された請願の処理経過

六四

は、現在私立学校法第五十九条の規定があるが、なお今後の私立学校振興方策の課題の一つとして慎重に検討することとしたい。

茨城県に県立医科大学設置促進に
関する請願(第五二八号) 同

公立高等学校新設に対する国庫補助制度の創設に関する請願（第六九四号）

同

同

同

(一) 個人の学校法人に対する寄付金は、入学に際して行うものを除き、所得税法上の寄付金控除(所得の二五パーセント限度)の対象とされている。

(二) 法人の学校法人に対する寄付金は、一定額の範囲内であればすべて損金に算入されるほか、所定の手続の下に指定寄付金とされれば全額損金算入が認められている。

茨城県における県立医科大学設置の促進については、既に同県には筑波大学医学専門学群を設置しているところであり、更に、同県に県立医科大学を設置することについては、看護婦の確保、学生実習用解剖体の確保等の問題も含めて慎重に検討する必要がある。

公立高等学校の設置管理は、従来から地方公共団体の事務として行われてきて、このことから、国は地方財政措置により所要の財源措置を講じてきたところであり、今後とも国、地方を通じる総合的な政治問題の一環として慎重に検討したい。

政府は、從來から私立大学等に対し、教育研究設備費に対する補助等各種の助成を行つてゐるが、特に昭和四十五年度からは、私立大学等の教育研究条件の向上と経営の健全化に寄与し、ひいては授業料等学生納付金の抑制にも資することを目的として、日本私学振興財団を通じて私立大学等の人件費及び教育研究費に対する補助を行うこととし、その増額を図つてきた。

また、高等学校以下の私立学校についても、都道府県において国に準じた助成措置を講ずることができるよう、地方交付税制度において必要な財源措置を講じている。

なお、日本私学振興財団においては、一般市中金融機関よりも有利な条件で私立学校の施設費等に対する融資を行っている。

私学の学校教育に果たす役割にかんがみ、今後とも引き続き私学振興の推進に努めてまいりたい。

二、私立学校助成のための法令上の措置として

六三四・二六五三・二六九九・二
七〇〇・二七一五・二七二四・二
七二五・二七二六・二七二七・二
七二八・二七二九・二七三〇・二
七四四・二七五七・二七七七・二
七七八・二七七九・二七八〇・二
七八一・二七八二・二七八六・二
七八七・二八五四・二八五五・二
八五六・二八五七・二八八〇・二
八九三・二八九七・二九四〇・二
九四一・二九四二・二九四三・二
九四四・二九四五・二九四六・二
九七九・二九八〇・二九八一・二
九八二・二九八三・三〇〇一・三
〇一四・三〇三三・三〇三六・三
〇三七・三〇三八・三〇四三・三
〇四四・三〇四五・三〇六五・三
〇六六・三〇八〇・三一一九・三
一三七・三一五九・三一七二・三
一七三・三一七四・三一七五・三
一九一・三一九二・三一九三・三
一九四・三一九五・三一九六・三
二〇八・三二〇九・三二四五・三
二四六・三二七三・三二七四・三
二七五・三二九五・三三一五・三
三一六・三三一七・三三一八・三
三一九・三三六〇・三三六一・三
三九五・三四六六・三四六七・三
四六八・三四六九・三四七〇・三
四七一・三四七二・三四八〇・三
四八九・三五〇六・三五八七・三
五八八・三五八九・三五六〇・三
六〇八・三六〇九・三六二八・三
六三三・三六五四・三六五五・三
六五六・三六五七・三六五八・三
六五九・三六六〇・三七三五・三
七四八・三七四九・三七五〇・三
七五一・三七八七・三八四二・三
九四四・四〇九〇・四〇九一・四
〇九二・四一五一・四一五二・四
二五二・四二五三・四二八一・五
三七九号)

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 四十五円

(配送料共)

發行所

東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷
電話 東京 五八二 四四一一(大)

官報

号外 昭和五十年一月十日

○第七十四回国会 参議院會議録追録(その三)

件名	所管省	請願に対する処理要領
「港北」の文化遺産と自然の保存に関する請願(四件)(第一五九・二二〇・三〇三・五〇〇四号)	文部省	港北ニュータウン事業対象地内の遺跡については、現在、逐次発掘調査を行つており、一部の遺跡については、国による史跡指定等の方法による保存を検討しているが、その他の遺跡についても、更に発掘調査の進行をみながら可能な限り保存できるよう検討してまいりたい。
私学振興対策確立に関する請願(第一六二七号)	同	政府は、高等学校以下の諸学校に対しては、私立大学に対する国の助成の例に準じて都道府県が経常費助成を行うことができるよう、地方交付税制度を通じて財源措置を講じており、年々その充実を図つていゝところである。 私学の学校教育に果たす役割にかんがみ、今後とも引き続き私学振興の推進に努めてまいりたい。
奈良市史跡大安寺旧境内地に関する請願(十五件)(第一八二二・一八二三・一九一四・一九六三・一九九二・二二二二・二二五四・二二七七・二二〇九・二二九八・二三一〇・二三七四・二四三〇・二六一・二九九四号)	同	一、管理等のための計画については、史跡大安寺旧境内の管理等の具体的計画については、政府において奈良県及び奈良市を指導し、地元住民等の意見も徴しつつ、昭和四十九、五十年の二か年計画で立案するよう協議している。 二、史跡指定地域内の土地に係る現状変更等の規制に対する補償措置及び土地の買取りについては、文化財保護法上は、現状変更等規制に対応する損失補償及び買取りの規定はないが、従来から現状変更等の許可を得られない

学校災害補償法の制定に関する請願(第三五三七号)	同	学校災害補償法案の内容が、学校側の過失の有無を問わず国の負担において被災児童生徒につき災害補償を行おうとするものであるならば、これは、国について一種の無過失賠償責任を認めるものであり、早急に制度化することは難しいものと考ええる。
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願(三十六件)(第三五	同	ため所有者において土地の利用に著しい制約を受け、その売渡しを希望した場合においては、地元地方公共団体に国庫補助金を交付し、これを買上げるよう措置を講じており、史跡大安寺旧境内についても、前記保存管理計画においてこの措置が実施できるよう検討している。 三、現状変更等許可手続の迅速化又は手続期間が長期にわたつた場合の従来分も含めての損失の補償については、文化財保護法上は、許可手続が長期にわたつた場合の損失の補償の規定はないが、許可申請手続の処理については従来から迅速に行うこととしており、今後とも処理の遅滞により申請者に負担のかからないよう措置いたしたい。 四、文化財保護法第八十三条の規定による調査に伴う損失の従前分も含めての補償については、史跡大安寺旧境内においては、文化財保護法第八十三条の規定による調査を行つたことがない。 なお、現状変更等の許可申請があつた場合において、申請地にある遺構等の確認等のために行う発掘調査については、調査後の埋戻し等の措置は従来から土地所有者等に負担のかからないよう配慮しており、なお今後とも遺漏のないよう措置いたしたい。

昭和五十年一月十日 参議院会議録追録(その三) 第七十二回国会において採択された請願の処理経過

六六

八二・四二二・四二六三・四二六四・四三七〇・四三八四・四三八八・四四〇〇・四四一七・四四三七・四四六六・四四六七・四四六八・四四六九・四四九三・四五一三・四五三六・四五五七・四五七三・四六一八・四六三一・四六三二・四六三三・四六三四・四六三五・四六八三・四六八四・四六八〇・四七八一・四八二五・四八八〇・五〇〇八・五三七一・五三七二・五四五四・五四七六号)

義務教育費の完全無償化等に関する請願(六十二件)(第三七九・三八五六・三八五七・三八五八・三八五九・三八六〇・三八六一・三八六二・三八六三・三八六四・三八六五・三八六六・三八六七・三八六八・三八六九・三八七〇・三八七一・三八七二・三八七三・三八七四・三八七五・三八七六・三八七七・三八七八・三八七九・三八八〇・三八八一・三八八二・三八八三・三八八四・三八八五・三八八六・三八八七・三八八八・三八八九・三八九〇・三八九一・三八九二・三八九三・三八九四・三八九五・三八九六・三八九七・三八九八・三八九九・三九〇〇・三九〇一・三九〇二・三九〇三・三九〇四・三九〇五・三九〇六・三九〇七・三九〇八・三九〇九・三九一〇・三九一一・三九一二・三九一三・四六八九・五四五六・五四六二号)

同

十分勘案しつつ、その具体化を図る方向で検討を進めている。

一、憲法に定める「義務教育無償」の意義については、最高裁判所の判例にもあるとおり「授業料を徴収しない」とことと解されており、教科書、学用品その他の教育に必要な一切の費用をすべて無償としなければならないというものではない。

しかしながら、国としても義務教育無償の理想をより広く実現するため、昭和三十七年度より義務教育諸学校の教科書無償給与を実施し、また、私費負担諸経費については、経済的理由により義務教育が受けられないことのないように、経済的に就学困難な家庭の児童生徒については、学用品費、修学旅行費、給食費、医療費等の全部又は一部を補助する措置を講じているが、今後とも引き続き充実を図ってまいりたい。

二、要保護及び準要保護児童生徒の就学援助措置については、従来からも補助単価の引上げ、対象費目の拡大に努めているが、今後とも引き続き充実を図ってまいりたい。

なお、学校行事として行われる遠足、見学、臨海・林間学校に参加する交通費等は補助対象となつていない。

三、学校給食の実施義務化問題等の学校給食の

熊本県城南町所在塚原古墳群の保存に関する請願(第四二七〇号)

同

制度上の諸問題については、現在、保健体育審議会学校給食分科審議会において審議が行われており、その結果を待ち、更に、各方面の意見を聴いて慎重に検討してまいりたい。

また、給食材料費については、学校給食関係法令の負担区分に示されているように制度上保護者負担の建前をとつており、給食材料費の値上げに見合った助成措置を講ずることは困難である。

四、公立高等学校の拡充については、入学志願者の状況及び私立高等学校の設置状況等を勘案しつつ、地方公共団体が自ら決定することであるが、国としては、人件費、施設設備費等その所要経費については、地方交付税や国庫補助金による財源措置を講じ、その積算基礎については逐年充実に努力しているところである。

私立の高等学校以下の諸学校に対しては、国は、主として都道府県が行う助成に対し、地方交付税制度において必要な措置を講じている。特に、昭和四十五年度に国の私立大学等経常費補助の制度が創設されたことに伴い、都道府県においても国の例に準じて、私立の高等学校以下の諸学校に対し、人件費を含む経常費補助を行うことができるよう、これに必要な財源措置を講じ、国の私立大学等経常費補助の拡充に対応した増額を行っている。

私学の学校教育に果たす役割にかんがみ、今後とも引き続き私学振興の推進に努めてまいりたい。

塚原古墳群は、現在までの発掘調査の結果、方形周溝墓、円墳、石棺等が多数発見され、九州の古墳時代の様相を知る上で貴重なものであるため、政府としても、史跡に指定できるようにその保存の方法について関係機関の意見を聴き検討している。

私立学校振興の抜本的対策に関する
請願(第四三〇号)

同

林野公共事業の拡充強化に関する
請願(四件)(第一〇三・一一八・
一五七・一五八号)

農林省

政府は、高等学校以下の諸学校に対しては、私立大学に対する国の助成の例に準じて都道府県が経常費助成を行うことができるよう、地方交付税制度を通じて財源措置を講じており、年々その充実を図っているところである。
私学の学校教育に果たす役割にかんがみ、今後とも引き続き私立学校振興の推進に努めてまいりたい。

一、(一) 治山事業五箇年計画の大幅繰上げ実施については、第四次治山事業五箇年計画の昭和四十九年度までの実績は四六・六パーセントで、計画四七パーセントに対しほぼ予定どおりの進捗であり、今後とも積極的な推進を図つてまいりたい。

(二) 山地災害危険地対策事業については、現行治山事業の補助対象外(人家一〇戸未満)である人家裏山等の山地災害危険地を早急に整備し、民生の安定に資するため、山地災害危険地対策事業の創設について検討中である。

(三) 保安林制度の拡充整備については、最近における全国的な都市化の進展、開発の奥地化等に伴い、森林の持つ公益的機能に対する社会的要請の増大に対応するため、次の措置を講じている。

- ① 第三期保安林整備計画において、生活環境保全及び住民のレクリエーションに供するための保健保安林の積極的な整備を図るとともに、水源かん養保安林及び災害防備のための保安林の拡充を図ることとしている。また、指定施業要件の全面的な見直しを実施し、保安林の機能の強化を図ることとしている。
- ② 森林法第二十五条第一項第一号から第三号までの保安林について、国による買入れを第三期保安林整備計画においても

引き続き実施するほか、生活環境保全林整備事業についても、昭和四十九年度から買入れをも対象とする等助成措置の拡充を図っているところである。

二、(一) 昭和四十九年度は、総需要の抑制の下で必ずしも十分な伸びを確保できなかったが、今後は全国森林計画の計画量の確保を目標に予算額の拡大に努力してまいりたい。

(二) 最近の自動車の大増大に伴い、開設後相当年数を経過した林道については、通行上支障が生じているものも少なくないことにかんがみ、昭和四十九年度に林道改築事業を創設したところであり、今後とも引き続きその推進に努力してまいりたい。

(三) 大規模林業園開発林道については、昭和四十八年度から開設に着手したところであるが、広域林道ネットワークの主軸として地域開発に果たす重要性にかんがみ、積極的にその整備を推進してまいりたい。

三、(一) 公園造林対象地の拡大と事業費の適正化については、保安林整備臨時措置法の改正に伴い、昭和四十九年度から十年間において整備する保安林の面積等につき、公園造林の対象地を含め鋭意検討するとともに、本事業の円滑な推進を図るため、事業費の適正化についても努力してまいりたい。

(二) 公社造林制度の確立と財政金融措置の強化については、造林公社が造林事業推進の担い手として極めて重要な役割を果たしていることにかんがみ、造林公社の行う造林に対し、従来から補助内容の充実を図つてきたところであるが、引き続き補助内容の充実及び制度融資における貸付条件の改善等助成の拡充を図るよう検討してまいりたい。

(三) 公有林野対策の確立については、公有林

漁港の整備促進等に関する請願
(第二〇号)

同

野の果たす役割の重要性にかんがみ、今後とも引き続き公有林野に対し、森林施業計画による森林施業の計画的推進、助成制度による造林の推進、入会林野等の整備等の諸施策の推進に努めるとともに、再収益林業制度についても検討を行うこととしている。

四、予防治山、防災林事業及び林道事業の地方債については、地方公共団体の財政事情等を勘案し、十分検討してまいりたい。

一、(一) 昭和四十九年度予算は、総需要を抑制し物価の安定を図るため、厳にその規模を抑制することとなり、公共事業関係費予算についても、その一環として規模の圧縮と既定の長期計画についての進度の調整を図られ、公共事業関係費全体としては前年同額以下に抑制されたが、漁港整備事業については、これが漁民生活と漁業生産の基盤となる事業であることにかんがみ、前年度に対し約九パーセントの増額が図られた。

今後とも漁港整備事業について所要の予算の確保に努めるとともに、経済事情、漁業生産の動向等に即応して、漁港整備計画の推進に努めてまいりたい。

(二) 三種漁港の国の負担割合の引上げについては、他の類似の公共事業との関連も考慮し、今後検討してまいりたい。

(三) 漁港整備のための地方債については、それぞれの地方公共団体の財政事情を十分勘案の上、事業の円滑な執行に支障のないよう措置してまいりたい。

(四) 漁港機能施設については、公共性の強い輸送施設、漁港施設用地、漁港浄化施設及び廃油処理施設が漁港法に基づく補助の対象となっており、その他の機能施設につい

ては、沿岸漁業構造改善事業又は水産物産地流通加工センター形成事業等により助成されているので、今後もこれらの事業により充実に努めてまいりたい。

(四) 現在実施中の海岸事業五か年計画は、昭和四十九年度をもつて一応終了することとなるが、その実績については、遺憾ながら低い進捗で終わる見通しとなった。

昭和五十年からは、海岸事業の現状にかんがみ、新たに五か年計画を樹立し、計画的に事業の推進を図る方向で検討してまいりたい。

(六) 漁村集落は、住民の生活基盤である道路、下水道等の公共施設や住居等の整備も十分進んでいないところが多いので、漁民の福祉の向上と漁村の生活環境の改善を一層推進するためには、漁業生産施設の整備拡充と併せて一体的に環境整備の事業を行うことも必要であると考えており、今後速やかに調査を進め、整備の必要性、手法等について検討してまいりたい。

(七) 水産庁が農林省の外局として同省に所属しているのは、第一次産業である農林水産業に関する行政を一元的に所掌することが最も適当であるとの考えによるものである。農林省から独立して水産省を設置することについては、今後の我が国水産業の動向を勘案しつつ、慎重に検討することとした。

二、離島の漁港については離島における重要性にかんがみ、離島振興計画及び漁港整備計画に基づき、その整備の促進を図っているが、今後もその推進に努めてまいりたい。

三、漁港の航路標識については、新設のみならず、既存の標識の移転や光力の増大など、改良面を含めて整備しており、今後も利用状況や付近海域の状態等を考慮し、漁船活動の安

同

全を図る見地にたつて、整備を進めていく方針である。

一、農産物需給の長期見通しの確立と地域分担の明確化については、昭和四十七年十月、農林省において、昭和五十七年度を目標年次とする全国ベースの「農産物需給の展望と生産目標の試算」を作成したところであるが、更に地域の農業関係者にとつてのより具体的な指針とするため、地域別に農産物の生産目標を作成することとして、現在、都道府県、農業団体の協力を得てその作成作業を取り進めているところであり、この作業結果をもとに、今後とも地域と作目の特性に即して生産、構造、価格、流通等各般の施策を重点的に実施してまいりたい。

なお、最近の諸情勢の動向にかんがみ、農産物需給の長期展望とそれに基づく生産目標については、現在、農政審議会において検討中であるが、今後これらの検討結果を踏まえて対処してまいりたいと考えている。

一、大規模畜産基地の建設については、第七十二回国会において農用地開発公団法が成立し、昭和四十九年六月に農用地開発公団が設立されたところであり、今後、同公団を事業主体として積極的な推進を図ることとしている。

三、生産奨励の必要度が高い農産物については、農産物価格政策により適正な価格水準の形成に努めるとともに、生産振興奨励金の交付等各種生産対策の積極的な推進を図つてきたところである。

今後とも、価格支持制度の適正な運営を図るとともに、生産奨励対策の拡充に努めてまいりたい。

林業収入の早期実現措置のため森

四

林業生産の長期性、低収益性を考慮して農林

林担保金融の改善に関する請願
(第五八四号)

農山漁村における有線放送電話の

四

漁業金融公庫から長期、低利の林業関係資金を融資しているところであるが、最近における林業をとりまく諸情勢の推移に対応して、現行の金融諸制度との関連性を考慮しつつ、林業収入の早期実現の措置を含め広く林業経営の安定化対策につき検討してまいりたい。

一、有線放送電話施設については、既に振興山村農林漁業特別開闢発事業及び山村地域農林漁業特別対策事業により、当該施設の新設（技術革新に伴う機能増強のための施設の改良を含む。）を補助対象としその整備を図つてゐるところである。

また、当該施設の新設、改修等に要する経費については、農業近代化資金等を融通しており、その金利については、総需要抑制策の一環として高金利政策がとられている中にある。つて低利とするよう鋭意努めてきているところである。

更に、当該施設の整備に要する市町村の地方債については、当該団体の財政事情を勘案し、一般事業債、辺地及び過疎対策事業債により事業が円滑に執行されるよう対処してまいりたい。

二、有線放送電話施設の維持、管理に要する経費に助成措置を講ずるのは適当でないと考えられており、右の補助及び金融措置により、今後とも当該施設の育成に努めてまいりたい。

一七・二六八・二六五四・二六五
五五・二六五六・二六五七・二六
五八・二六五九・二六六〇・二六
六一・二六六二・二六六三・二七
一八・二七六一・二七六二・二七
六三・二七八三・二八一〇・二八
六七・二八八二・二八九九・二九
六三・二九六四・二九六五・三〇
〇二・三〇八二・三一一〇・三一一
〇四・三一六〇・三一六一・三二
三九・三二八八・三三〇五・三五
四九・三五九七・三六五一・三七
二八・四二七七・四四九一・四五
二四号)

農地の大幅転用方針の撤回に關する請願(第一六三三号)

同

畜産危機打開に關する請願(百五件)(第一九一二・一九一三・一九

同

六二・一九八八・一九八九・一九
九六・一九九七・一九九八・二〇
〇六・二〇〇七・二〇六〇・二〇
六一・二〇六二・二〇六三・二〇
六四・二〇六五・二〇六六・二〇
八〇・二〇八二・二〇九一・二一
二九・二二三〇・二二三一・二一
五一・二二五九・二二六〇・二二
六一・二二六二・二二六三・二二
六四・二二六五・二二六六・二二
六七・二二六八・二二六九・二二

農地転用問題については、公共用地及び工場、住宅用地等の需要に応じて必要な用地を円滑に供給し、地価の上昇を抑制するという観点から、三〇万ヘクタールを一応の目標として、一定の期間をかけて、計画的に農地の転用を図ることとし、その実施については、優良農地の確保に十分配慮して、需要の動向に即して処理してまいる考えである。

一、昭和四十七年来の輸入飼料原料の高騰等による配合飼料価格の値上がりに対しては、政府の助成により、配合飼料価格安定基金の機能の強化等を行い、畜産農家の負担の軽減を図つたところである。

なお、政府操作飼料の低廉大量売却については、最近の穀物の国際需給のひつ迫により、価格水準は高位に推移し、当初予定数量以上の買付増加は困難であるが、売買操作を適切に行うこと等により飼料原料の確保等に努めてまいりたい。

二、牛肉については、昭和四十八年度の上期割当量七万トンのうち、畜産振興事業回手持ち

八八・二二八九・二二九〇・二二
九一・二二九二・二二九三・二二
九四・二二九四・二二九五・二二
九六・二二九六・二二九七・二二
九八・二二九八・二二九九・二三
〇〇・二三〇〇・二三〇一・二三
〇二・二三〇二・二三〇三・二三
〇四・二三〇四・二三〇五・二三
〇六・二三〇六・二三〇七・二三
〇八・二三〇八・二三〇九・二三
一〇・二三一〇・二三一一・二三
一二・二三一二・二三一三・二三
一四・二三一四・二三一五・二三
一六・二三一六・二三一七・二三
一八・二三一八・二三一九・二三
二〇・二三二〇・二三二一・二三
二二・二三二二・二三二三・二三
二四・二三二四・二三二五・二三
二六・二三二六・二三二七・二三
二八・二三二八・二三二九・二三
三〇・二三三〇・二三三一・二三
三二・二三三二・二三三三・二三
三四・二三三四・二三三五・二三
三六・二三三六・二三三七・二三
三八・二三三八・二三三九・二三
四〇・二三四〇・二三四一・二三
四二・二三四二・二三四三・二三
四四・二三四四・二三四五・二三
四六・二三四六・二三四七・二三
四八・二三四八・二三四九・二三
五〇・二三五〇・二三五一・二三
五二・二三五二・二三五三・二三
五四・二三五四・二三五五・二三
五六・二三五六・二三五七・二三
五八・二三五八・二三五九・二三
六〇・二三六〇・二三六一・二三
六二・二三六二・二三六三・二三
六四・二三六四・二三六五・二三
六六・二三六六・二三六七・二三
六八・二三六八・二三六九・二三
七〇・二三七〇・二三七一・二三
七二・二三七二・二三七三・二三
七四・二三七四・二三七五・二三
七六・二三七六・二三七七・二三
七八・二三七八・二三七九・二三
八〇・二三八〇・二三八一・二三
八二・二三八二・二三八三・二三
八四・二三八四・二三八五・二三
八六・二三八六・二三八七・二三
八八・二三八八・二三八九・二三
九〇・二三九〇・二三九一・二三
九二・二三九二・二三九三・二三
九四・二三九四・二三九五・二三
九六・二三九六・二三九七・二三
九八・二三九八・二三九九・二三
一〇〇・二三九九・二三〇〇・二三

の約一万吨を調整保管するとともに、下期割当量九万トンのうち約四万トンの買入れ(輸入)を当分の間見合わせることにしている。また、昭和四十九年度の輸入割当てについても価格が回復するまで見合わせることにしている。

豚肉については、昭和四十八年の十月末で関税減免措置を打ち切つたため、以後輸入量は激減しているところであり、液卵プロイラーについても輸入を抑制するよう指導しているところである。なお、在庫の放出に当たっては、国内の需給及び価格動向を勘案し、慎重に行つていくところである。

三、畜産物価格については、現在、豚肉、加工原料乳及び乳製品については、畜産物の価格安定等に関する法律及び加工原料乳生産者補給金等暫定措置法により、また、鶏卵等については、価格安定基金制度等の運用により適正な価格の形成に努めているところであるが、今後とも生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮しつつ、これらの制度の適切な運用を図つてまいりたい。

四、配合飼料の価格は、昭和四十八年の三月及び九月に引き続き昭和四十九年二月、更に大幅な値上がりとなつたが、このような事態が畜産経営と畜産物の安定的供給に及ぼす悪影響を緩和するため、畜産農家に対して、配合飼料購入費の一部について、低利資金融資を行う畜産経営特別資金融通助成事業を前二回に引き続き、前回と同条件で、第三次分として実施することとしたところである。

また、返済期限の延長等既貸付金の貸付条件の緩和については、個々の経営の実情に応じて適切な措置を講ずるよう都道府県及び金融機関に対して指導してきたところである。

畜産物価格の安定に関する請願
(十八件) (第一九七六・一九九〇・
二〇八九・二二三五・二二一六・
二二三三・二二七〇・二四三五・
二五〇三・二六八五・二七七三・
三〇〇八・三一八三・三三五一・
三六四三・四一二五・四一六九・
四三三四号)

同

一、昭和四十七年来の輸入飼料原料の高騰等による配合飼料価格の値上がりに対しては、政府の助成により、配合飼料価格安定基金の機能の強化等を行い、畜産農家の負担の軽減を図つたところである。

なお、政府操作飼料の低廉大量売却については、最近の穀物の国際需給のひつ迫により、価格水準は高位に推移し、当初予定数量以上の買付増加は困難であるが、売買操作を適切に行うこと等により飼料原料の確保等に努めてまいりたい。

二、卵価安定基金の補てん基準価格、鶏肉価格安定基金の補てん基準価格及び全国液卵公社の買入基準価格は、昭和四十九年四月一日からそれぞれ一キログラム当たり二七〇円、同三〇七円、同二六〇円と大幅に引き上げられたところである。

また、全国液卵公社の買入れ枠についても、その拡大を図るため、昭和四十九年度において三億円(うち国一億円)の追加出資を行うこととしたが、更に六億円(うち国三億円)の追加出資を行うこととしており、既に前年度(九九二トン)の五倍以上の買入れを行つてゐる。

三、豚肉については、昭和四十八年三月、飼料の値上がり等生産費の動向等を勘案して、昭和四十九年度の安定基準価格を一キログラム当たり五〇七円(前年度三八〇円)、安定上位価格を同六二〇円(前年度四六五円)と大幅に引き上げたところである。

四、牛肉については、昭和四十八年度の上期割当量七万トンのうち、畜産振興事業団手持ちの約一万トンを調整保管するとともに、下期割当量九万トンのうち約四万トンの買入れ(輸入)を当分の間見合ふこととしている。また、昭和四十九年度の輸入割当てについても価格が回復するまで見合わせることにして

畜産危機打開対策に関する請願
(三件) (第二〇〇九・二二七八・
二七二六号)

同

いる。

豚肉については、昭和四十八年の十月末で関税減免措置を打ち切つたため、以後輸入量は激減しているところである。なお、在庫の放出に当たつては、国内の需給及び価格動向を勘案し、慎重に行つてゐるところである。

五、飲用原料乳価については、需給事情等を考慮しつつ、当事者間の話し合いで再生産を確保し得る水準に自主的に形成されてきており、政府としては、今後とも当事者間の話し合いで適正な水準に価格が形成されるよう必要に応じて指導を行つてまいりたい。

一、昭和四十七年来の輸入飼料原料の高騰等による配合飼料価格の値上がりに対しては、政府の助成により、配合飼料価格安定基金の機能の強化等を行い、畜産農家の負担の軽減を図つたところである。

なお、政府操作飼料の低廉大量売却については、最近の穀物の国際需給のひつ迫により、価格水準は高位に推移し、当初予定数量以上の買付増加は困難であるが、売買操作を適切に行うこと等により飼料原料の確保等に努めてまいりたい。

二、牛肉については、昭和四十八年度の上期割当量七万トンのうち、畜産振興事業団手持ちの約一万トンを調整保管するとともに、下期割当量九万トンのうち約四万トンの買入れ(輸入)を当分の間見合ふこととしている。また、昭和四十九年度の輸入割当てについても価格が回復するまで見合わせることにして

いる。豚肉については、昭和四十八年の十月末で関税減免措置を打ち切つたため、以後輸入量は激減しているところであり、液卵ブロイラーについても輸入を抑制するよう指導しているところである。なお、在庫の放出に当た

つては、国内の需給及び価格動向を勘案し、慎重に行つてゐるところである。

三、昭和四十九年度加工原料乳保証価格及び豚肉安定基準価格については、飼料の値上がり等生産費の動向等を勘案して、それぞれ、一キログラム当たり七〇円二銭(前年度四八円五一銭)及び一キログラム当たり五〇七円(前年度三八〇円)と大幅に引き上げたところであり、全国液卵公社の鶏卵買入基準価格についても、昭和四十九年四月一日から一キログラム当たり二六〇円と大幅に引き上げられたところである。

四、配合飼料の価格は、昭和四十八年の三月及び九月に引き続き昭和四十九年二月、更に大幅な値上がりとなつたが、このような事態が畜産経営と畜産物の安定的供給に及ぼす悪影響を緩和するために、畜産農家に対して、配合飼料購入費の一部について、低利資金融資を行う畜産経営特別資金融通助成事業を前二回に引き続き、前回と同条件で、第三次分として実施することとしたところである。

また、返済期限の延長等既貸付金の貸付条件の緩和については、個々の経営の実情に応じて適切な措置を講ずるよう都道府県及び金融機関に対して指導してきたところである。

五、牛肉価格の安定については、従来から各種の施策を講じてきたところであるが、更に新たな措置を必要とするか否かについては、当面の牛肉価格の推移等を考慮しつつ検討したい。

六、我が国の飼料資源は、その大部分を海外に依存しているため、国際的な需給及び価格の動向の影響を受けやすい。したがつて、国際的な需給及び価格の変動の影響を極力緩和して、飼料の安定的供給を図ることが急務であると考えている。このため、①計画的な草地

畜産危機打開のための緊急対策に関する請願(八件)(第二〇九〇・二二二九・二二三〇・二三五二・二三五二・二三五三・三二六二・四三二五号)

同

造成及び既耕地への飼料作物の積極的な導入等による自給率の向上、②政府操作飼料の適正な運営、③飼料穀物の計画的な備蓄、④輸入先国の多元化等の諸施策を講ずることとしている。

一、(一) 昭和四十七年来の輸入飼料原料の高騰等による配合飼料価格の値上がりに対しては、政府の助成により、配合飼料価格安定基金の機能の強化等を行い、畜産農家の負担の軽減を図つたところである。

なお、政府操作飼料の低廉大量売却については、最近の穀物の国際需給の逼迫により、価格水準は高位に推移し、当初予定数量以上の買付増加は困難であるが、売買操作を適切に行うこと等により飼料原料の確保等に努めてまいりたい。

(二) 牛肉については、昭和四十八年度の上期割当量七万トンのうち、畜産振興事業団手持ちの約一万トンを調整保管するとともに、下期割当量九万トンのうち約四万トンの買入れ(輸入)を当分の間見合ふこととしている。また、昭和四十九年度の輸入割当てについても価格が回復するまで見合ふせることとしている。

豚肉については、昭和四十八年の十月末で関税減免措置を打ち切つたため、以後輸入量は激減しているところであり、液卵ブロイラーについても輸入を抑制するよう指導しているところである。なお、在庫の放出に当たつては、国内の需給及び価格動向を勘案し、慎重に行つてゐるところである。

(三) 昭和四十九年度の豚肉、加工原料乳等の政策価格は、生産条件及び需給事情その他の経済事情を勘案し、再生産を確保することを旨として適正な価格形成に努めたところ

ろである。なお、昭和四十九年度の畜産物の政策価格決定後、物価その他の経済事情に著しい変動が生じた場合においては、生産条件及び需給事情その他の経済事情等諸般の事情を考慮して、慎重に検討し、対処してまいりたい。

(四) 昭和四十九年度の加工原料乳保証価格は、飼料の値上がり等生産費の動向等を勘案して一キログラム当たり七〇円〇二銭(前年度四八円五一銭)と大幅に引き上げ、また、基準取引価格及び指定乳製品の安定指標価格についてもそれぞれ引上げを行ったところである。

また、還元乳、市乳化促進の問題については、我が国の生乳需給の現状からは、地域的、時期的な需給調整のため還元乳に依存せざるを得ない面があるが、今後とも生乳の需給調整、市乳化の促進等のための対策を講じてまいりたい。

(五) 昭和四十九年度の豚肉の安定価格については、飼料の値上がり等生産費の動向等を勘案して、安定基準価格を一キログラム当たり五〇七円(前年度三八〇円)と大幅に引き上げたところである。

また、肉用牛の生産振興施策については、昭和四十九年度において、肉用牛生産団地育成事業及び肉用牛経営規模拡大促進事業の拡充実施並びに牛の繁殖促進事業を新たに実施するとともに、乳用雄牛牛利用促進事業の継続実施等総合的に生産の振興を図るほか、価格対策面においても、肉用牛価格安定事業並びに乳用雄肥育素牛供給及び価格安定事業の充実を図ったところであり、今後も生産振興に係る諸施策の推進を図っていく考えである。

(六) 全国液卵公社の買入基準価格は、昭和四十九年四月一日から一キログラム当たり二

六〇円と大幅に引き上げられたところである。

また、全国液卵公社の買入れ枠についても、その拡大を図るため、昭和四十九年度において三億円(うち国二億円)の追加出費を行うこととしたが、更に六億円(うち国三億円)の追加出費を行うこととしており、既に前年度(九九二トン)の五倍以上の買入れを行っている。

(四) 配合飼料の価格は、昭和四十八年の三月及び九月に引き続き昭和四十九年二月、更に大幅な値上がりとなつたが、このような事態が畜産経営と畜産物の安定的供給に及ぼす悪影響を緩和するために、畜産農家に対して、配合飼料購入費の一部について、低利資金融資を行う畜産経営特別資金融通助成事業を前二回に引き続き、前回と同条件で、第三次分として実施することとしたところである。

また、返済期限の延長等貸付金の貸付条件の緩和については、個々の経営の実情に応じた適切な措置を講ずるよう都道府県及び金融機関に対して指導してきたところである。

二、(一) 国内飼料生産については、草地開発事業の推進等による生産基盤の整備並びに各種生産振興対策の実施により、飼料自給度の向上に努めているところであり、特に、昭和四十九年度からは、新たに、既耕地への飼料作物の導入を強力に推進するため、飼料作物生産振興対策(飼料作物作付増加面積につき、一〇アール当たり、永年作物七五〇〇円、夏作物六五〇〇円、冬作物五五〇〇円の生産奨励金を交付する。)を実施するとともに、飼料用麦を含め麦作の振興を図るための特別の奨励措置を講ずることとしている。また、飼料作物の流通につい

でも、輸送性、貯蔵性の高いヘイキューブ等の流通粗飼料の生産、流通を促進するなど、その合理化、円滑化に努めている。

なお、畜産物の生産目標については、昭和四十七年に「農産物需給の展望と生産目標の試算」が公表されているが、最近の生産、需要の動向等を織り込みつつ、極力食料自給度の向上を図る観点から、その検討を行っているところである。

(二) 我が国の飼料資源は、その大部分を海外に依存しているため、国際的な需給及び価格の動向の影響を受けやすい。したがって、国際的な需給及び価格の変動の影響を極力緩和して飼料の安定的供給を図ることが急務であると考えている。このため、①計画的な草地造成及び既耕地への飼料作物の積極的な導入等による自給率の向上、②政府操作飼料の適正な運営、③飼料穀物の計画的な備蓄、④輸入先国の多元化等の諸施策を講ずることとしている。

(三) 牛肉価格の安定については、従来から各種の施策を講じてきたところであるが、更に新たな措置を必要とするか否かについては、当面の牛肉価格の推移等を考慮しつつ検討したい。

(四) 畜産物の流通については、家畜市場、食肉市場、食肉包装施設、食鳥近代化センター及び消費地鶏卵流通合理化施設等の設置並びに牛乳の大型ワンウェイ容器の普及及び牛乳販売店の共同化、協業化の促進等を行うことによりその合理化に努めているところである。

また、畜産物の需要の拡大を図るため、包装食肉での小売の推進、プロイターの小売規格の設定、鶏卵加工新製品の開発及び学校給食用牛乳供給事業に対する助成を行うなど、消費促進措置を実施しているところ

畜産危機打開のための施策に関する請願(十八件)(第二五六・二二七九・二三四〇・二四四一・二五四四・二五八一・二七〇六・二七七〇・二八七〇・二九七二・三〇〇五・三〇九〇・三一〇六・三一六三・三三三八・三三八九・三三九六・三三七六号)

同

ろであり、今後とも流通の合理化、需要の拡大に努めてまいりたい。

一、昭和四十七年来的輸入飼料原料の高騰等による配合飼料価格の値上がりに対しては、政府の助成により、配合飼料価格安定基金の機能の強化等を行い、畜産農家の負担の軽減を図ったところである。

なお、政府操作飼料の低廉大量売却については、最近の穀物の国際需給のひっ迫により、価格水準は高位に推移し、当初予定数量以上の買付増加は困難であるが、売買操作を適切に行うこと等により飼料原料の確保等に努めてまいりたい。

二、牛肉については、昭和四十八年度上期割当量七万トンのうち、畜産振興事業団手持ちの約一万トンを調整保管するとともに、下期割当量九万トンのうち約四万トンの買入れ(輸入)を当分の間見合わせることにしている。また、昭和四十九年度の輸入割当てについても価格が回復するまで見合わせることにしている。

豚肉については、昭和四十八年の十月末で関税減免措置を打ち切ったため、以後輸入量は激減しているところである。なお、在庫の放出に当たっては、国内の需給及び価格動向を勘案し、慎重に行っているところである。

三、昭和四十九年度の豚肉、加工原料乳等の政策価格は、生産条件及び需給事情その他の経済事情を勘案し、再生産を確保することを旨として適正な価格形成に努めたところである。なお、昭和四十九年度の畜産物の政策価格決定後、物価その他の経済事情に著しい変動が生じた場合においては、生産条件及び需給事情その他の経済事情等諸般の事情を考慮して、慎重に検討し対処してまいりたい。

四、加工原料乳保証価格及び豚肉基準価格につ

いては、飼料の値上がり等生産費の動向等を勘案して、昭和四十九年度の価格を、それぞれ一キログラム当たり七〇円〇二銭(前年度四八円五一銭)及び一キログラム当たり五〇七円(前年度三八〇円)と大幅に引き上げたところである。

五、最近の牛肉価格の低迷に対処し、昭和四十九年二月来、畜産振興事業団による輸入牛肉の調整保管、牛肉輸入枠の一部凍結、生産者団体による牛肉調整保管に対する助成等の措置を講じてきたところであるが、更に昭和四十九年五月末、①牛肉調整保管事業の拡充、②肉用牛肥育経営に対する低利資金の融通、③牛肉の消費拡大措置の実施等の緊急対策を講ずることとし、牛肉価格の安定等に努めているところである。

また、肉用牛の生産振興施策については、昭和四十九年度において、肉用牛生産団地育成事業及び肉用牛経営規模拡大促進事業の拡充実施並びに牛の繁殖促進事業を新たに実施するとともに、乳用雄子牛利用促進事業の継続実施等総合的に生産の振興を図るほか、価格対策面においても、肉用牛価格安定事業並びに乳用雄肥育素牛供給及び価格安定事業の充実に努めたところであり、今後も生産振興に係る諸施策の推進を図っていく考えである。

六、全国液卵公社の買入基準価格は昭和四十九年四月一日から一キログラム当たり二六〇円と大幅に引き上げられたところである。

また、全国液卵公社の買入れ枠についても、その拡大を図るため、昭和四十九年度において三億円(うち国一億円)の追加出資を行うこととしたが、更に六億円(うち国三億円)の追加出資を行うこととしており、既に前年度(九九一トン)の五倍以上の買入れを行っている。

畜産危機打開のための諸施策に関する請願(第二一八三号)

同

七、配合飼料の価格は、昭和四十八年の三月及び九月に引き続き昭和四十九年二月、更に大幅な値上がりとなつたが、このような事態が畜産経営と畜産物の安定的供給に及ぼす悪影響を緩和するために、畜産農家に対して、配合飼料購入費の一部について、低利資金融資を行う畜産経営特別資金融通成事業を前二回に引き続き、前回と同条件で、第三次分として実施することとしたところである。

また、返済期限の延長等既貸付金の貸付条件の緩和については、個々の経営の実情に応じて適切な措置を講ずるように都道府県及び金融機関に対して指導してきたところである。

一、昭和四十七年来の輸入飼料原料の高騰等による配合飼料価格の値上がりに対しては、政府の助成により、配合飼料価格安定基金の機能の強化等を行い、畜産農家の負担の軽減を図つたところである。

なお、政府操作飼料の低廉大量売却については、最近の穀物の国際需給のひっ迫により、価格水準は高位に推移し、当初予定数量以上の買付増加は困難であるが、売買操作を適切に行うこと等により飼料原料の確保等に努めてまいりたい。

二、牛肉については、昭和四十八年度上期割当量七万トンのうち、畜産振興事業団手持ちの約一万トンを調整保管するとともに、下期割当量九万トンのうち約四万トンの買入れ(輸入)を当分の間見合やすこととしている。また、昭和四十九年度の輸入割当てについても価格が回復するまで見合わせることにしている。

豚肉については、昭和四十八年の十月末で関税減免措置を打ち切つたため、以後輸入量は激減しているところであり、液卵ブロイ

ラーについても輸入を抑制するよう指導しているところである。なお、在庫の放出に当たっては、国内の需給及び価格動向を勘案し、慎重に行っているところである。

三、昭和四十九年度の豚肉、加工原料乳等の政策価格は、生産条件及び需給事情その他の経済事情を勘案し、再生産を確保することを旨として適正な価格形成に努めたところである。なお、昭和四十九年度の畜産物の政策価格決定後、物価その他の経済事情に著しい変動が生じた場合においては、生産条件及び需給事情その他の経済事情等諸般の事情を考慮して、慎重に検討し対処してまいりたい。

四、昭和四十九年度の加工原料乳保証価格は、飼料の値上がり等生産費の動向等を勘案して一キログラム当たり七〇円〇二銭(前年度四八円五一銭)と大幅に引き上げ、また、基準取引価格及び指定乳製品の安定指標価格についても、それぞれ引き上げを行ったところである。

また、還元乳、市乳化促進の問題については、我が国の生乳需給の現状からは、地域的・時期的な需給調整のため還元乳に依存せざるを得ない面があるが、今後とも生乳の需給調整、市乳化の促進等のための対策を講じてまいりたい。

五、昭和四十九年度の豚肉の安定価格については、飼料の値上がり等生産費の動向等を勘案して、安定基準価格を一キログラム当たり五〇七円(前年度三八〇円)、安定上位価格を同六二〇円(前年度四六五円)と大幅に引き上げたところである。

また、肉用牛の生産振興施策については、昭和四十九年度において、肉用牛生産団地育成事業及び肉用牛経営規模拡大促進事業の拡充実施並びに牛の繁殖促進事業を新たに実施するとともに、乳用雄子牛利用促進事業の継続

畜産経営安定対策に関する請願
(第二六九四号)

同

実施等総合的に生産の振興を図るほか、価格対策面においても、肉用牛価格安定事業並びに乳用雄肥育素牛供給及び価格安定事業の充実に努めたところであり、今後も生産振興に係る諸施策の推進を図っていく考えである。

六、全国液卵公社の買入基準価格は、昭和四十九年四月一日からそれぞれ一キログラム当たり二六〇円と大幅に引き上げられたところである。

また、全国液卵公社の買入れ枠についてもその拡大を図るため、昭和四十九年度において三億円(うち国二億円)の追加出資を行うこととしたが、更に六億円(うち国三億円)の追加出資を行うこととしており、既に前年度(九九二トン)の五倍以上の買入れを行っている。

七、配合飼料の価格は、昭和四十八年の三月及び九月に引き続き昭和四十九年二月、更に大幅な値上がりとなったが、このような事態が畜産経営と畜産物の安定的供給に及ぼす悪影響を緩和するために、畜産農家に対して、配合飼料購入費の一部について、低利資金融資を行う畜産経営特別資金融通助成事業を前二回に引き続き、前回と同条件で第三次分として実施することとしたところである。

また、返済期限の延長等既貸付金の貸付条件の緩和については、個々の経営の実情に応じて適切な措置を講ずるように都道府県並びに金融機関に対して指導してきたところである。

一、我が国の飼料資源は、その大部分を海外に依存しているため、国際的な需給及び価格の動向の影響を受けやすい。したがって、国際的な需給及び価格の変動の影響を極力緩和して飼料の安定的供給を図ることが急務であると考えている。このため、①計画的な草地造

成及び既耕地への飼料作物の積極的な導入等による自給率の向上、②政府操作飼料の適正な運営、③飼料穀物の計画的な備蓄、④輸入先国の多元化等の諸施策を講ずることとしている。

二、国内飼料生産については、草地開発事業の推進等による生産基盤の整備並びに各種生産振興対策の実施により、飼料自給度の向上に努めているところであり、特に、昭和四十九年度からは、新たに、既耕地への飼料作物の導入を強力に推進するため、飼料作物生産振興対策(飼料作物作付増加面積につき、一〇アール当たり、永年作物七五〇〇円、夏作物六五〇〇円、冬作物五五〇〇円の生産奨励金を交付する。)を実施するとともに、飼料用麦を含め麦作の振興を図るための特別の奨励措置を講ずることとしている。

三、畜産物価格については、現在、豚肉、加工原料乳及び乳製品については、畜産物の価格安定等に関する法律及び加工原料乳生産者補給金等暫定措置法により、また、鶏卵等については、価格安定基金制度等の運用により適正な価格の形成に努めているところであるが、今後とも生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮しつつ、これらの制度の適切な運用を図ってまいりたい。

四、畜産経営の環境保全対策については、従来から各種施策を講じてきたところであるが、昭和四十九年度においては、これまでの各種事業を整備統合し、土壌還元を軸として、地域の実情に即した適切な家畜ふん尿処理を進めるため、畜産経営群と耕種経営群との生産の組織化を図り、かつ、各種近代化施設の導入等を計画的、総合的に行う畜産経営環境保全集落群育成事業を実施することとしている。今後とも畜産経営環境保全対策を拡充し、畜産経営の発展を図ることとしている。

畜産危機の突破に関する請願(二 同件)(第二七一〇・二八〇四号)

一、昭和四十九年二月の配合飼料の価格値上りに際しては、畜産経営に及ぼす急激な影響を緩和するため、畜産農家に対し低利資金の特別融通措置を講じたところであり、また、昭和四十九年度の畜産物政策価格の決定に当たって、飼料の値上がり等生産費の動向を反映した価格の決定を行うことによりこれに対処したところである。

二、畜産農家に対する資金の融通については、昭和四十七年末の配合飼料価格の高騰が畜産経営と畜産物の安定的供給に及ぼす影響を緩和するため、配合飼料購入費の一部について、低利資金の融通を行う畜産経営特別資金融通助成事業を実施するほか、牛枝肉価格の低落等に対処して、肉用牛肥育経営に対し、低利融資を行う肉用牛肥育経営維持継続資金融通助成事業を実施しているところである。

また、負債整理については、現に延滞債務を有する等、借入金の返済に支障をきたしている肉用牛の肥育経営を行っている者に対して、経営の維持と安定を図るために低利な借替資金の融通を行うこととし、その具体化のために必要な肉用牛肥育経営債務等実態調査を実施し、これを整理検討中である。

なお、返済期限の延長等既貸付金の融資条件の緩和については経営の実情に応じて適切な措置を講ずるように、都道府県及び金融機関に対して指導してきたところである。

三、牛肉については、昭和四十八年度の上期割当量七万トンのうち、畜産振興事業団手持ちの約一万トンを調整保管するとともに、下期割当量九万トンのうち約四万トンの買入れ(輸入)を当分の間見合わせることにしている。また、昭和四十九年度の輸入割当てについても価格が回復するまで見合わせることにしている。

豚肉については、昭和四十八年の十月末で

関税減免措置を打ち切つたため、以後輸入量は激減しているところであり、プロイラーについても輸入を抑制するよう指導しているところである。なお、在庫の放出に当たつては、国内の需給及び価格動向を勘案し、慎重に行つていくところである。

四、昭和四十九年度加工原料乳保証価格及び豚肉安定基準価格については、飼料の値上がり等生産費の動向等を勘案して、それぞれ、一キログラム当たり七〇円〇二銭(前年度四八円五一銭)及び一キログラム当たり五〇七円(前年度三八〇円)と大幅に引き上げたところであり、全国液卵公社の鶏卵買入基準価格についても、昭和四十九年四月一日から一キログラム当たり二六〇円と大幅に引き上げられたところである。

また、牛肉価格の安定については、従来から各種の施策を講じてきたところであるが、更に、新たな措置を必要とするか否かについては、当面の牛肉価格の推移等をも考慮しつつ検討したい。更に、プロイラーについては、一般的には系列化された問屋において価格が形成されているため、その実態が必ずしも明確でないことに加えて、いまだ規格取引も十分には行われていないことから、畜産振興事業団が買上げを実施するのは時期尚早であり、今後プロイラー市場の整備、規格取引の推進を図ることが先決であると考えている。

昭和四十九年産生産者米価の引上げに関する請願(第三一二二号)

同

昭和四十九年産米の政府買入価格については、生産費及び所得補償方式により、既に昭和四十九年七月二十二日に、うるち一〇四等平均包装込みで玄米六〇キログラム当たり一万三六一五円(対前年比一三二・二パーセント)と決定したところである。なお、この米価の外枠で、昭和四十八年に引き続き銘柄奨励金を交付することとし、その単価を玄米六〇キログラム当た

農林漁業用資材の緊急確保に関する請願(第三一二三号)

同

り指定銘柄米四〇〇円、特例銘柄米二五〇円とした。

一、塩化ビニルフィルムなどの被覆資材の確保については、生産資材としての農業用フィルムの重要性にかんがみ、農業用フィルムの需要の動向は握に努めつつ、農業用フィルムの原料の優先確保、農業用フィルムの優先生産とそれに必要な電力の確保等の措置を講じ、必要量の供給確保を図つてきたところであり、その後、石油需給事情の緩和等もあつて、農業用フィルムの需給に不安はない。

二、農林漁業用石油の確保については、生産資材としての農林漁業用石油の重要性にかんがみ、その適正な必要量の確保を図ることを基本に、石油の使用節減に当たつても優先的な配慮を行うとともに、特に、施設園芸用石油や漁船用石油、更には春耕期用の農業用石油につき特別の確保措置を講じ、農林漁業生産に遺憾なきを期したところである。

その後、石油需給事情の緩和等もあつて、農林漁業用石油の需給に不安はない。

三、(一) 肥料のうち、窒素肥料については、第七十二回国会において延長措置が講じられた肥料価格安定等臨時措置法の適切な運用により、国内需要に対する供給確保上問題はない。

また、りん酸肥料、加里肥料については、りん鉱石、加里塩を輸入に依存しているため、その輸入船舶用の石油につき特別の確保措置を講ずるとともに、電力の特別等の措置を講じ、その供給確保を図つたところである。その後、石油需給事情の緩和等もあり、国内需要に対する供給確保上問題はない。

(二) 農薬の確保については、りん等の原材料の確保、電力の特別等の特別措置を講ずる

ことにより、生産の増強を図つた結果、必要な農業は確保できる見込みである。

(三) 輸入飼料の確保については、政府が飼料需給安定法に基づき相当額の財政負担をすることにより、飼料用大麦、小麦の売却を行つてゐるところである。また、昭和四十七年来の配合飼料価格の値上がりに対しては、畜産農家への低利資金の融通や配合飼料価格安定基金への助成を行つたほか、昭和四十九年度畜産物政策価格の決定に当たつて、飼料の値上がり等生産費の動向を反映した価格決定を行つたところである。

今後とも、政府操作飼料の適正な運営、飼料穀物の備蓄、国内飼料生産体制の整備等の措置を通じ飼料の需給の安定に努めることとしている。

(四) 漁網の確保については、石油の供給削減による影響を最少限にとどめるため、主要原糸である合成繊維の生産の増大、国内への優先的供給等について関係業界を指導してきたところであり、現在の合成繊維の需給緩和状況からみて、その製品である漁網についても、おおむね円滑な供給が確保されると考えている。

四、段ボール等の確保については、青果物等の農産物の出荷包装資材として極めて重要なものとなつてゐることにかんがみ、政府としても、関係業界等に対して安定的な供給の確保について指導するとともに、全国農業協同組合連合会、日本園芸農業協同組合連合会等の実需者団体を通じてその確保の状況、価格の動向等をは握してきたところであり、今後ともその安定的な確保に努めてまいりたい。

なお、段ボールについては、当面の必要量は確保されているものと考えている。

五、農林漁業用資材の価格安定対策については、これら資材が農林漁業生産にとつて重要

農業経営安定に関する請願(第三三二六号)

同

なものであることにかんがみ、できるだけ安定的な価格で円滑に供給することが必要である。これら資材の価格は、①昭和四十八年末から昭和四十九年初めにかけてかなり上昇したが、石油供給削減等に伴つて、原材料のコストが上昇しているのでその限りではやむを得ない面もあるが、関係団体等に対し便乗的値上げは厳に抑制するよう指導してきてゐる。②更に、肥料、農薬等主要な生産資材については、行政措置等により、昭和四十九年三月以降の石油、電力の価格改訂以後においても当面価格をすえ置くとともに、肥料等やむを得ず価格の引上げを認める場合にも原材料価格上昇の確定分に限るなど、価格の適正化を図つてゐるところである。

今後とも、農林漁業生産資材の需給及び価格の動向を厳重に監視し、行政指導等により価格の安定に努めてまいりたい。

農業生産の維持と国民食料の安定的確保については、最近の世界的な食料需給の状況からみて、国民食料の安定的な確保を図ることが極めて重要であり、このため、国内で生産できるものは極力国内で賄うという基本の方針のもとに国内生産の増強を図るとともに、国土資源の制約等から輸入に依存せざるを得ない飼料穀物等については輸入の安定化の方策を進めていく考えである。

国内農業の振興のためには、農業生産基盤の整備をはじめとして各般の施策を総合的に強化充実していくこととしており、昭和四十九年度から、麦、大豆、飼料作物についての特別の生産奨励措置、未利用地域における畜産等の大規模な生産基地の建設などを進めることとしてゐる。

また、農産物価格政策の運営に当たつては、生産費の動向、需給事情、物価その他の経済事

基本農政の確立に関する請願(第
三五三九号) 同

情等を十分勘案して、再生産の確保が可能となるよう努めていく考えである。

一、食糧自給度の維持向上のための大幅助成による農用地の造成と整備の促進については、我が国の食糧の安定的確保を図るためには、国内生産の維持向上が基本であり、このような観点から、農産物需給の長期見通しと生産目標に即して、先に策定された土地改良長期計画に即し、昭和四十八年度以降十か年間に、圃場整備、農用地造成等各種の農業基盤整備事業を計画的に推進することとしている。また、農用地開発公社を設立し、広域農業開発を推進する等農業基盤整備事業の拡充整備を図っているところである。

二、生産資材の確保と価格の安定対策については、

(一) 農業生産資材は、農産物の生産にとつて重要なものであり、これら資材をできるだけ安定的な価格で円滑に供給することが必要である。

このような観点から、農業用石油や農業資材用の原材料の確保について特別の措置を講じ、農業生産資材の供給確保に努めてきたところであり、また、石油需給事情も最近緩和の方向にあることもあつて、農業生産資材の需給に不安はないと考えている。

(二) また、農業生産資材の価格は、①昭和四十八年末から昭和四十九年初めにかけてかなり上昇したが、石油供給削減等に伴つて原材料のコストが上昇しているのもその限りではやむを得ない面もあるが、関係団体等に対し便乗的値上げは厳に抑制するよう指導してきている。②更に、肥料、農薬等主要な生産資材については、行政措置等により、三月以降の石油、電力の価格改訂以後においても当面価格をすえ置くとともに

畜産危機打開緊急対策等に関する
請願(第三五四〇号)

同

に、肥料等やむを得ず価格の引上げを認める場合にも原材料価格上昇の確定分に限るなど、価格の適正化を図っているところである。

今後とも農業生産資材の需給及び価格の動向を厳重に監視し、行政指導等により需給及び価格の安定に努めてまいりたい。

三、農業の再生産と農業所得の確保については、農業生産基盤の整備、農業団地の形成、集団的生産組織の育成など、生産、構造政策を積極的に推進するほか、価格政策の拡充とその運用の適正化を図ることが重要であると考える。

農産物の行政価格の決定に当たっては、従来から、農産物ごとの特性に応じ、生産費の動向、需給事情、物価その他の経済事情を十分考慮して、適正な価格水準が実現されるよう努めているところである。

一、昭和四十九年度加工原料乳保証価格については、飼料の値上がり等生産費の動向等を勘案して、一キログラム当たり七〇円〇二銭(前年度四八円五一銭)と大幅に引き上げたところである。

二、緊急酪農総合対策事業は、昭和四十八年度の加工原料乳保証価格の決定に際し、緊急に酪農振興を図る措置として、昭和四十八、四十九両年度において畜産振興事業団の指定助成対象事業として実施することとしたものであり、拡充は考えていない。

三、昭和四十九年度の豚肉の安定基準価格については、飼料の値上がり等生産費の動向等を勘案して、一キログラム当たり五〇七円(前年度三八〇円)と大幅に引き上げたところである。

また、上物以外についても買い上げの対象とすることについては、上物について買入れ

を行うことにより中物以下についても間接的に価格支持が行われることとなるので、特にその必要があるとは考えていない。

四、全国液卵公社の鶏卵買入基準価格については、昭和四十九年四月一日から一キログラム当たり二六〇円と大幅に引き上げられたところである。

五、牛肉価格の安定については、従来から各種の施策を講じてきたところであるが、更に、新たな措置を必要とするか否かについては、当面の牛肉価格の推移等をも考慮しつつ検討したい。また、ブロイラーについては、一般的には系列化された問題において価格が形成されているため、その実態が必ずしも明確でないことに加えて、いまだ規格取引も十分には行われていないことから、畜産振興事業団が買上げを実施するのは時期尚早であり、今後ブロイラー市場の整備、規格取引の推進を図ることが先決であると考ええる。

六、昭和四十九年度の畜産物の政策価格決定後、物価その他の経済事情に著しい変動が生じた場合においては、生産条件及び需給事情その他の経済事情等諸般の事情を考慮して、慎重に検討し、対処してまいりたい。

七、昭和四十九年二月の配合飼料価格値上げに際しては、畜産経営に及ぼす急激な影響を緩和するため、畜産農家に対し低利資金の特別融通措置を講じたところであり、また、昭和四十九年度の畜産物政策価格の決定に当たって、飼料の値上がり等生産費の動向を反映した価格の決定を行うことによりこれに対処したところである。

八、国内飼料生産については、草地開発事業の推進等による生産基盤の整備並びに各種生産振興対策の実施により、飼料自給度の向上に努めているところであり、特に、昭和四十九年度からは、新たに、既耕地への飼料作物の

漁業の経営安定のための緊急対策に関する請願(第三五四一号)

同

導入を強力に推進するため、飼料作物生産振興対策(飼料作物付増加面積につき、一〇アール当たり、永年作物七五〇〇円、夏作物六五〇〇円、冬作物五五〇〇円の生産奨励金を交付する)を実施するとともに、飼料用麦を含め麦作の振興を図るための特別の奨励措置を講ずることとしている。

九、畜産が他の農業部門に比して多額の設備投資を必要とする特性にかんがみ、金融面においても、諸種の施策を講じてきているところである。近年においては、昭和四十三年度の総合施設資金、昭和四十五年の畜産経営環境保全資金の創設及び諸制度資金の貸付条件の改定を行うとともに、更に、昭和四十七年末の配合飼料価格の高騰に対しては、三次にわたる畜産経営特別資金融通成事業等の措置を実施するなど、畜産経営をとりまく諸情勢の変化に対応して措置してきたところである。

十、畜産物の輸入については、国内生産との競合の問題がある牛肉及び乳製品については、輸入割当制度の適切な運用により、また、豚肉については、関税減免措置の機動的操作により、国内の需給動向等を勘案しつつ輸入量の調整に努めているところである。

最近における燃油、漁網綱等の諸資材の価格高騰、魚価の低迷等の経営環境の急激な悪化が漁業者の経営に深刻な影響を与えつつある実情にかんがみ、漁業者の当面の経営安定に資することを目的として、総額五三〇億円の緊急融資を左記により実施している。

記

- 一 貸付対象者 漁業者であつて水産業協同組合の組合員資格を有する者
- 二 貸付金利 原則として四・〇パーセント以内

畜産経営の危機突破と振興対策に
関する請願(第三八二三号)

同

- 三 貸付限度 漁業種類により定める額以内
 - 四 償還期限 二年以内(うちすえ置き期間
六か月以上)
 - 五 対策期間 昭和四十九年五月一日から六
か月間
 - 六 国の助成 融資機関の基準金利九・〇
パーセントと、末端金利四・
〇パーセントとの金利差につ
き、原則として地方公共団体
が利子補給をした場合に、国
はそれに要する費用の三分の
二を補助する。
- 一、(一) 昭和四十七年来の輸入飼料原料の高騰
等による配合飼料価格の値上がりに対して
は、政府の助成により、配合飼料価格安定
基金の機能の強化等を行い、畜産農家の負
担の軽減を図つたところである。
- なお、政府操作飼料の低廉大量売却につ
いては、最近の穀物の国際需給のひつ迫に
より、価格水準は高位に推移し、当初予定
数量以上の買付増加は困難であるが、売買
操作を適切に行うこと等により飼料原料の
確保等に努めてまいりたい。
- (二) 牛肉については、昭和四十八年度の上期
割当量七万トンのうち、畜産振興事業団手
持ちの約一万トンを調整保管するとともに
に、下期割当量九万トンのうち約四万トン
の買入れ(輸入)を当分の間見合やすことと
している。また、昭和四十九年度の輸入割
当てについても価格が回復するまで見合わ
せることとしている。
- 豚肉については、昭和四十八年の十月末
で関税減免措置を打ち切つたため、以後輸
入量は激減しているところであり、液卵プ
ロイラーについても輸入を抑制するよう指
導しているところである。なお、在庫の放
出に当たつては、国内の需給及び価格動向

- を勘案し、慎重に行つているところであ
る。
- (三) 昭和四十九年度の豚肉、加工原料乳等の
政策価格は、生産条件及び需給事情その他
の経済事情を勘案し、再生産を確保するこ
とを旨として適正な価格形成に努めたところ
である。なお、昭和四十九年度の畜産物の
政策価格決定後、物価その他の経済事情
に著しい変動が生じた場合においては、生
産条件及び需給事情その他の経済事情等諸
般の事情を考慮して、慎重に検討し、対処
してまいりたい。
- (四) 昭和四十九年度の加工原料乳保証価格
は、飼料の値上がり等生産費の動向等を
勘案して一キログラム当たり七〇円〇二銭
(前年度四八円五一銭)と大幅に引き上げ、
また、基準取引価格及び指定乳製品の安定
指標価格についてもそれぞれ引き上げを行つ
たところである。
- また、還元乳、市乳化促進の問題につ
いては、我が国の生乳需給の現状からは、地
域的、時期的な需給調整のため還元乳に依
存せざるを得ない面があるが、今後とも生
乳の需給調整、市乳化の促進等のための対
策を講じてまいりたい。
- (五) 全国液卵公社の買入基準価格は、昭和四
十九年四月一日からそれぞれ一キログラム
当たり二六〇円と大幅に引き上げられたと
ころである。
- また、全国液卵公社の買入れ枠について
も、その拡大を図るため、昭和四十九年度
において三億円(うち国二億円)の追加出資
を行うこととしたが、更に六億円(うち国
三億円)の追加出資を行うこととしてお
り、既に前年度(九九二トン)の五倍以上の
買入れを行っている。
- (六) 配合飼料の価格は、昭和四十八年の三月

及び九月に引き続き昭和四十九年二月、更に大幅な値上がりとなつたが、このような事態が畜産経営と畜産物の安定的供給に及ぼす悪影響を緩和するために、畜産農家に對して、配合飼料購入費の一部について低利資金融資を行う畜産経営特別資金融通助成事業を前二回に引き続き、前回と同条件で、第三次分として実施することとしたところである。

また、返済期限の延長等既貸付金の貸付条件の緩和については、個々の経営の実情に應じて適切な措置を講ずるよう、都道府県及び金融機関に對して指導してきたところである。

二、

(一) 国内飼料生産については、草地開発事業の推進等による生産基盤の整備並びに各種生産振興対策の実施により、飼料自給度の向上に努めているところであり、特に、昭和四十九年度からは、新たに、既耕地への飼料作物の導入を強力に推進するため、飼料作物生産振興対策(飼料作物作付増加面積につき、一〇アール当たり、永年作物七五〇〇円、夏作物六五〇〇円、冬作物五五〇〇円の生産奨励金を交付する。)を実施するとともに、飼料用麦を含め麦作の振興を図るための特別の奨励措置を講ずることとしている。また、飼料作物の流通についても、輸送性、貯蔵性の高いハイキューブ等の流通粗飼料の生産、流通を促進するなど、その合理化、円滑化に努めている。

なお、畜産物の生産目標については、昭和四十七年に「農産物需給の展望と生産目標の試案」が公表されているが、最近の生産、需要の動向等を織り込みつつ、極力食料自給度の向上を図る観点から、その検討を行っているところである。

(二) 我が国の飼料資源は、その大部分を海外

に依存しているため、国際的な需給及び価格の動向の影響を受けやすい。したがつて、国際的な需給及び価格の変動の影響を極力緩和して、飼料の安定的供給を図ることが急務であると考えている。このため、①計画的な草地造成及び既耕地への飼料作物の積極的な導入等による自給率の向上、②政府操作飼料の適正な運営、③飼料穀物の計画的な備蓄、④輸入先国の多元化等の諸施策を講ずることとしている。

(三) 牛肉価格の安定については、従来から各種の施策を講じてきたところであるが、更に、新たな措置を必要とするか否かについては、当面の牛肉価格の推移等を考慮しつつ検討したい。

(四) 畜産物の流通については、家畜市場、食肉市場、食肉包装施設、食鳥近代化センター及び消費地鶏卵流通合理化施設等の設置並びに牛乳の大型ワンウェイ容器の普及及び牛乳販売店の共同化、協業化の促進等を図ることによりその合理化に努めているところである。

また、畜産物の需要の拡大を図るため、包装食肉での小売の推進、プロイラーの小売規格の設定、鶏卵加工新製品の開発、牛肉等の安売り並びに学校給食用牛乳供給事業に対する助成を行うなど、消費促進措置を実施しているところであり、今後とも流通の合理化、需要の拡大に努めてまいりたい。

牛の流・早・死産、奇形子牛の発生防止対策確立等に関する請願
(第三八二四号)

同

一、牛の流早死産及び奇形子牛の発生の原因究明については、最近の幅広いウイルス学的調査結果から、ひとつの有力なウイルスに深い関係のあることが判明し、このウイルス(アカバネ株)と異常産との関係を実験的に証明するため、農林省の特別研究課題にとりあ

農業用資材の確保等農業経営安定
に関する請願(第三九四一号)

同

げて対応しており、更に、これら調査と並行して異常産の防止に資するためのワクチンの試作にも取り組み、野外応用試験を検討する段階に至っている。

二、胎児の死亡並びに幼畜の死亡及び廃用は、昭和四十一年度まで「生産共済」において共済事故に含まれていたが、全国的に共済需要がほとんどないため廃止されたところである。現在、岡山県等一部の地域から生産共済の制度化に対する要請があるが、流早死産及び奇形子牛の発生原因、対策の状況、更に、今後における全国的な共済需要の動向を見極めた上で、制度化の必要性を検討したい。

一、農業用生産資材の確保と価格安定対策については、これら資材が、農産物の生産にとって重要なものであることにかんがみ、できるだけ安定的な価格で円滑に供給することが必要である。

このような見地から、農業用生産資材の需給動向等を早急に調査の上、農業用石油や農業資材用の原材料の確保について特別の措置を講じ、農業生産資材の供給確保に努めてきたところであり、また、石油需給事情も最近緩和の方向にあることもあつて、農業生産資材の需給に不安はないと考えている。

また、農業生産資材の価格は、①昭和四十八年末から昭和四十九年初めにかけてかなり上昇したが、石油供給削減等に伴つて原材料のコストが上昇している中で、この限りではやむを得ない面もあるが、関係団体等に対し便乗的値上げは厳に抑制するよう指導してきている。②更に、肥料、農薬等主要な生産資材については、行政措置等により、昭和四十九年三月以降の石油、電力の価格改訂以後においても当面価格をすえ置くとともに、肥料等やむを得ず価格の引上げを認める場合に

も、原材料価格上昇の確定分に限るなど価格の適正化を図っているところである。

今後とも農業生産資材の需給及び価格の動向を厳重に監視し、行政指導等により供給の円滑化と価格の安定に努めてまいりたい。

なお、農業生産資材の値上がり分を補助する等の財源措置を講ずることは事柄の性質上困難である。

しかしながら、これら資材の価格の上昇が農産物のコスト面に影響を与え、ひいては農業経営を圧迫するおそれがあるので、生産、構造対策の強力な推進等とともに、農産物の価格政策についても運用の適正化を図り、農家が安心して生産に専念できるよう、十分意を用いてまいりたい。

二、農業関係制度金融については、今後とも農業者の資金需要に対応できるよう十分な資金枠を確保するとともに、貸付条件についても可能な限り長期低利なものとするよう努めてまいりたい。

なお、農業者の負債については、現在、災害、疾病等により償還が困難となつた場合に備えて長期低利の自作農維持資金による借換えの途が開かれており、また、個々の経営の実情に応じ融資機関が延期等の措置をとることも行われているところであるので、これらにより対応すべきものと考えている。

三、主要農産物の自給自足をはかることについては、最近における世界的な食料需給の状況からみても、国民の基礎的な生活物資である食料の安定的な確保を図っていくことが極めて重要であり、国内で生産が可能なものについては極力国内で賄うことを基本として国内生産の増強を図っていくことが必要であると考えている。

このような観点に立つて、主要農作物である米、野菜、果実、牛乳・乳製品、肉類、鶏

食糧の国内自給体制確立に関する
請願(二十三件)(第四〇八〇・四
四九六・四四九八・四五四四・四
五八九・四五九〇・四五九一・四
六二〇・四六二三・四六四三・五
一四四・五二二八・五二六四・五
二六五・五二六六・五二六七・五
二六八・五二六九・五二七〇・五
二七五・五二七六・五二七四・五
四七七号)

同

卵等については、できる限り完全自給ないしは八割以上の自給率を確保し得るよう、これに必要な施策を講じてまいりたい。特に、昭和四十九年度からは、生産の停滞している麦、大豆、飼料作物について特段の生産奨励措置を講ずるとともに、未利用地域における畜産等の大規模な生産基地の建設などを進めているところである。

また、外国農産物の輸入については、国内農業生産の長期的展望に立ちつつ、国内農業との合理的な調整に十分配慮を払い、必要な農産物について適正な輸入を行つており、今後ともこの方針で対処していく所存である。

一、自給率向上のための具体的な年次別計画の策定については、農業生産が一般に長期的対応を必要とするものであること等にかんがみ、昭和四十七年十月、農林省において、昭和五十七年度を目標年次とする「農産物需給の展望と生産目標の試案」を作成し、主要農産物について国内自給率の維持向上の目標を設定し、現在、この生産目標に沿つて各般の施策を展開しているところである。

二、主な農畜産物に二重価格制度を実現することについては、現在大幅な逆ざやがみられる米価においても、あらかじめ二重価格制度というものを予定したものではなく、結果として二重価格が生じたものであつて、食糧管理制度の運営上、重大な支障となつており、価格政策の運営に当たつて、農畜産物価格が物の値段であるということを無視して一般的に二重価格を予定することは、価格政策の安定的かつ円滑な運営や財政の効果的運用を図る観点からみても適当でないと考えている。

今後とも価格政策については、農畜産物ごとの商品特性や生産、流通事情に応じてそれぞれ定められた方式により適正な運営に努め

ていくこととしている。

三、外国農産物の輸入については、国内農業生産の長期的展望に立ちつつ、国内農業との合理的な調整に十分配慮を払い、必要な農産物について適正な輸入を行つており、今後ともこの方針で対処していく所存である。

四、農業生産資材については、農業用石油や農業生産資材用の原材料の確保のため特別の措置を講じ、その供給確保に努めてきたところであり、また、石油需給事情も最近緩和の方向にあることもあつて需給に不安はないと考えている。

また、農業生産資材の価格については、関係団体等を指導して便乗的値上げは厳に抑制するよう価格の適正化を図つてきている。

肥料、農業等については、行政措置等により昭和四十九年三月以降の石油、電力の価格改訂以降においても当面価格をすえ置くとともに、肥料等やむを得ず価格の引上げを認める場合にも原材料価格上昇の確定分に限るなど価格の適正化を図つてきているところである。

輸入濃厚飼料については、政府が飼料需給安定法に基づき、相当額の財政負担をすることにより、飼料用大麦、小麦の売却を行つているところである。また、昭和四十七年米の配合飼料価格の値上がりに対しては、畜産農家への低利資金の融通や配合飼料価格安定基金への助成を行つたほか、昭和四十九年度畜産物政策価格の決定に当たつては、飼料価格の値上がり等生産費の動向を反映して価格決定を行つたところである。

今後とも、政府操作飼料の適正な運営、飼料穀物の備蓄等の措置を講ずるとともに、主要メーカーに対し適正な価格形成につき十分指導することにより、飼料価格の安定に努めることとしている。

農業の現状克服及び長期安定対策の確立による食糧の供給確保に関する請願(第四一七九号)

同

五、農地転用問題については、公共用地、宅地等の需要に応じて必要な用地を円滑に供給し、地価の上昇を抑制するという観点から、三〇万ヘクタールを一応の目標としたものであり、その実施については優良農地の確保に十分配慮してまいりたい。

また、政府としては、先に策定された土地改良長期計画に従い、圃場整備、畑地総合整備等の事業を実施して農業機械化の基盤を整備するとともに、農用地の造成を図ることとしており、更に、昭和四十九年度においては、農用地開発公団を新設するなど、農用地の基盤整備と造成を積極的に推進しているところである。

六、地域農業の民主的発展を図るため必要な施策を講ずることについては、地域農業の発展を図るため、地域の農業者の意向が十分反映されるよう各種制度等において所要の措置を講じているところである。

一、農業を国の基幹産業として位置づけることについては、農業が国民生活の基礎物資である食料を供給するという重要な使命を果たしているばかりでなく、国土と自然環境を保全し、健全な地域社会を維持する上で重要な役割を果たしており、したがって、我が国経済社会の健全な発展を図るためには農業の果たす役割は極めて大きいと考えている。

最近の世界的な食料需給の状況からみても、国民食料の安定的な確保を図ることは極めて重要であり、国内で生産が可能なものについては極力国内で賄うことを基本として、主要農産物である米、野菜、果実、牛乳・乳製品、肉類、鶏卵等については完全自給ないし八割以上の自給率を確保することとし、そのために最大限の政策努力を傾注しているところである。

外国農産物の輸入については、国内需要の動向にかんがみ、長期的視点に立つて国内農業との合理的な調整に留意しつつ、適正な輸入を行っているところである。

二、主要農産物の価格保障については、農産物ごとの商品特性や生産、流通事情、農家経済及び消費者家計における重要性等に応じて、生産費所得補償方式、パリティ方式あるいは需給実勢価格による方式のいずれかによつて算定される価格を基準とし、最近の需給事情、生産費の動向、物価その他の経済事情を十分勘案して、適正な価格が形成されるよう努めているところである。

三、輸入濃厚飼料については、政府が飼料需給安定法に基づき、相当額の財政負担をすることにより、飼料用大麦、小麦の売却を行っているところである。また、昭和四十七年来の配合飼料価格の値上がりに対しては、畜産農家への低利資金の融通や配合飼料価格安定基金への助成を行ったほか、昭和四十九年度畜産物政策価格の決定に当たっては、飼料価格の値上がり等生産費の動向を反映して価格決定を行ったところである。

今後とも、政府操作飼料の適正な運営、飼料穀物の備蓄等の措置を講ずるとともに、主要メーカーに対し適正な価格形成につき十分指導することにより、飼料価格の安定に努めることとしている。

四、農業生産資材については、農業用石油や農業生産資材用の原材料の確保のため特別の措置を講じ、その供給確保に努めてきたところであり、また、石油需給事情も最近緩和の方向にあることもあつて需給に不安はないと考えている。

また、農業生産資材の価格については、関係団体等を指導して便乗的値上げは厳に抑制するよう価格の適正化を図ってきている。更

農業危機対策に関する請願（第四同
三九四号）

に、肥料、農薬等主要な生産資材については、行政措置等により昭和四十九年三月以降の石油、電力の価格改訂以後においても当面価格をすえ置くとともに、肥料等やむを得ず価格の引上げを認める場合にも原材料価格上昇の確定分に限るなど、価格の適正化を図つてきているところである。

五、農業関係制度金融については、今後とも農業者の資金需要に対応できるよう十分な資金枠を確保するとともに、貸付条件についても可能な限り長期低利なものとするよう努めてまいりたい。

なお、農業者の負債については、現在、災害、疾病等により償還が困難となつた場合に備えて長期低利の自作農維持資金による借換えの途が開かれており、また、個々の経営の実情に応じ融資機関が延期等の措置をとることも行われているところであるので、これらにより対応すべきものと考えている。

一、主要農産物の国内自給政策確立については、最近における世界的な食料需給の状況からみても、国民の基礎的な生活物資である食料の安定的な確保を図っていくことは極めて重要であり、国内で生産が可能なものについては、極力国内で賄うことを基本として生産、構造、価格、流通等各般の施策を積極的に推進し国内生産の増強を図っていくこととしている。

地域分担の明確化については、昭和四十七年十月農林省において昭和五十七年度を目標年次とする「農産物需給の展望と生産目標の試算」を作成したところであるが、この生産目標を地域の農業関係者にとつてのより具体的な指針とするため、最近における農業内外の動向に配慮しつつ、地域別（県別及び県内主要農業地域別）に農産物の生産目標を作成

することとし、現在、都道府県、農業団体の協力を得て、作成作業を取り進めているところである。

また、価格政策の運営に当たっては農産物ごとの特性に応じて個別に定められた方式に基づき、需給事情、生産費、物価その他の経済事情を十分勘案し、再生産の確保が図られるよう努めてまいりたい。

二、(一) 農産物の生産にとつて欠くことのできない農業生産資材の確保と価格抑制については、これら資材をできるだけ安定的な価格で円滑に供給することが必要である。

このような見地から、農業用石油や農業資材用の原材料の確保について特別の措置を講じ、農業生産資材の供給確保に努めてきたところであり、また、石油需給事情も最近緩和の方向にあることもあつて、農業生産資材の需給に不安はないと考えている。

また、農業生産資材の価格は、①昭和四十八年末から昭和四十九年初めにかけてかなり上昇したが、石油供給削減等に伴つて原材料のコストが上昇しているのでその限りではやむを得ない面もあるが、関係団体等に対し便乗的値上げは厳に抑制するよう指導してきている。②更に、肥料、農薬等主要な生産資材については、行政措置等により、昭和四十九年三月以降の石油、電力の価格改訂以後においても、当面価格をすえ置くとともに、肥料等やむを得ず価格の引上げを認める場合にも原材料価格上昇の確定分に限るなど、価格の適正化を図っているところである。

今後とも農業生産資材の需給及び価格の動向を厳重に監視し、行政指導等により需給及び価格の安定に努めてまいりたい。

(二) 農産物の流通資材の価格抑制とその確保

については、流通資材の需給の安定を図るとともに、その生産、流通、消費の合理化を推進することが肝要である。

このため、政府としては、関係業界に対して安定的な供給の確保と適正な価格形成について指導を行うとともに、バラ輸送の推進、通い容器の導入、包装容器の規格化、標準化等流通資材の節約に資する農産物の物的流通の合理化を推進してまいりたい。

三、輸入飼料については、政府が、飼料需給安定法に基づき相当額の財政負担をすることにより、飼料用大麦、小麦の売却を行っているところである。また、昭和四十七年来の配合飼料価格の値上がりに対しては、畜産農家への低利資金の融通や配合飼料価格安定基金への助成を行ったほか、昭和四十九年度畜産物政策価格の決定に当たつて、飼料の値上がり等生産費の動向を反映した価格決定を行ったところである。

今後とも、政府操作飼料の適正な運営、飼料穀物の備蓄、国内飼料生産体制の整備等の措置を通じ飼料の需給の安定に努めることとしている。

四、畜産物の輸入については、国内生産との競合の問題がある牛肉及び乳製品については、輸入割当制度の適切な運用により、また、豚肉については、関税減免措置の機動的な操作により、国内の需給動向等を勘案しつつ輸入量の調整に努めているところである。

畜産物価格については、現在、豚肉、加工原料乳及び乳製品については、畜産物の価格安定等に関する法律及び加工原料乳生産者補給金等暫定措置法により、また、鶏卵等については、価格安定基金制度等の運用により適正な価格の形成に努めているところであるが、今後とも生産条件及び需給事情その他の

経済事情を考慮しつつ、これらの制度の適切な運用を図つてまいりたい。

五、昭和四十九生糸年度(昭和四十九年六月、昭和五十年五月)適用の基準糸価については、一キログラム当たり前年度の八〇〇〇円から一万円(前年対比二五パーセント)に引き上げたところであるが、その後における生糸の輸入事情、需給事情等にかんがみ、政府においては、早急に生糸需給の均衡を図り、糸価を適正な水準に安定させるため、繭糸価格安定法に基づき、昭和四十九年八月一日より日本蚕糸事業団による生糸の一元輸入措置を実施するとともに、日本蚕糸事業団の在庫調整機能を拡充するため、臨時措置として中間買入限度数量三万俵を一〇万俵に拡大したところである。

六、(一) 果実の価格安定については、果樹が永年性作物であるという特性にかんがみ、長期的需要見通しに即した計画的な生産をすることが基本と考えられる。

このため、果樹農業振興特別措置法に基づき長期にわたる需要見通し、植栽目標等を示す果樹農業振興基本方針を策定し、これに沿つて、需要に見合つた計画的な生産が行われるよう指導しているところである。

更に、加工需要の伸びに対処し、生果の価格安定にも資するようジュース工場設置、加工原料用果実の価格安定対策事業の充実を図るほか、生産から流通、加工に至る各般の施策を強力に実施することとしており、これらの施策の効果的な運用により今後とも果実の価格安定を図つていく考えである。

(二) 野菜の価格安定については、野菜生産出荷安定法に基づき、指定野菜の価格低落による野菜作農家への影響を防止することに

畜産経営の危機打開に関する請願
(第四三九五号)

同

より生産の安定を図る目的で、価格補てんを行っており、年々制度内容の充実を図ってきている。

昭和四十九年度においては、指定消費地域の追加(高松地域、長崎地域)、価格補てん対象野菜の拡大(冬きゅうり、春なす、春夏にんじん、夏はくさい、ばれいしょの新規追加等)、保証基準額の大幅引上げ等の充実強化を図ったところである。

一、昭和四十七年来の輸入飼料原料の高騰等による配合飼料価格の値上がりに対しては、政府の助成により、配合飼料価格安定基金の機能の強化等を行い、畜産農家の負担の軽減を図ったところである。

なお、政府操作飼料の低廉大量売却については、最近の穀物の国際需給のひっ迫により、価格水準は高位に推移し、当初予定数量以上の買付増加は困難であるが、売買操作を適切に行うこと等により飼料原料の確保等に努めてまいりたい。

二、畜産物の輸入については、国内生産との競合の問題がある牛肉及び乳製品については、輸入割当制度の適切な運用により、また、豚肉については、関税減免措置の機動的な操作により、国内の需給動向等を勘案しつつ輸入量の調整に努めているところである。

なお、在庫の放出に当たつても、需給動向等を勘案し慎重に行つているところである。

三、畜産物価格については、現在、豚肉、加工原料乳及び乳製品については、畜産物の価格安定等に関する法律及び加工原料乳生産者補給金等暫定措置法により、また、鶏卵等については、価格安定基金制度等の運用により適正な価格の形成に努めているところであるが、今後とも生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮しつつ、これらの制度の適切

漁業経営安定確保のための金融措置に関する請願(第四五二五号)

同

な運用を図つてまいりたい。

また、畜産物の流通については、家畜市場、食肉市場、食肉包装施設、食鳥近代化センター及び消費地鶏卵流通合理化施設等の設置並びに牛乳の大型ワンウェイ容器の普及及び牛乳販売店の共同化、協業化の促進等を図ることによりその合理化に努めているところである。

四、国内飼料生産については、草地開発事業の推進等による生産基盤の整備並びに各種生産振興対策の実施により、飼料自給度の向上に努めているところであり、特に、昭和四十九年度からは、新たに、既耕地への飼料作物の導入を強力に推進するため、飼料作物生産振興対策(飼料作物作付増加面積につき、一〇アール当たり、永年作物七五〇〇円、夏作物六五〇〇円、冬作物五五〇〇円の生産奨励金を交付する。)を実施するとともに、飼料用麦を含め表作の振興を図るための特別の奨励措置を講ずることとしている。また、飼料作物の流通についても、輸送性、貯蔵性の高いヘイキューブ等の流通用飼料の生産、流通を促進するなど、その合理化、円滑化に努めている。

最近における燃油、漁網網等の諸資材の価格高騰、魚価の低迷等の経営環境の急激な悪化が漁業者の経営に深刻な影響を与えつつある実情にかんがみ、漁業者の当面の経営安定に資することを目的として、総額五三〇億円の緊急融資を左記により実施している。

記

- 一 貸付対象者 漁業者であつて水産業協同組合の組合員資格を有する者
- 二 貸付金利 原則として四・〇パーセント以内
- 三 貸付限度 漁業種類により定める額以内

昭和四十九年産米政府買入価格の
引上げ等に関する請願(百一件)
(第四六六四・四六六五・四六六
六・四六六七・四六六八・四六六
九・四六七〇・四六七一・四六七
二・四六七三・四六七四・四六七
五・四六七六・四六九四・四七〇
七・四七〇八・四七〇九・四七一
〇・四七一・四七一・四七一
三・四七一四・四七一五・四七一
六・四七一七・四七一八・四七三
八・四七三九・四七四〇・四七四
二・四七五〇・四七五一・四七五
二・四七五三・四七五四・四七五
五・四七五六・四七七五・四七七
六・四八二六・四八二七・四八二
八・四八二九・四八三〇・四八三
七・四八三九・四八四〇・四八六
〇・四八六一・四八六二・四八八
九・四九二五・四九八七・五〇七
九・五〇八〇・五〇八一・五〇八
二・五〇八三・五〇八四・五〇八
五・五〇八六・五〇八七・五〇八
八・五〇八九・五〇九〇・五〇九
一・五〇九二・五〇九三・五〇九

同

四 償還期限 二年以内(うちすえ置き期間
六か月以上)
五 対策期間 昭和四十九年五月一日から六
か月間
六 国の助成 融資機関の基準金利九・〇
パーセントと、末端金利四・
〇パーセントとの金利差につ
き、原則として地方公共団体
が利子補給をした場合に、国
はそれに要する費用の三分の
二を補助する。

一、昭和四十九年産米の政府買入価格について
は、生産費及び所得補償方式により、既に昭
和四十九年七月二十二日に、うるち一四等
平均包装込みで玄米六〇キログラム当たり一
万三六一五円(対前年比一三二・二パーセン
ト)と決定したところである。なお、この米
価の外枠で、昨年に引き続き銘柄奨励金を交
付することとし、その単価を玄米六〇キログ
ラム当たり指定銘柄米四〇〇円、特例銘柄米
二五〇円とした。

二、昭和四十八年産政府買入米に対する追加払
については、現在、生産者米価は、再生産の
確保を図ることを旨として生産費及び所得補
償方式により物価及び生産費のみならず、需
給事情など種々の事情を参酌して算定してお
り、昭和四十八年八月に決定した同年産米の
政府買入価格はこの考え方に基つき相当大幅
な引上げを行ったところであるので、これに
ついての追加払は行わないこととした。した
がつて、自主流通米に対する助成の追加も行
わないこととした。

三、米の買入制限の撤廃については、我が国の
米の需給は、依然潜在的には過剰基調にあり、
今後とも需要に即応した農業生産が行われる
ようにする必要があるので、その考えはない。

四・五〇九五・五〇九六・五〇九
七・五〇九八・五〇九九・五一〇
〇・五一〇一・五一〇二・五一〇
三・五一〇四・五一〇五・五一〇
六・五一〇七・五一〇八・五一〇
九・五一一〇・五一一一・五一二
二・五一二三・五一二四・五一二
五・五一二六・五一二八・五一二
九・五一四三・五一二九・五一二
一・五一六二・五三六三・五三六
四・五三七七・五五一一号)

同

四、農業の位置づけ、農産物価格政策について
は、
(一) 農業は、国民生活の基礎的物資である食
料を供給するという重要な使命を果たして
いるばかりでなく、国土と自然環境を保全
し、健全な地域社会を維持する上で重要な
役割を果たしていると考えている。したが
つて、我が国経済社会の健全な発展を図る
ためには農業の果たす役割は極めて大き
いと考えられる。最近の世界的な食料需給の状
況からみても、国民食料の安定的な確保を
図ることが極めて重要であり、国内で生産
が可能なものについては極力国内で賄うこ
とを基本として、国内生産の増強を図つて
いくことが必要であると考えている。

(二) 農産物価格政策については、農産物ごと
の商品特性、生産事情、流通形態等に配慮
して、現在、大部分の農畜産物を対象にそ
の展開を図つてきているところであるが、
今後ともこれらの諸条件を十分考慮しつ
つ、適正な価格が形成されるよう努めてま
いりたい。

一、昭和四十九年産米の政府買入価格について
は、生産費及び所得補償方式により、既に昭
和四十九年七月二十二日に、うるち一四等
平均包装込みで玄米六〇キログラム当たり一
万三六一五円(対前年比一三二・二パーセン
ト)と決定したところである。なお、この米
価の外枠で、昨年に引き続き銘柄奨励金を交
付することとし、その単価を玄米六〇キログ
ラム当たり指定銘柄米四〇〇円、特例銘柄米
二五〇円とした。

二、昭和四十八年産政府買入米に対する追加払
については、現在、生産者米価は、再生産の
確保を図ることを旨として生産費及び所得補
償方式により物価及び生産費のみならず、需

優良産米「ユーカー」の銘柄指定
に関する請願(第四八一九号)

同

給事情など種々の事情を参酌して算定しており、昭和四十八年八月に決定した同年産米の政府買入価格はこの考え方に基づき相当大幅な引上げを行ったところであるので、これについての追加払は行わないこととした。したがって、自主流通米に対する助成の追加も行わないこととした。

三、米の買入制限の撤廃については、我が国の米の需給は、依然潜在的には過剰基調にあり、今後とも需要に即応した農業生産が行われるようにする必要があるので、その考えはない。

四、農業の位置づけ、農産物価格政策については、

(一) 農業は、国民生活の基礎的物資である食料を供給するという重要な使命を果たしているばかりでなく、国土と自然環境を保全し、健全な地域社会を維持する上で重要な役割を果たしていると考えている。したがって我が国経済社会の健全な発展を図るためには農業の果たす役割は極めて大きいと考える。最近の世界的な食料需給の状況からみても、国民食料の安定的な確保を図ることが極めて重要であり、国内で生産が可能なものについては極力国内で賄うことを基本として、国内生産の増強を図っていくことが必要であると考えている。

(二) 農産物価格政策については、農産物ごとの商品特性、生産事情、流通形態等に配慮して、現在、大部分の農畜産物を対象にその展開を図ってきているところであるが、今後ともこれらの諸条件を十分考慮しつつ、適正な価格が形成されるよう努めてまいりたい。

産地品種銘柄の指定については、昭和四十八年以来一定の指定基準によつて行ふこととして

農業構造改善のための土地の農業的利用の促進に関する請願(第四八二〇号)

同

昭和四十九年産米の政府買入価格の引上げ等に関する請願(第五〇〇〇号)

同

いるところであるが、「ユーカー」は、自主流通米としての取扱数量が極めて少なく、良質米としての評価も不十分であり、指定基準を満たしていないため、昭和四十九年産米の指定に当たつて産地品種銘柄に指定しなかつたものである。

農業構造改善のための農用地造成事業の用に供することを目的として、私有地を提供した場合の代替地としての国有林野の活用については、国有林野の活用に関する法律第三条第一項第二号、同法施行規則第三条及び国有林野の活用に関する基本的事項により、提供者が小規模林業経営者である場合に限定されており、本件をこの活用の対象とすることは困難である。

一、昭和四十九年産米の政府買入価格については、生産費及び所得補償方式により、既に昭和四十九年七月二十二日に、うるち一四等平均包装込みで玄米六〇キログラム当たり一万三六一五円(対前年比一三二・二パーセント)と決定したところである。なお、この米価の外枠で、昨年に引き続き銘柄奨励金を交付することとし、その単価を玄米六〇キログラム当たり指定銘柄米四〇〇円、特例銘柄米二五〇円とした。

二、昭和四十九年産の自主流通米に対する助成については、自主流通の円滑な推進、消費者価格の適正な水準における安定等の観点から、流通促進奨励金六〇キログラム当たり三六五〇円(十月以降は一六五〇円、前年一二五〇円)、販売促進費一ヵ月六〇キログラム当たり一二〇円(前年八〇円)を交付することとした。

三、昭和四十八年産政府買入米に対する追加払については、現在、生産者米価は、再生産の確保を図ることを旨として生産費及び所得補償方式により、物価及び生産費のみならず需

同

四、昭和四十九年産米の予約概算金の額については、最近の物価、賃金の上昇等の実態にかんがみ、玄米六〇キログラム当たり一〇〇〇〇円であつたものを同三〇〇〇〇円に大幅に増額したところである。

一、水産たん白食糧の自給度向上と漁業経営安定施策の早急整備については、

(一) 沿岸漁場の整備については、目下沿岸漁場整備開発法に基づき、沿岸漁場整備開発計画を樹立すべく検討を進めているところであり、本計画に基づく沿岸漁場整備開発事業により、沿岸漁場の生産力の計画的かつ構造的な拡充を期してまいりたい。

(二) 漁場復旧等漁場環境改善対策事業の公共事業としての展開については、水質汚濁防止法、海洋汚染防止法等公害規制諸法規の厳正な適用を進めるとともに、漁場環境保全対策事業により、現に荒廃した漁場の回復整備に努めているところであり、昭和五十年年度以降においては、漁場環境維持保全

九・五四七〇・五四七一・五四七
二・五四七三・五四七四・五四八
五・五四八六・五四八七・五四八
八・五四八九・五四九〇・五四九
一・五四九二・五四九三号)

対策事業を沿岸漁場整備開発事業の一環として計画的に拡充実施してまいりたい。また、従来から実施している漁場環境保全対策を充実に、漁業公害を防止するため、漁業公害の監視指導体制を計画的に整備するとともに、汚染の拡大を防止するヘドロの除去技術の事業化試験を推進してまいりたい。

(三) 沿岸・中小漁業の経営安定対策については、従来沿岸漁業等振興法及び中小漁業振興特別措置法に基づき、構造改善事業の推進、金融、税制等の各般の施策を実施してきたところであるが、今後とも漁業金融の拡充、税制の改善等の措置を講ずることに
より、沿岸漁業及び中小漁業の経営の安定に努めてまいりたい。

二、漁業再生産と漁業所得を保証する魚価安定政策の早期確立については、魚価安定対策として、産地消費地を通ずる水産物価格安定対策につき、学識経験者等からなる研究会を設置して長期的視野のもとに調査検討を進めるとともに、当面、広域需給調整用の大型冷蔵施設の計画的整備、生産者団体による水産物の調整保管の拡充実施等により、需給調整機能を一段と強化し、流通消費の合理化を図るための諸施策を総合的に推進してまいりたい。

三、漁業用石油、漁網綱・養殖資材等生産資材

の価格安定と数量確保については、

(一) 石油類・資材等の価格を凍結すること等については、まず、漁業用石油については、その円滑な供給を確保するため、石油需給適正化法に基づく消費規制において、漁業用石油を優先扱いとしたほか、漁船用石油の確保についての特別措置を講じてきたところであり、他方、漁業用石油の元売価格及び末端価格についてもその抑制を強力に指導してきたところである。また、漁網網についても原糸元売価格の凍結、漁網網の価格監視等の措置を講じてきたが、最近の繊維需給の緩和に伴う原糸元売価格の凍結解除後も、当分の間漁網網の価格動向の監視を継続し、必要な行政指導を行つてまいりたい。

(二) 海外基地における漁業用石油の確保については、国内石油の積出しによる洋上補給等に対処してきたが、目下、海外における石油事情が漸次緩和の傾向にあり、石油価格も下降しているため、当面は事態の推移を十分注視することとしたい。

(三) 漁協系統用備蓄タンク類の整備・増設については、構造改善事業及び漁業近代化資金制度等により、設備資金につき、補助又は低利融資の途が開かれており、これらの制度を積極的に活用することにより対処してまいりたい。

(四) 石油類、生産資材等の確保については、

将来国際的な石油需給のひつ迫に伴い、これら資材の確保が困難となつた場合には、今回と同様漁業用資材の優先的確保のための措置を講ずるほか、必要に応じて割当制度についても検討してまいりたい。

四、漁業経営の安定的発展のための金融対策の推進については、

(一) 漁業用石油、漁網網、養殖資材等の価格上昇に対処するための融資措置については、当面の経営安定に資することを目的として、次の表の条件により融資を行つていくところである。

融 資 枠	利 率	償還条件	融資限度	対策期間	資金使途
五三〇億円	年四パーセント以内。ただし、漁業種類により都道府県が事業主体となり得ない場合は年五・六パーセント以内	二年以内(すえ置き期間六か月以上を含む。)	漁業種類に応じて定める。	昭和四十九年五月から十月まで	漁業種類に応じて定める限度内で燃油漁網網等の諸資材のコスト急騰分に対応する特に緊急に必要と認められる経営資金

(二) 緊急つなぎ融資の担当機関に対する信用補完の措置については、国としては、漁業者の融資機関に対する債務を保証する漁業信用基金協会に対し、その保証について保険を行つてまいりたい。

(三) 既往貸付金の融資条件の変更、緩和については、系統金融機関をはじめ各金融機関に対して昭和四十九年四月に協力依頼したところである。

(四) 漁業経営の安定的発展のための長期低利融資制度の拡充強化については、昭和四十九年度から、漁業近代化資金においては、資金種類の拡大、貸付対象者の範囲の拡大、貸付限度額の引上げ並びに融資を円滑に行うための保証措置の拡大等を実施しており、また、農林漁業金融公庫資金については、貸付限度額の引上げ、融資率の引上げ並びに融資対象範囲の拡大等を行っているが、今後の漁業情勢等を見ながら、更にこれらの制度の拡充、強化を図つてまいりたい。

五、「水産省の早期設置については、水産庁が農林省の外局として同省に所屬しているのは、第一次産業である農林水産業に関する行政を一元的に所掌することが最も適當であるとの考えによるものであり、農林省から獨立して水産省を設置することについては、今後我が国水産業の動向を勘案しつつ、慎重に

奄美群島枝手久島への石油企業の進出反対等に関する青頭（六十六

省通商産業

検討することといたしたい。

二、奄美群島校手久島への石油企業の進出計画については、石油精製設備の新增設等は、石油業法に基づき、通商産業大臣の許可制となっている。

通商産業大臣は、設備の新増設等の申請について、石油業法第六条に基づき、当該設備の処理能力が石油供給計画に照らして著しく過大にならないかどうか、申請者に経理的及び技術的能力があるか等の観点から審査し、適当と認められるものについて許可を行うこととしている。

更に、こうした法律上の基準に加え、この審査に際しては、立地計画が国の立地政策に適合していること、保安対策及び公害防止対策が十分講じられるものであることが重要な判断基準となつてゐる。また、実際の運用に当たつては、地元の受入れの意向が勘案されねばならないことは当然である。

奄美群島校手久島の石油精製基地設計画については、政府としては、いまだ正式な説明を受けていないが、今後、もし申請があれば、地元の入入れの意向について確認の上、前記諸要件に照らして、判断したい。

二、奄美群島の振興開発については、奄美群島振興開発特別措置法により、新たに策定された奄美群島振興開発計画においては、地域の

昭和五十年一月十日 参議院会議録追録(その三) 第七十二回国会において採択された請願の処理経過

鉱山保安の確立に関する請願(第一四七号)	同	特性を生かした産業の振興と自然を基調とする海洋性レクリエーション地帯の形成を図ることを基本方向として定めており、今後、この計画に定めるところにより、奄美群島の振興開発を図つてまいる所存である。
資源エネルギーの抜本的対策確立に関する請願(第一六三四号)	同	政府としては、従来から指導監督の充実、助成の強化等に努め、石炭鉱山の保安確保を図つてきたところである。 近年においては、災害発生状況は、減少傾向にあり、昭和四十九年は、死者、災害率とも前年に比し大幅に減少している。 しかしながら、災害を根絶するには更に一層の努力を要するところであり、政府としては、今後とも監督指導のより一層の強化等により、炭鉱災害の根絶を図る所存である。 一、昭和四十八年十月に始まつた産油国における石油供給削減措置に対処するため、政府は、石油については石油需給適正化法等により、また、電力については電気事業法等により、それぞれ使用節減を図るとともに、国民生活に密着した需要等に対する所要量の供給確保と価格の安定に努めたところである。 二、その後、石油輸入の順調な推移、総需要抑制策等による石油及び電力の需要の沈静化等により、石油及び電力の需給が緩和するに至つたため、昭和四十九年六月からは従来の法的規制に代えて行政指導による消費節減措置へ移行し、更に、同年九月からは、石油需給適正化法に基づき、いわゆる「緊急事態宣言」を解除するとともに、これまで国民各層の間に醸成された消費節約の気運を定着化すべく、内閣に「資源とエネルギーを大切にすべし」を位置し、長期的見地から資源・エネルギーの消費節約を国民運動として展開することとしたところである。 三、今後の資源エネルギー政策については、世界及び我が国の資源・エネルギー需給が基本的にひつ迫気味に推移するとの認識に立つて、安定供給の確保に一層努力してまいる所存である。この場合における基本的方向としては、まず供給面において、供給源の多様化、供給地域の分散化、供給方式の多元化、新技術の開発等を推進するとともに、緊急時における安定供給を確保するため備蓄の一層の増強を図ることとし、他方、需要面においては、資源エネルギー使用の合理化を推進するとともに、長期的観点から省資源・省エネルギー型産業構造への転換を促進していく考えである。 四、なお、国民の生活必需物資及び農林漁業商工業者の生産に必要な諸物資については、従来から国民生活に悪影響を及ぼすことのないよう、その安定供給に努めてきたところであ

東北新幹線東京駅起点の実現に関する請願(第一九六号)	運輸省	るが、今後においても、同様の方針で対処してまいりたい。 東北新幹線(東京―盛岡間)の起点は、昭和四十六年十月十四日に運輸大臣が認可した工事実施計画のとおり現東京駅であり、大宮を起点とすることは考えていない。 大宮以南の建設に当たつて住民の反対運動の強いことは承知しているが、公害防止対策には万全を期すこととしており、今後地元自治体との話し合いによつて、建設に着手し得るよう努力する所存である。
上田交通別所線の存続に関する請願(第三六〇号)	同	上田交通(株)所属地方鉄道(別所線)については、地方鉄道軌道整備法による欠損補助の対象路線として認定済みであり、補助金を交付する予定である。
篠ノ井線全線複線化早期完成に関する請願(第三六一号)	同	篠ノ井線松本・篠ノ井間は、昭和四十八年四月に電化されたが、全線複線化については、今後の輸送需要の動向、国鉄財政事情等を勘案して前向きに検討したい。
総野線の予定鉄道線路編入に関する請願(第二〇四号)	同	総野線は、常磐線松戸より北進して東北本線小山に至る鉄道新線であるが、鉄道敷設法別表予定線に該当していない。 予定線編入については、鉄道建設審議会の議を経て鉄道敷設法別表の改正が必要であり、今後、輸送需要の動向、経済事情等を勘案して慎重に検討したい。
バス交通の確保に関する請願(第一六三五号)	同	地方におけるバス路線の維持に関しては、従来から種々の助成措置を講じてきたところであるが、昭和四十九年度においては、補助対象地域や補助対象路線の範囲を拡大する等補助制度の一層の充実と補助金の大幅な増額を図つていくところであり、これによつて、地域住民の足を確保するため相当の効果があるものと期待している。 しかしながら、過疎化の進行や諸経費の高騰等から今後もバス事業の経営については、困難な事態が生ずることも予想されるので、その実態を十分は握ることにより、適切な対策を検討していくこととしている。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 四十五円
(送料共)

所 行 発

東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
大 蔵 省 印 刷 局
電話 東京 五八一 四四一一(六代)

官報

号外 昭和五十年一月十日

○第七十四回 参議院會議録追録(その四)

件名	所管省	運輸省
精神薄弱者に対する運賃割引制度の創設に関する請願(百五十四件)	現在、国鉄においては、精神薄弱者に対し「学校及び救護施設指定取扱規則」(昭和三十三年九月日本国有鉄道公示第三二六号)第二十一条(1)及び(3)により国鉄の指定を受けた精神薄弱児施設及び精神薄弱者施設で、そこに保護されている者が旅行する場合において、被救護者旅客運賃割引証を提出したときは、その旅客運賃割引証一枚について一人一回に限り、片道又は往復の割引普通乗車券(普通旅客運賃の五割引、距離制限なし)を発売している。	また、被救護者に付添人をつける場合で、被救護者とその付添人が同時に同一の区間の乗車券を購入するときは、被救護者一人について付添人一人を限って被救護者と同様に普通旅客運賃の五割を割引している現状である。このような措置を拡大して、精神薄弱者に対しても身体障害者と同様の運賃割引制度を設けることについては、国鉄が現在行っているこの種の社会政策的配慮に基づく運賃の割引(いわゆる「公共負担」)は年間四五二億円(昭和四十七年度実績)に及んでおり、国鉄の独占性が失われた今日では国鉄財政の圧迫要因となっているのみならず、負担の衡平という意味からも問題を含んでいるので、国鉄の負担において割引措置を拡大することは極めて困難であり、国の福祉政策の一環として検討していくべきものと考えている。

なお、地方鉄道、軌道についても国鉄に準じて割引を行っているが、更に、企業体の負担において運賃の割引を拡大することは、経営の現状からみて極めて困難である。

現在、国鉄においては、精神薄弱者に対し、学校及び救護施設指定取扱規則(昭和三十三年九月日本国有鉄道公示第三二六号)第二十一条(1)及び(3)により国鉄の指定を受けた精神薄弱児施設及び精神薄弱者施設で、そこに保護されている者が旅行する場合において、被救護者旅客運賃割引証を提出したときは、その旅客運賃割引証一枚について一人一回に限り、片道又は往復

一・三八三三・三八三三・三八三
四・三八三五・三八三六・三八三
七・三八三八・三八三九・三八五
一・三九一八・三九三三・三九五
六・三九三七・三九三八・三九五
九・三九六〇・三九六一・三九六
二・四〇九三・四〇九四・四〇九
五・四〇九六・四〇九七・四〇九
八・四〇九九・四一〇〇・四一二
一・四一二二・四一三二・四一三
三・四一三四・四一三五・四一六
一・四一六二・四一六三・四一六
四・四一六五・四一六七・四一九
二・四一九三・四二二三・四二三
四・四二三五・四二三六・四二三
七・四二三八・四二三九・四二四
〇・四二四一・四二四二・四二四
三・四二八八・四二八九・四二九
〇・四二九一・四二九二・四二九
三・四二九四・四二九五・四二九
六・四二九七・四二九八・四二九
九・四三〇〇・四三〇一・四三〇
二・四三〇三・四三〇六・四三四
四・四七四三・四八五一・四九〇
七・四九〇八・四九〇九・四九八
八・五〇〇一・五〇〇二・五〇〇
三・五一四二・五二八二・五四七
九・五四八〇号)

同

精神薄弱者に対する運賃割引制度の創設等に関する請願(第二六九五号)

の割引普通乗車券(普通旅客運賃の五割引、距離制限なし)を発売している。

また、被救護者に付添人をつける場合で、被救護者とその付添人が同時に同一の区間の乗車券を購入するときは、被救護者一人について付添人一人を限って被救護者と同様に普通旅客運賃の五割を割引している現状である。このような措置を拡大して、精神薄弱者に対しても身体障害者と同様の運賃割引制度を設けることについては、国鉄が現在行っているこの種の社会政策的配慮に基づく運賃の割引(いわゆる「公共負担」は年間四五二億円(昭和四十七年度実績)に及んでおり、国鉄の独占性が失われた今日では国鉄財政の圧迫要因となつてゐるのみならず、負担の衡平という意味からも問題を含んでいるので、国鉄の負担において割引措置を拡大することは極めて困難であり、国の福祉政策の一環として検討していくべきものと考へてゐる。

なお、地方鉄道、軌道についても国鉄に準じて割引を行つてゐるが、更に、企業体の負担において運賃の割引を拡大することは、経営の現状からみて極めて困難である。

一、海洋汚染防止法に基づく油の排出禁止の緩和規定は、それぞれ特別な理由によつて条約上規定されているものであるが、規制の強化については、IMCO(政府間海事協議機構)で採択された一九七三年の海洋汚染防止条約の国内法化作業の一環として検討してまいりたい。

また、船舶内で生じた廃油を処理するための処理施設の整備については、昭和四十二年より開始し、現在、バラスト等大量に廃油の発生する港における施設の整備はおおむね終了し、今後は、ビルジ等の少量の廃油が発生する港において利用者の便を図るため、小規模の処理施設、受入タンク等の整備を行

うとともに、今後新たに石油精製工場等の立地によつて、廃油が発生する港での施設の整備を行うこととしている。

二、現在、海上保安庁では、航空機二八機、巡視船艇三〇七隻により海洋汚染の監視取締りを行つており、特に南西諸島から南九州に至る海域は、外航タンカーの常用航路に当たつてゐるため、鹿児島航空基地のビーチクラフト機二機、石垣航空基地のヘリコプター二機により重点監視を行うとともに、羽田航空基地の大型航空機も随時同海域に出勤させてゐる。

一方、昭和四十六年六月から一年間及び昭和四十八年六月から半年間、いわゆる「廃油ポール」の漂着状況の実態調査を全国的に実施し、監視取締りに資してきた。

なお、今後とも航空機、巡視船艇等の整備を図り、監視取締体制を強化していくこととしており、具体的には南西諸島から南九州に至る海域について、昭和四十九年度に、

(一) 石垣航空基地及び鹿児島航空基地にそれぞれビーチクラフト機一機を増強

(二) 夜間監視強化のため、赤外線を利用した油排出夜間監視装置を、鹿児島航空基地のビーチクラフト機に積載することとし、一層厳重な監視取締りを行うこととしている。

三、現在発効している一九五四年の油による海水の汚濁の防止のための国際条約には四九か国が参加している。また、我が国では海洋汚染防止法として国内法化されてゐる一九六九年条約の加盟国は、現在二一か国であり、同条約はいまだに発効していない。

海洋環境の保全には、国際的な協力体制が不可欠であり、我が国としては、IMCO(政府間海事協議機構)等の場を通じてこれらの条約への未加盟国に対し、加盟を呼びかける

原油スラッジ等油による海洋汚染防止対策の確立に関する請願(第八号) 同

郵便物の滞貨解消に関する請願 (第三二一六号)	郵政省	等、今後とも積極的に対処していくこととしている。 なお、昨年のIMCO条約会議において、条約の批准促進について勧告がなされており、各国ともその実施に努力するものと思われる。
郵便集配請負人の待遇改善に関する請願(第四八九三号)	同	最近の社会活動の都市集中により、都市及びその周辺地域における郵便業務の運行は、困難の度を増しているが、これらの地域に対しては、必要な労働力を確保するほか、機械化の促進による合理化、通信量の増大に応じた配達区画の調整、郵便輸送施設の増強等所要の措置を講じ、常に業務の正常運行の確保に努めているところである。
九州縦貫自動車道のえびの・溝辺間の建設促進に関する請願(第五号)	建設省	郵便集配請負人の請負料引上げについては、昭和四十六年度からこのかた毎年度二〇パーセント以上の引上げを行つてきており、昭和四十九年度は、更に平均三〇パーセントの大幅な引上げを行つた。 また、郵便集配請負人が郵便集配業務を行うに当たっては、被服及び集配用具を貸与するなどしてできる限りの便益を供与しているほか、委託業務上の災害に際しては、本務者に準じた見舞金を贈与する等して待遇の改善に努めている。
鹿児島市周辺幹線道路の整備促進に関する請願(第六号)	同	九州縦貫自動車道えびの・溝辺間の建設については、昭和四十九年三月に路線発表を行つたところである。 現在、用地取得、工事実施に必要な作業を進めている段階であり、関係者の御協力を得て、早期に工事着手できるよう努めてまいりたい。 一、一般国道三号の鹿児島バイパスは、鹿児島市内及びその周辺の交通混雑解消を図るは

川内川改修事業費の大幅増額に関する請願(第七号)	同	か、九州自動車道と市内の連絡の用に供するため計画されたものである。 現在計画ルート及び構造について、県、市及び関係公共機関との調整が完了し、昭和四十九年八月十八日には地元住民に計画を発表し、更に細部の協議を進めることとしている。 バイパスの建設については、計画ルート等について地元の了解が得られ次第早急に着手する考えである。 二、(一)一般国道十号の二次改築については、鹿児島市内へ通ずる区間のうち、現在最も交通のあい路となつている磯地区で線形改良をかねて拡幅工事を促進している。 また、市内及びその周辺については、交通混雑の解消を図るべくバイパスの調査を行つており、調査がまとまり次第交通混雑の著しい区間から事業に着手する考えである。 (二)一般国道二二五号及び二二六号の二次改築については、現在交通のあい路となつている箇所及び危険箇所を重点的に整備しており、今後この方針に従つて逐次整備を促進する考えである。
茨城県利根川沿岸地区の利根	同	政府においては、昭和四十七年七月の集中豪雨による災害の状況にかんがみ、工事実施基本計画を改定し、計画規模の大幅な拡大を図るとともに、昭和四十七年度当初予算額一億七〇〇〇万円を、補正予算により三〇億二九〇〇万円に増額するとともに、昭和四十八年度は三〇億円をもつて事業の大幅促進を図つた。 昭和四十九年度は、総需要抑制策による公共事業圧縮の予算編成ではあるが、引き続き二九億円をもつて事業の計画的促進を図りたい。

昭和五十年一月十日 参議院会議録(その四) 第七十二回国会において採択された請願の処理経過

公共事業の早期発注に関する請願

同

昭和四十八年来実施している総需要抑制策の

北海道縦貫自動車道の早期実現に
関する請願(第四八二三号)

同

北海道縦貫自動車道のうち、函館市・室蘭市間については、昭和四十七年六月に基本計画が決定され、現在整備計画策定のための調査を行っている段階であり、この調査の完了を待つて整備計画を策定したい。

筑波研究学園都市建設に伴う地方公共団体に対する財政措置に関する請願(第一三五号)	自治省	研究学園都市の建設に関連する公共公益施設の整備に伴う関係地方公共団体の財政負担については、政府として、適切な措置を採るよう具体策について検討中である。
地方事務官制度の廃止に関する請願(第一四六号)	同	地方事務官制度については、行政改革計画の一環として廃止する方向で検討を続けてきたが、この問題は各省庁の地方行政機構のあり方や、その性格並びにそこに勤務している職員の身分に関連するだけに、現在までのところ成案を得ていない状況にある。しかし、本制度は暫定的な制度でもあるため、衆、参両院地方行政委員会の附帯決議等各方面から早期解決について種々の意見、要望が出されているが、業務の性格、効率性、行政責任の明確化等の問題を含めて、政府としては、できるだけ早い時期に合理的な結論が得られるよう関係各省庁間で協議を進めてまいりたい。
地方公共団体における超過負担の解消に関する請願(第三六六号)	同	超過負担の解消を図ることについては、政府は、従来から地方公共団体の超過負担の解消には最大限の努力を払ってきたところであり、昭和四十九年度においては、改めて文教施設等の事業について超過負担の実態を調査しており、

自治体病院の振興に関する請願(二件)(第六〇七・六三九号)	同	その結果に基づき所要の措置を講じてまいりたい。 国と地方公共団体間における税財源の配分を改めることについては、地方公共団体の自主性を確保する見地から、ここ数年にわたって市町村税を中心としてその税源強化を図ってきたところである。 特に昭和四十九年度においては、市町村民税法人税割の税率の引上げ、自動車取得税の税率の引上げ、地方道路譲与税及び自動車重量譲与税の増徴等自主税源の拡充に資することとしたところである。 なお、税財源の再配分については、国、地方公共団体間の事務再配分の問題との関連において考える必要があるもので、更に慎重に検討してまいりたい。
		一、自治体病院の経営改善の当面の措置として、昭和四十九年度において、昭和四十八年度末の不良債務を計画的に解消するための企業債の発行を認め、その利子に対する助成措置を講じることとしている。 二、国は、従来からがん診療、救急医療、へき地医療などの高度ないし不採算医療に関し、必要な施設設備の整備に要する費用については助成措置を講ずるとともに、地方交付税においても所要の措置を講じてきたが、昭和四十九年度においては、不採算地区病院の運営費についても新規の助成措置を講じたところである。今後ともこれらの施策の拡充に努めてまいりたい。 三、社会保険診療報酬の問題については、最近の物価、人件費等の変動を勘案して善処してまいりたい。 四、国は、従来からがん診療、救急医療、看護婦養成所等に関し、その施設、設備の整備に要する費用について助成措置を講じてきてお

自治体病院事業の経営健全化に関する請願(第六九二号)

同

り、更に昭和四十九年度からは、新たに教育病院の施設整備に要する費用についても助成することとしており、今後とも医療需要の動向等を考慮しつつその拡充強化に努めてまいりたい。

一、国は、従来からがん診療、救急医療、看護婦養成所等に関し、その施設、設備の整備に要する費用について助成措置を講じてきており、更に昭和四十九年度からは、新たに教育病院の施設整備に要する費用についても助成することとしており、今後とも医療需要の動向等を考慮しつつその拡充強化に努めてまいりたい。また、自治体病院の整備のための特別地方債については、従前に引き続き融資わくの拡大等に努めてまいりたい。

二、不採算地区に所在する自治体病院の運営費については、昭和四十九年度から新たな助成措置を講じたところであるが、その充実を含めて、救急医療等不採算医療の運営費に対する助成については、今後とも慎重に検討してまいりたい。

三、自治体病院の経営改善の当面の措置として、昭和四十九年度について、昭和四十八年度末の不良債務を計画的に解消するための企業債の発行を認め、その利子に対する助成措置を講ずることとしている。

四、関連教育病院において、教官が使用する施設等については、借料の財政措置を行うこととし、また、将来学生が実際に実習を開始する際には、所要の経費について検討することとしている。

なお、現在関連教育病院の充実を図るため、設備費の補助を行っているところである。

五、社会保険診療報酬の問題については、最近の物価、人件費等の変動を勘案して善処して

地方公共団体の財源対策に関する請願(第一〇九八号)

同

地方自治体の超過負担の解消に関する請願(第二八八四号)

同

まいりたい。

六、医療従事者の不足に対処するため、医師については、国立医科大学(医学部)の新設等の措置を計画的に進めているところである。また、看護婦の確保についても看護力の増強に對する社会の強い要請にこたえるため、計画的に養成確保対策を推進しているところであるが、今後ともその強化に努めてまいりたい。また、自治体立の看護婦養成所に対しては、従来から施設設備の整備について助成を行ってきたところであり、今後ともその拡充に努めてまいりたい。

超過負担の解消を図ることについては、政府は、従来から地方公共団体の超過負担の解消には最大限の努力を払ってきたところであり、昭和四十九年度においては、改めて文教施設等の事業について超過負担の実態を調査しており、その結果に基づき所要の措置を講じてまいりたい。

国と地方公共団体間における税財源の配分を改めることについては、地方公共団体の自主性を確保する見地から、ここ数年にわたって市町村税を中心としてその税源強化を図ってきたところである。

特に昭和四十九年度においては、市町村民税法人税割の税率の引上げ、自動車取得税の税率の引上げ、地方道路譲与税及び自動車重量譲与税の増徴等自主税源の拡充に資することとしたところである。

なお、税財源の再配分については、国、地方公共団体間の事務再配分の問題との関連において考える必要があるため、更に慎重に検討してまいりたい。

超過負担の解消を図ることについては、政府は、従来から地方公共団体の超過負担の解消に

地方財政の確立に関する請願(第
三二二二号)

同

は最大限の努力を払ってきたところであり、昭和四十九年度においては、改めて文教施設等の事業について超過負担の実態を調査しており、その結果に基づき所要の措置を講じてまいりたい。

国と地方公共団体間における税財源の配分を改めることについては、地方公共団体の自主性を確保する見地から、ここ数年にわたって市町村税を中心としてその税源強化を図ってきたところである。

特に昭和四十九年度においては、市町村民税法人税割の税率の引上げ、自動車取得税の税率の引上げ、地方道路譲与税及び自動車重量税と税の増徴等自主税源の拡充に資することとしたところである。

なお、税財源の再配分については、国、地方公共団体間の事務再配分の問題との関連において考える必要があるので、更に慎重に検討してまいりたい。

昭和四十九年度の地方財政においては、給与関係経費や社会保障経費の増大等歳出の増加要因があることは事実であるが、総需要抑制の見地から歳出は極力圧縮されなければならない状況にあり、一方、歳入面では地方税収入はかなりの増収が期待できる状況にある。地方交付税を一六八〇億円減額したのは、このような地方財政の状況を勘案して行つたものであり、一六八〇億円の減額後においても、地方交付税は、五〇七〇億円(一七・四パーセント)の増となり、地方税、地方譲与税、地方交付税を併せた一般財源は、昭和四十八年度における伸び率を上回る増加が見込まれる。したがって、国の財政運営の基調に準じて地方財政が運営される限り、支障が生ずることはないものと考えている。

なお、今後とも、地方財政の運営に支障が生ずることのないよう所要の財源措置を講じてま

地方自治体の超過負担解消に関する
請願(第三三二四号)

同

いりたい。

超過負担の解消を図ることについては、政府は、従来から地方公共団体の超過負担の解消には最大限の努力を払ってきたところであり、昭和四十九年度においては、改めて文教施設等の事業について超過負担の実態を調査しており、その結果に基づき所要の措置を講じてまいりたい。

国と地方公共団体間における税財源の配分を改めることについては、地方公共団体の自主性を確保する見地から、ここ数年にわたって市町村税を中心としてその税源強化を図ってきたところである。

特に昭和四十九年度においては、市町村民税法人税割の税率の引上げ、自動車取得税の税率の引上げ、地方道路譲与税及び自動車重量税と税の増徴等自主税源の拡充に資することとしたところである。

なお、税財源の再配分については、国、地方公共団体間の事務再配分の問題との関連において考える必要があるので、更に慎重に検討してまいりたい。

超過負担の解消を図ることについては、政府は、従来から地方公共団体の超過負担の解消には最大限の努力を払ってきたところであり、昭和四十九年度においては、改めて文教施設等の事業について超過負担の実態を調査しており、その結果に基づき所要の措置を講じてまいりたい。

国と地方公共団体間における税財源の配分を改めることについては、地方公共団体の自主性を確保する見地から、ここ数年にわたって市町村税を中心としてその税源強化を図ってきたところである。

特に昭和四十九年度においては、市町村民税

超過負担の全面解消に関する請願
(第四四二九号)

同

昭和五十年一月十日 参議院会議録追録(その四) 第七十三回国会において採択された請願の処理経過

一〇四

法人税割の税率の引上げ、自動車取得税の税率の引上げ、地方道路譲与税及び自動車重量譲与税の増徴等自主税源の拡充に資することとしたところである。

なお、税財源の再分配については、国、地方公共団体間の事務再配分の問題との関連において考える必要があるので、更に慎重に検討してまいりたい。

昭和四十九年十二月九日

参議院議長 河野 謙三殿

内閣総理大臣 田中 角榮

国会法第八十一条第二項の規定に基づき、第七十三回国会の開会中貴院において採択され、内閣に送付を受けた請願の処理経過を別冊のとおり報告する。

第七十三回国会参議院において採択された請願の処理経過

第七十三回国会において、参議院で採択され、内閣に送付を受けた請願は、内閣においてそれぞれの請願の關係省に送付し、關係省からその処理案を内閣に提出し、これを閣議に付して決定することとした。その結果処理案を決定したものは、左記のとおりである。

右の処理要領を収録すれば、別紙のとおりである。

記

第七十三回国会

内閣受理件数

一二三件

処理案決定件数

一二三件

件 名	おもな所管省	請願に対する処理要領
恩給・共済年金受給者の処遇改善に関する請願(第六六号)	総理府(恩給局)	一、恩給年額の増額については、昭和四十八年度以降、現職公務員の給与改善率を基礎として行つてきており、昭和四十九年度においても、昭和四十八年度の公務員給与の改善率により一五・三パーセントの増額を行つたほか、公務員給与水準と恩給水準との格差一四・七パーセントを二年計画で補填することとしたが、残りの格差補填については、できるだけ早い機会に実施することとした。 また、公務員給与改善率により恩給年額を増額するという方式を制度化する必要があるかどうかについては、今後とも十分検討してまいりたい。 次に、共済年金の実質価値の維持については、従来から努力してきたところであるが、いわゆる年金の自動スライド制の導入については、他の公的年金制度との均衡、財源負担等の問題もあるので、関係審議会にも諮り慎重に検討してまいりたい。 二、退職年次による恩給・共済年金の格差是正については、恩給及び共済年金制度の枠内で措置し得るものについては、既に是正措置を講じているところであるが、これ以上の格差是正は、給与制度との関連もあるので、慎重に検討すべきであると考えている。

三、高齢者に対する優遇措置については、従来から恩給改善の最も重要な課題として取り上げてきたところであり、昭和四十九年度の法律改正においても、恩給の算出率に特例措置を設ける等特段の配慮を講じたところであつて、今後とも高齢者の処遇については十分検討してまいりたい。

四、恩給・共済年金の改定の実施時期を四月一日とすることについては、恩給制度及び各種共済組合制度だけの問題ではなく、公的年金制度全般に共通する問題であるので、今後とも慎重に検討すべきであると考ええる。

五、恩給の最低保障は逐年改善しているところであるが、今後とも他の公的年金との均衡、更には恩給制度内部における均衡を考慮しつつ、その改善を図つてまいりたい。

また、低額の共済年金については、昭和四十九年度の法律改正により、通算退職年金に準ずる方式を導入する等、大幅な改善を行ったところであるが、今後とも共済年金の給付水準については、他の公的年金の給付水準、財源負担との関連を考慮して検討してまいりたい。

六、扶助料及び共済組合制度における遺族年金の給付率の改善については、公的年金制度全般の問題であるので、慎重に検討すべきであると考ええる。

七、恩給の年額は、在職年数と退職当時の俸給

によつて決定されるものであるから、女子職員であるからといって、恩給法上特別の取扱いをするのは適当でないが、恩給の給付水準の引上げについては、今後とも努力してまいりたい。

八、雇傭人期間を恩給公務員期間に算入することについては、恩給制度が本来官吏を対象とした年金制度であるという建前からみて困難である。

九、夫に対する扶助料の支給条件を緩和することについては、恩給制度内部の均衡を考慮しつつ、慎重に検討してまいりたい。

十、恩給の改善は、琉球政府職員の恩給に限らず、すべてその時々における社会的要請に応じて最も妥当と考えられる措置を将来に向かつて行うものであつて、戦後沖繩の置かれた特殊事情は理解できるが、琉球政府職員に対する処遇改善措置についてのみこれを既往に遡つて格差補償を行うことは、他の一般の恩給改善との均衡上困難である。

十一、福祉年金は、どの年金制度からも給付を受けられない者に対して全額国庫負担で支給される年金であり、他の公的年金の額を補充する趣旨のものではない。

現在、一般公的年金を受けている者に対し併給を認めているのは、公的年金制度の水準がなお十分でないという実情を考慮して暫定措置として行われているものであり、本来、

公共料金等の値上げ反対等に関する請願(第一六八号)

総理府
(経済企画庁)

各公的年金制度における給付内容の改善によつて解決されるべきものと考えるが、限度額の引上げについては、十分検討いたしたい。

一、国と大企業の負担で公共料金等の値上げをしないことについては、政府は、公共料金等の引上げについては、従来から極力抑制的に取り扱ってきたところであり、今後、この方針に基づいて対処してまいる所存である。ただ、これにより、公共サービス等の質的、量的水準の大幅な低下を招いたり、企業の存続維持が困難になるような事態は避けるべきである。そのため、企業努力によるコスト上昇の吸収等を極力要請するが、なお吸収できない部分が残る、ひいては企業の維持が困難になると考えられる場合には、料金改定も検討せざるを得ない。この場合においては、物価に与える影響に十分配慮した上、極力改定率等を圧縮する等慎重に対処してまいる所存である。

二、国会で第二次物価審議を行うこと等については、物価集中審議を行うかどうか、また、どのような形で行うか等は国会において判断される事項であることは言をまたないところであるが、物価対策については、政府としては、昭和四十八年以來の物価上昇による経済の緊急事態に対処し、強力な総需要抑制策を

公共料金、消費者米価の値上げ反対等に関する請願(第一六九号)

同

基本としつつ、生活関連物資をはじめとする個別物資の需給、価格対策を実施するとともに、低所得者層等インフレ弱者の救済にも努める等、物価の安定と国民生活の安定に全力を傾注してまいつたところであり、物価上昇も鎮静化しつつあるところである。

一、公共料金、消費者米価などの値上げをしないことについては、政府は、公共料金等の引上げについては、従来から極力抑制的に取り扱ってきたところであり、今後、この方針に基づいて対処してまいる所存である。ただ、これにより、公共サービス等の質的、量的水準の大幅な低下を招いたり、企業の存続維持が困難になるような事態は避けるべきである。そのため、企業努力によるコスト上昇の吸収等を極力要請するが、なお吸収できない部分が残る、ひいては企業の維持が困難になると考えられる場合には、料金改定も検討せざるを得ない。この場合においては、物価に与える影響に十分配慮した上、極力改定率等を圧縮する等慎重に対処してまいる所存である。

二、国会で第二次物価審議を行うこと等については、物価集中審議を行うかどうか、また、どのような形で行うか等は国会において判断される事項であることは言をまたないところであるが、物価対策については、政府として

は、昭和四十八年以來の物格上昇による經濟の緊急事態に対処し、強力な總需要抑制策を基本としつつ、生活関連物資をはじめとする個別物資の需給、価格対策を実施するとともに、低所得者層等インフレ弱者の救済にも努める等、物価の安定と国民生活の安定に全力を傾注してまいつたところであり、物価上昇も鎮静化しつつあるところである。

三、学校給食法を改正し、国庫補助をふやし、学校給食の父母負担を大幅に軽減することについては、まず、学校給食に要する経費は、学校給食法等の規定により施設、設備及び人件費は学校の設置者が負担し、その他の経費は保護者が負担するものとされており、学校給食費(食材料費)は保護者に負担してもらうことが建前とされている。

しかしながら、学校給食用物資を低廉で安定した価格で供給するための物資供給体制の整備については今後とも努力したい。また、各種の観点から行われている現行の学校給食用基本物資に関する国庫補助についても、その維持充実について配慮してまいりたい。

なお、学校給食の制度上の諸問題については、現在、保健体育審議会学校給食分科審議会において具体的な審議が行われており、その結論を待ち、更に各方面の意見を聴いて慎重に検討してまいりたい。

四、老人・生活保護者・障害者などに対し、年金や諸手当、生活保護費などを大幅に引き上げることにについては、まず、年金については、昭和四十八年度の改正において、厚生年金及び国民年金の給付水準を大幅に引き上げ、厚生年金については被保険者の平均標準報酬の六割を年金額の標準的な水準として確保し、国民年金についても厚生年金の改善に見合つて年金額を引き上げたところである。更に、物価スライド制を導入し、年金額の実質的価値の維持を図ることとしたところであり、今後とも賃金、生活水準の向上等を総合的に勘案して適正な年金額の水準を確保してまいりたい。

また、福祉年金については、逐年その改善を図つており、昭和四十九年度においては、老齢福祉年金の年金額を九月から月額七五〇〇円にする等、各福祉年金の年金額を五〇パーセント引き上げたところであり、今後とも引き続きその改善充実に向けてまいりたい。

生活保護における生活扶助基準については、昭和四十九年四月に二〇パーセントの引上げを行い、六月に六パーセントの再引上げを行ったところであるが、更に十月には消費者米価の改定に伴い所要の引上げを行ったところである。今後とも国民生活の動向、物価水準の動向に対応して生活扶助基準の改善に努めてまいりたい。

諸手当については、児童扶養手当及び特別児童扶養手当は、昭和四十九年九月からそれぞれ九八〇〇円及び一万一三〇〇円に、児童手当は十月から四〇〇〇円に引き上げたところであり、今後とも国民生活の動向、物価水準の動向、他制度とのバランス等を考慮して改善充実に努めてまいりたい。

公共料金値上げ反対、第二次物価集中審議に関する請願(二件)(第一七〇・一七一号)

同

一、国と大企業の負担で公共料金等の値上げをしないことについては、政府は、公共料金等の引上げについては、従来から極力抑制的に取り扱ってきたところであり、今後も、この方針に基づいて対処してまいる所存である。ただ、これにより、公共サービス等の質的、量的水準の大幅な低下を招いたり、企業の存続維持が困難になるような事態は避けるべきである。そのため、企業努力によるコスト上昇の吸収等を極力要請するが、なお吸収できない部分が残し、ひいては企業の維持が困難になると考えられる場合には、料金改定も検討せざるを得ない。この場合においては、物価に与える影響に十分配慮した上、極力改定率等を圧縮する等慎重に対処してまいる所存である。

二、国会で第二次物価審議を行うこと等については、物価集中審議を行うかどうか、また、どのような形で行うか等は国会において判断される事項であることは言をまたないところ

であるが、物価対策については、政府としては、昭和四十八年以來の物価上昇による経済の緊急事態に対処し、強力な総需要抑制策を基本としつつ、生活関連物資をはじめとする個別物資の需給、価格対策を実施するとともに、低所得者層等インフレ弱者の救済にも努める等、物価の安定と国民生活の安定に全力を傾注してまいつたところであり、物価上昇も鎮静化しつつあるところである。

三、学校給食法の改正を含め、学校給食への国庫補助増額、私学助成の増額など父母の負担を軽減することについては、まず、学校給食に要する経費は、学校給食法等の規定により施設、設備及び人件費は学校の設置者が負担し、その他の経費は保護者が負担するものとされており、学校給食費(食材料費)は保護者に負担してもらうことが建前とされている。

しかしながら、学校給食用物資を低廉で安定した価格で供給するための物資供給体制の整備については今後とも努力したい。また、各種の観点から行われている現行の学校給食用基本物資に関する国庫補助についても、その維持充実にについて配慮してまいりたい。

なお、学校給食の制度上の諸問題については、現在、保健体育審議会学校給食分科審議会において具体的な審議が行われており、その結論を待ち、更に各方面の意見を聴いて慎

重に検討してまいりたい。

また、私立大学等経常費補助金をはじめとする私立学校に対する国の助成措置については年々拡充しており、私立大学等経常費補助金についてみれば、昭和四十九年度予算では、前年度より四七・五パーセント増に当たる六四〇億円を計上している。

高等学校以下の諸学校に対しては、私立大学に対する国の助成の例に準じて都道府県が経常費補助を行うことができるよう、地方交付税制度を通じて財源措置を講じているところである。

私学の学校教育に果たす役割にかんがみ、今後とも引き続き私学振興の推進に努めてまいりたい。

四、老人・生活保護者・障害者などに対し、年金や諸手当、生活保護費などを大幅に増やすことについては、まず、年金については、昭和四十八年度の改正において、厚生年金及び国民年金の給付水準を大幅に引き上げ、厚生年金については被保険者の平均標準報酬の六割を年金額の標準的な水準として確保し、国民年金についても厚生年金の改善に見合つて年金額を引き上げたところである。更に、物価スライド制を導入し、年金額の実質的価値の維持を図ることとしたところであり、今後とも賃金、生活水準の向上等を総合的に勘案して適正な年金額の水準を確保してまいりたい。

大企業の製品原価の公開、物価引下げ、公共料金値上げ反対に関する請願(第一七八号)

同

い。

また、福祉年金については、逐年その改善を図っており、昭和四十九年度においては、老齢福祉年金の年金額を九月から月額七五〇円にする等、各福祉年金の年金額を五〇パーセント引き上げたところであり、今後とも引き続きその改善充実に努めてまいりたい。

生活保護における生活扶助基準については、昭和四十九年四月に二〇パーセントの引上げを行い、六月に六パーセントの再引上げを行ったところであるが、更に十月には消費者米価の改定に伴い所要の引上げを行ったところである。今後とも国民生活の動向、物価水準の動向に対応して生活扶助基準の改善に努めてまいりたい。

諸手当については、児童扶養手当及び特別児童扶養手当は、昭和四十九年九月からそれぞれ九八〇〇円及び一万一三〇〇円は、児童手当は十月から四〇〇〇円に引き上げたところであり、今後とも国民生活の動向、物価水準の動向、他制度とのバランス等を考慮して改善充実に努めてまいりたい。

一、大企業の製品原価を公開し、不当な価格つり上げをやめて、昨年十月以前の価格に引き下げることにについては、政府は、従来から総需要抑制策を基本として、個別物資の価格に

についても便乗値上げ等を厳に防止するための強力な指導、監視を続けてきたところであり、今後とも諸般の物価安定政策を実施することにより、価格安定に十分配慮してまいりたい。なお、一般的に製品原価を公開させることは、我が国が自由経済を建前としている以上、慎重でなければならないと考えている。

二、消費者米価、国鉄運賃、電気料金、ガス、水道料金など一切の公共料金の値上げをやめ、安定を図ることについては、政府は、公共料金等の引上げについては、従来から極力抑制的に取り扱ってきたところであり、今後この方針に基づいて対処してまいる所存である。

ただ、これにより、公共サービス等の質的、量的水準の大幅な低下を招いたり、企業の存続維持が困難になるような事態は避けるべきである。そのため、企業努力によるコスト上昇の吸収等を極力要請するが、なお吸収できない部分が残し、ひいては企業の維持が困難になると考えられる場合には、料金改定

国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに関する請願(二件)(第一五・一七七号)

文部省

も検討せざるを得ない。この場合においては、物価に与える影響に十分配慮した上、極力改定率等を圧縮する等慎重に対処してまいる所存である。

養護教諭を養成するための課程を国立の四年制大学に設置することについては、養護教諭の量的確保と資質の向上という両面からの要請を十分勘案しつつ、その具体的方策について、大学及び養護教諭養成所の関係者と研究協議を進めている。

茨城県に県立医科大学設置促進に関する請願(第一〇六号)

同

昭和四十九年度は、医科大学(医学部)を設置しようとする地方公共団体に対し、その創設について慎重に調査研究するため、その準備調査に要する経費の一部を補助することとしており、茨城県を補助の対象とする予定であるが、茨城県における県立医科大学設置の促進については、既に、同県には筑波大学医学専門学群を設置しているところであり、更に、同県に県立医科大学を設置することについては、看護婦の確保、学生実習用解剖体の確保等の問題も含め

て慎重に検討する必要がある。

厚生省

一、看護婦の処遇については、政府としても、夜間勤務手当の大幅な増額及び他の職種に優先して給与の大幅な引上げを図る等、その改善に努めてきているところであるが、今後とも処遇の改善に努めてまいりたい。

二、昭和四十二年以降、逐年国立大学における医療技術短期大学の創設に努力してきたところであるが、今後とも看護婦を始めとする医療技術者の資質の向上に努めていく所存である。

三、看護婦の勤務条件の改善については、政府としても、鋭意努力しているところであるが、夜間勤務問題は特に重視して、今後とも必要な員数の確保、施設に対する改善指導等に努めてまいりたい。

四、病院保育所に対する助成については、看護婦の勤務条件の改善を図る見地から、従来より看護婦共同利用保育施設の整備に要する費用の補助を行うとともに、昭和四十九年度から新たに院内保育事業の運営に要する費用に

一四一・一四二・一四三・一四四
四・一四五・一四六・一四七・一四八・一四九・一五〇・一五一・一五二・一五三・一五四・一五五・一五六・一七四・一七五・一七六号)

国民健康保険組合に対する療養給付費補助金の定率引上等に関する請願(第一四号)

同

についても補助を行うこととしたところであり、今後ともその充実に努めてまいりたい。

国民健康保険組合に対する助成措置については、現在、国民健康保険組合の中には比較的財政力のあるところ等から、全国国民健康保険組合一率の補助の方法によらず、二五パーセントの定率療養給付費補助金のほかに、臨時調整補助金(昭和四十九年度は七〇億円)を計上し、財政基盤の脆弱な国民健康保険組合に対して重点的に手厚い国庫補助を行つていくところであるが、今後とも国民健康保険組合の財政安定のための措置について努力してまいりたい。また、臨時調整補助金の定率化については、制度全般に関連する問題であるので慎重に検討してまいりたい。

第三次定員削減は、各省庁を通じて、総定員

ハンセン氏病療養所職員増員に関同

昭和五十年一月十日 参議院会議録追録(その四) 第七十三回国会において採択された請願の処理経過

一一二

する請願(四件)(第五六・一六〇・一七二・一七三号)	の三パーセントを三年間に削減することが閣議決定されたが、医療施設については、医療職及び不自由者付添看護職員は削減しない等の配慮をしたところである。
国立病院療養所の定員等に関する請願(二件)(第六〇・一五九号)	看護婦、看護助手等職員の増員及び患者作業返還に伴う職員の増員については、従来から措置してきたところであるが、今後とも一層努力してまいりたい。
乳幼児の医療費無料化等に関する請願(二件)(第一五七・一五八号)	第三次定員削減は、各省庁を通じて、総定員の三パーセントを三年間に削減することが閣議決定されたが、医療施設については、医療職は削減しない等の配慮をしたところである。
同 一、乳幼児の医療については、従来より未熟児に対する養育医療、障害児に対する育成医療等特別の医療を必要とするもの、更に小児ガン、慢性腎炎、ネフローゼ及びびせんそくなど長期の治療を必要とする慢性疾患を対象に治療費の公費負担を実施しているところである。また、昭和四十九年度においては、小児の慢性疾患に対する医療援護対策の一層の推	進を図るため、対象疾患等について大幅な拡大を行ったところである。 このような特別の医療以外の一般の疾病について、乳幼児の医療費の公費負担をする点については、医療保障制度全般の問題や受入体制の整備とも深く関連するので、今後慎重に検討してまいりたい。 二、乳幼児の定期健康診断については、一般健診を二回、必要に応じて精密健診を二回公費で行っており、また、三才児については、毎年公費により三才児健診を行っているところである。 三、日曜、祭日や夜間における医療体制については、近年都市部において交通事故以外の急病患者の増加が目立っている実情にかんがみ、昭和四十七年度から当番医制等地域の医療確保対策について協議する協議会の設置を促進しているほか、昭和四十九年度から新規に休日夜間診療所の設置を図ることとし、その整備及び運営に要する経費の一部を助成することとしたところである。 四、小児専門の医療機関については、国立小児

外国産かんきつの検疫体制強化に
関する請願(第一七号)

農 林 省

病院を中核として全国的に体系的整備を図ることとして、昭和四十六年度から国公立病院を対象にその整備を推進しているところであるが、更に施策の充実に努めてまいりたい。

五、診療報酬については、最近の物価、人件費等の変動を勘案して、昭和四十九年十月一日から改定を行ったところであるが、その際、乳幼児に係る診療についても再診料に乳幼児加算を新設するとともに、手術及び麻酔に新生児、乳児加算を新設し、その改善を図ったところである。

現在、我が国に輸入される植物については、植物防疫法に基づいて厳重な検疫を実施しており、その検疫体制も、最近における輸入量の増加に対応して、これらに必要な植物防疫官の増員を図る等整備に努力しているところである。

フロリダ産グレープフルーツからカリブミバエが発見された問題については、今後、これにカリブミバエが付着することのないよう米国で適切な措置が講ぜられるまでの間、輸出の自粛をされたい旨米国に対し要請し、米国側におい

日本漁業の危機に対する緊急措置
等に関する請願(二件)(第五七・
五九号)

同

では、この要請をうけフロリダ産グレープフルーツの輸出自粛措置を実施中であり、現在までのところ輸入は行われていない。

また、現在、この問題解決のために、米国側において講ずる検疫上の具体的措置の内容について、日米双方の検疫当局者間で技術的検討を進めているところである。

なお、カリブミバエについては、その発生が局地的で、発生地における被害も少なく、国際的にも、現在この害虫を対象にその寄主植物の輸入を禁止している国はないので、これを対象に輸入禁止措置を講ずることは、国際植物防疫条約の精神からみて適当でないと考える。

一、水産たん白食糧の自給度向上と漁業経営安定施策の早急整備については、

(一) 沿岸漁場の整備については、目下、沿岸漁場整備開発法に基づき、沿岸漁場整備開発計画を昭和四十九年度中に樹立すべく検討を進めているところであり、本計画に基づく沿岸漁場整備開発事業により、沿岸漁場の生産力の計画的、かつ、構造的な拡充

を期してまいりたい。

(二) 漁場復旧等漁場環境改善対策事業の公共事業としての展開については、水質汚濁防止法、海洋汚染防止法等公害規制諸法規の厳正な適用を進めるとともに、漁場環境保全対策事業により現に荒廃した漁場の回復整備に努めているところであり、昭和五十年年度以降においては、漁場環境維持保全対策事業を沿岸漁場整備開発事業の一環として計画的に拡充実施してまいりたい。また、従来から実施している漁場環境保全対策を充実に、漁業公害を防止するため、漁業公害の監視指導体制を計画的に整備するとともに、汚染の拡大を防止するヘドロの除去技術の事業化試験を推進してまいりたい。

(三) 沿岸・中小漁業の経営安定対策については、従来沿岸漁業等振興法及び中小漁業振興特別措置法に基づき、構造改善事業の推進、金融、税制等の各般の施策を実施してきたところであるが、今後とも漁業金融の拡充、税制の改善等の措置を講ずることに より、沿岸漁業及び中小漁業の経営の安定

に努めてまいりたい。

二、漁業再生産と漁業所得を保証する魚価安定政策の早期確立については、魚価安定対策としては、産地消費地を通ずる水産物価格安定対策について、学識経験者等からなる研究会を設置して長期的視野の下に調査検討を進めるとともに、当面、広域需給調整用の大型冷藏施設の計画的整備、生産者団体による水産物の調整保管の拡充実施等により、需給調整機能を一段と強化し、流通消費の合理化を図るための諸施策を総合的に推進してまいりたい。

三、漁業用石油、漁網綱・養殖資材等生産資材の価格安定と数量確保については、

(一) 石油類・資材費の価格を凍結すること等については、まず、漁業用石油について、その円滑な供給を確保するため、石油需給適正化法に基づく消費規制において、漁業用石油を優先扱いとしたほか、漁船用石油の確保についての特別措置を講じてきたところであり、他方、漁業用石油の元売価格及び末端価格についても、その抑制を強力に

昭和五十年一月十日 参議院会議録追録(その四) 第七十三回国会において採択された請願の処理経過

指導してきたところである。また、漁網網についても、原糸元売価格の凍結、漁網網の価格監視等の措置を講じてきたが、最近の繊維需給の緩和に伴う原糸元売価格の凍結解除後も、当分の間、漁網網の価格動向の監視を継続し、必要な行政指導を行つてまいりたい。

(二) 海外基地における漁業用石油の確保については、国内石油の積出しによる洋上補給等で対処してきたが、目下、海外における石油事情が漸次緩和の傾向にあり、石油価格も下降しているので、当面は事態の推移を十分注視することとしたい。

(三) 漁協系統用備蓄タンク類の整備・増設については、構造改善事業及び漁業近代化資金制度等により、設備資金につき、補助又は低利融資の途が開かれており、これらの制度を積極的に活用することにより対処してまいりたい。

(四) 石油類、生産資材等の確保については、将来、国際的な石油需給のひつ迫に伴いこれら資材の確保が困難となつた場合には、

今回と同様、漁業用資材の優先的確保のための措置を講ずるほか、必要に応じて割当制度についても検討してまいりたい。

四、漁業経営の安定的発展のための金融対策の推進については、

(一) 漁業用石油、漁網網、養殖資材等の価格上昇に対処するための融資措置については、当面の経営安定に資することを目的として、次の条件により融資を行つていくところである。

融資枠	五三〇億円
利率	年四パーセント以内。ただし、漁業種類により都道府県が事業主体となり得ない場合は年五・六パーセント以内。
償還条件	二年以内(すえ置き期間六か月以上を含む。)
融資限度	漁業種類に応じて定める。
対策期間	昭和四十九年五月から十月まで
資金使途	漁業種類に応じて定める限度内で、燃油漁網網等の諸資材のコスト急騰分に対応する特に緊急に必要と認められる経営資金

(二) 緊急つなぎ融資の担当機関に対する信用補完の措置については、国としては、漁業者の融資機関に対する債務を保証する漁業信用基金協会に対し、その保証について保険を行つてまいりたい。

(三) 既往貸付金の融資条件の変更、緩和については、系統金融機関をはじめ各金融機関に対して昭和四十九年四月に協力依頼したところである。

(四) 漁業経営の安定的発展のための長期低利融資制度の拡充・強化については、昭和四十九年度から漁業近代化資金においては、資金種類の拡大、貸付対象者の範囲の拡大、貸付限度額の引上げ並びに融資を円滑に行うための保証措置の拡大等を実施しており、また、農林漁業金融公庫資金については、貸付限度額の引上げ、融資率の引上げ並びに融資対象範囲の拡大等を行つていゝるが、今後の漁業状況等をみながら、更にこれらの制度の拡充、強化を図つてまいりたい。

五、水産省の早期設置については、水産庁が農

肉牛生産農家の経営安定等に関する

請願(五件)(第二六二・一六三・

一六四・一六五・一六六号)

同

林省の外局として同省に所属しているのは、第一次産業である農林水産業に関する行政を一元的に所掌することが最も適当であるとの考えによるものであり、農林省から独立して水産省を設置することについては、今後の我が国水産業の動向を勘案しつつ、慎重に検討することといたしたい。

一、肉牛の買入れについては、現在、国が買入れる制度はないが、価格の回復を図るため昭和四十九年二月来輸入の調整等種々の対策を実施してきているところである。特に、三月来生産者団体が実施してきている国産牛肉の調整保管事業(九月十八日までに第一次及び第二次分として約一六〇〇〇頭、九月十九日以降、更に第三次分を実施中)に対し、所要の経費を助成することとしている。

二、牛肉の輸入については、昭和四十八年末以来、国内の牛肉卸売価格が低落していることに対処して、昭和四十八年度の輸入割当数量一六万トンのうち、畜産振興事業団の手持ち在庫約一万トンを調整保管するとともに、約

四万トンについて価格が回復するまで輸入を行わないこととし、また、昭和四十九年度の輸入割当については、価格が回復するまで見合わせることにしているところである。最近、牛肉の卸売価格は、やや回復の兆しを見せているものの、未だ十分に回復している状況にあるとはいえないため、現時点において輸入を再開することは困難であると考えている。

三、「肉用牛価格安定基金」制度は、保証基準価格を定め、実勢価格がこれを下回った場合にその差額の八〇パーセントを補てん金として生産者に交付する制度で、肉用子牛については昭和四十五年度から、乳用雄肥育素牛については昭和四十七年度から実施してきている。

昭和四十九年度の保証基準価格は、生産資材の高騰等を考慮して肉用子牛は一九万五〇〇〇円(一頭当たり、対前年比約二倍)乳用雄肥育素牛は七万九〇〇〇円(一頭当たり対前年比約一・五倍)とそれぞれ改定したところである。

畜産農家の経営安定等に関する請願(第一六七号)

同

四、輸入飼料については、政府が、飼料需給安定法に基づき相当額の政財負担をすることにより、畜産経営の安定を図ることを旨として適正な価格で飼料用大麦、小麦の売却を行っているところである。また、昭和四十七年末来の配合飼料価格の値上がりに対しては、畜産農家への三次にわたる低利資金の融通や配合飼料価格安定基金への助成を行ったほか、昭和四十九年度畜産物政策価格の決定に当たって、飼料の値上がり等生産費の動向を反映した価格決定を行ったところである。今後とも政府操作飼料制度の適正な運営、飼料穀物の備蓄、国内飼料生産体制の整備等の措置を通じて、飼料の需給及び価格の安定に努めるところとしている。

一、肉牛の買入れについては、現在、国が買入れる制度はないが、価格の回復を図るため昭和四十九年二月以来輸入の調整等種々の対策を実施してきているところである。特に、三月来生産者団体が実施してきている国産牛肉の調整保管事業(九月十八日までに第一次

及び第二次分として約一万六〇〇〇頭、九月十九日以降、更に第三次分を実施中)に対し、所要の経費を助成することとしている。

二、「肉用牛価格安定基金」制度は、保証基準価格を定め、実勢価格がこれを下回った場合にその差額の八〇パーセントを補てん金として生産者に交付する制度で、肉用子牛については昭和四十五年度から、乳用雄肥育素牛については昭和四十七年度から実施してきている。

昭和四十九年度の保証基準価格は、生産資材の高騰等を考慮して肉用子牛は一九万五〇〇〇円(一頭当たり、対前年比約二倍)乳用雄肥育素牛は七万九〇〇〇円(一頭当たり、対前年比約一・五倍)とそれぞれ改定したところである。

三、輸入飼料については、政府が、飼料需給安定法に基づき相当額の財政負担をすることにより、畜産経営の安定を図ることを旨として適正な価格で飼料用大麦、小麦の売却を行っているところである。また、昭和四十七年末以来の配合飼料価格の値上がりに対しては、畜

産農家への三次にわたる低利資金の融通や配合飼料価格安定基金への助成を行ったほか、昭和四十九年度畜産物政策価格の決定に当たって、飼料の値上がり等生産費の動向を反映した価格決定を行ったところである。今後とも政府操作飼料制度の適正な運営、飼料穀物の備蓄、国内飼料生産体制の整備等の措置を通じ飼料の需給及び価格の安定に努めることとしている。

融資措置については、畜産が他の農業部門に比して多額の設備投資を必要とする特性にかんがみ、総合施設資金、農業近代化資金等の拡充等諸種の施策を講じてきているところである。また、昭和四十七年末以来の配合飼料価格の値上がりに対しては、前述のように三次にわたり、畜産農家への低利資金の融通を行ったほか、昭和四十八年末以来の牛肉価格の低迷により、肉用牛肥育経営の維持に悪影響を及ぼしていることから、これら経営の継続維持と安定を図るため、緊急対策として、低利融資による肉用牛肥育経営維持継続資金を発足させたところであり、農家債務の軽減措

置についても、その実態を把握のうえ低利融資を行うこととしており、調査結果を検討と
りまとめのうえ、措置する考えである。

四、牛肉の輸入については、昭和四十八年末以来、国内の牛肉卸売価格が低落していること
に対処して、昭和四十八年度の輸入割当数量
一六万トンのうち、畜産振興事業団の手持ち
在庫約一万トンを調整保管するとともに、約
四万トンについて価格が回復するまで輸入を
行わないこととし、また、昭和四十九年度の
輸入割当については、価格が回復するまで見
合わせることにしているところである。最
近、牛肉の卸売価格は、やや回復の兆しを見
せているものの、未だ十分に回復している状
態にあるとはいえないため、現時点において
輸入を再開することは困難であると考えてい
る。

第四号中正誤

ベシ 段行 誤

正

六 二 終わり
あるいは選挙区 ある選挙区

六 一 二 四 とは ことは
長谷川俊君 長谷川俊君

六 二 三 六 閣僚 各閣僚

三 二 三 つい上げ つり上げ

六 三 終わり
インフレへ インフレ

三 四 三 女性は 女性の数は

第五号中正誤

ベシ 段行 誤

正

六 三 二 つきてまして つきまして

六 二 二 対策で 対策の

第六号中正誤

ベシ 段行 誤

正

一 三 三 採決 採択

六 四 終わり
解散 散会

昭和五十年一月十日 参議院会議録追録(その四)

110

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 四十五円

(送料別)

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四一(大代)